

庄川筋左岸富山縣東礪波郡東山見村、右岸同縣同郡同村以下海ニ至ル迄ヲ、公  
共ノ利害ニ重大ノ關係アル河川ト認定シ、該川ニ就キ明治三十三年四月一日  
ヨリ、明治二十九年法律第七十一號河川法ヲ施行ス、

明治三十三年 月三日

内務大臣侯爵西郷從道

〔参考〕

〔富山縣報〕

富山縣告示第百七十一號

小矢部川筋、左岸射水郡二上村大字下八ヶ新村、右岸同郡横田村大字四ッ屋川  
原村、千保川落合ヨリ庄川合流迄、庄川ノ支川ト認定ス、

明治三十四年十月十八日

富山縣知事楡垣直右

富山縣告示第百七號

左記ノ河川ニ對シ、河川法第五條ニ依リ、河川法ニ規定シタル事項ヲ準用スヘ  
キ河川トシ、明治三十二年勅令第四百四號第一條ニ依リ之ヲ認定ス、  
但明治三十五年六月一日ヨリ施行ス、

明治三十五年五月三十日

富山縣知事小倉久

神通川

〔左岸、婦負郡細入村大字西笹津村字舟場坂

〔右岸、上新川郡大澤野村大字東笹津村字西平割 〔笹津橋ヨリ下流ニ至ル迄、

七日、<sup>庚戌</sup>婦負郡本法寺の法華經曼荼羅圖を、國寶に指定せらる、

〔法令全書〕

内務省告示第三十二號

古社寺保存法、第四條ニ依リ、左記ノ物件ヲ以テ國寶ノ資格アルモノト定ム、

明治三十三年四月七日

内務大臣侯爵西郷從道

等級	種類	品目	所有者
甲種三等	繪畫	絹本着色法華經曼荼羅圖 二十一幅	富山縣婦負郡黒瀬谷村 本法寺

〔参考〕

〔法令全書〕

法律第四十九號

明治三十年 六月五日

抄

古社寺保存法

第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ、特ニ歴史ノ證徴、又ハ美術ノ模範トナ

今上天皇明治三十三年

七五九



ルヘキモノハ、古社寺保存會ニ諮詢シ、内務大臣ニ於テ、特別保護建造物、又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得、

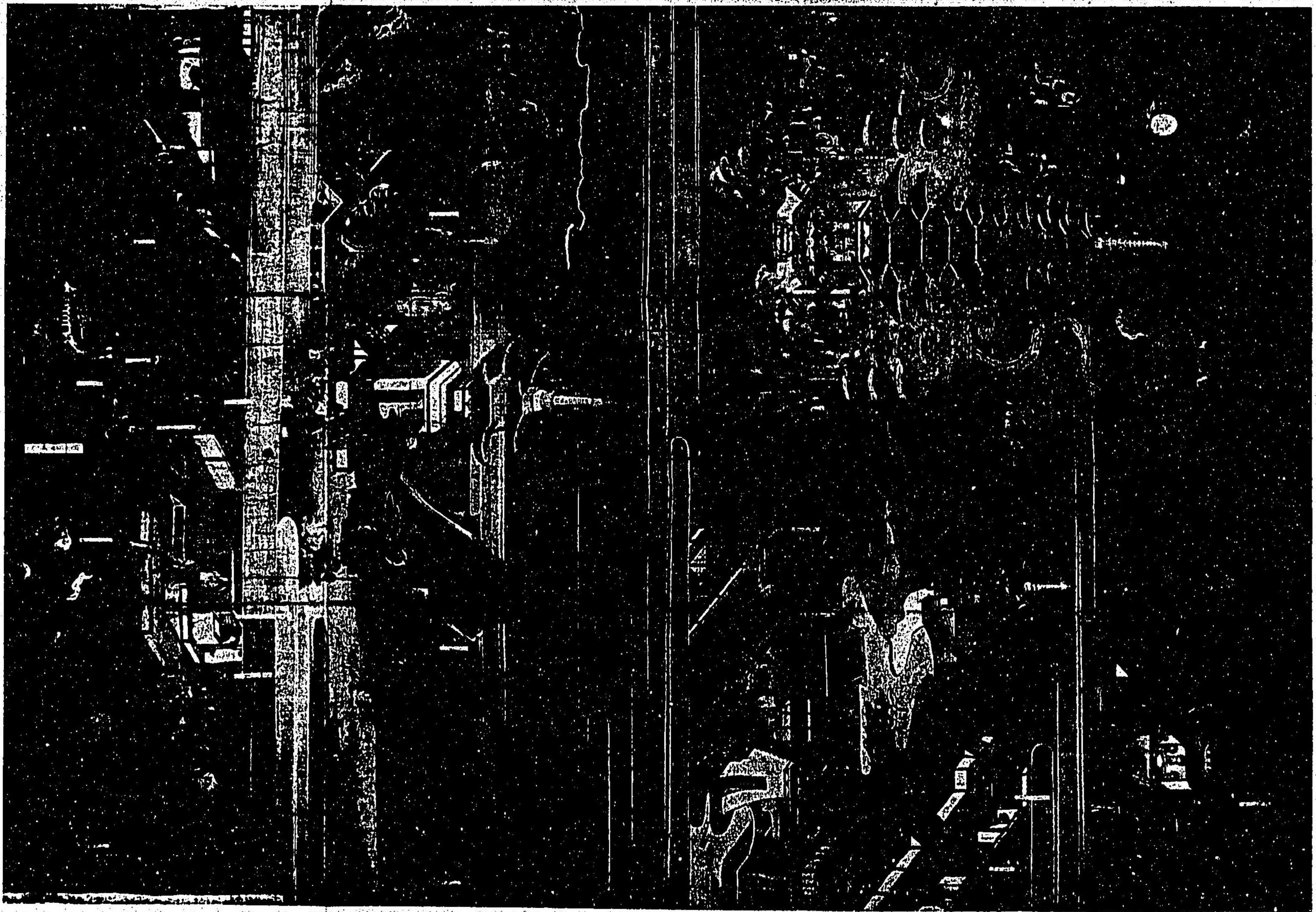
内務大臣ニ於テ、前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ、官報ヲ以テ之ヲ告示ス、

〔國寶法華經畫曼荼羅說明書〕

法華經二十八品畫曼荼羅說明書

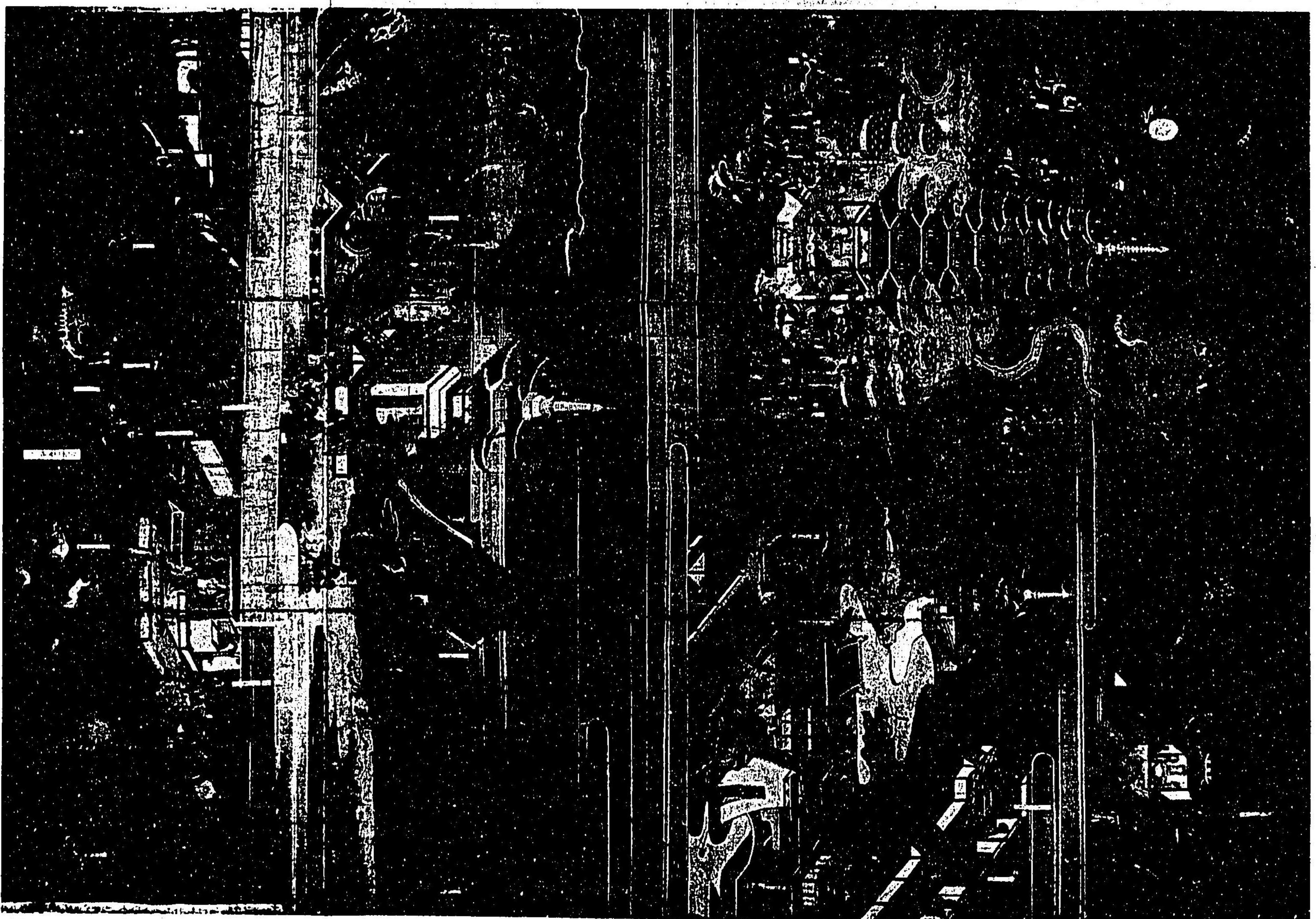
畫像の緣起は、人皇九十五代 後醍醐天皇の御宇、正中二年の夏の頃より、翌嘉曆元年の正月に至る迄、越中國射水郡放生津浦(今は新湊町と云ふ)の海中に於て毎夜光明を發し、漁民網を曳くに一魚をも獲ず、元來此地は田畑稀にして、常に捕魚を以て生活とせり、而して半年を過くるに、浦人飢に苦しみ、他郷に移る者數多し、依て此事を官に愁訴す、吏之を怪しみ、大綱を設けて、浦長大工屋喜平(其家今は大井清平と云ふ、末裔十餘戸あり)に命じて、光下を搜らしむるに、一の奇木を得たり、折いて之を檢するに、中に二十二卷の畫幅あり、各豎八尺餘、横四尺餘、其地は絹の三巾續に似たり、時の人未だ其畫の何たるを知らず、直に是を領主富崎城の神保氏に呈す、城主之を展觀するに、佛菩薩の尊貌、人天渴仰の體、相總して三善、三惡、六凡、四聖の形容、寔に活るか如く、殊に繪具彩色の美麗なる





暹陀羅塔頂那星湖谷村本法寺所藏





曼陀羅窟及那黑湖谷村本法寺所藏



自然天成にや、玄妙神絶非凡のものなり、蓋し佛畫とも識られずとて、之を内外の有識に尋ね問はれしに、更に答ふる者なし、爰に吾寺の開山淨信法印日順は越の後州法華宗門道場の根本、長久山本成寺の開祖日印聖人の上足にして、博學の聞え高かりければ、則ち召して問はれしに、法印一見して恭敬禮拜し曰く、此は本師釋迦如來、天竺に於て説き給ふ、法華經二處三會の尊容なり、今是畫像を拜し奉れば、則ち佛在世に生れ靈山の一会に列なりて、眞佛の御口より、親く金典一部を聽聞するに異ならず、歡喜身に餘り、覺えす落涙せりと、領主之を開き共に感歎せられ、即座より法印を請して、其説明を聽かれしこと三年に及び、終に法華受持の行者となり、此畫像を日順に賜ふ、是に因て初て當山の靈寶とはなれり、幅中の文字は是れ日順の自筆なり、爾來數百年の間、當寺は此靈寶保護の爲に、幾多の艱難を経、或は兵亂を避けて山窟に籠居し、或は盜難を恐れて地中に埋藏する等の事、往々ありと云ふ、海中出現後百七十餘年を経て、明應六年に一度表装を修治せり、其の海中出現の表具切と稱するもの、今僅に一片を存す、復百六十餘年を経て、萬治三年に富山初代の城主松平淡路守利次君、圖畫の破損を悲しみ、城中に於て家禮松井庄右衛門宗有に命して之を修理せしめ、



十三箇年を経て、寛文十二年五月漸く成る、即今の表装是なり、加ふるに田畑山林を寄附して、燈燭の資に供せらる、又二十二幅の内、序品一軸紛失せり、其の何れの時代と云ふことを知らず、次て富山二代の城主松平大藏太輔利之君、偏く諸國を搜索せられしも、之を獲ず、依て當時の畫工狩野某に命じて、一幅を模畫せしめ、之を補はる、實に延寶七年なり、其後享保四年に江戸に開帳し、徧く大小諸侯の拜觀あり、就中加州五代の大守松平綱紀卿、殊に之を感賞せられ、邸内に留めらる、こと月餘、則ち狩野即譽、同舟川等に命じて、之を寫さしむと云ふ、又寶曆十二年再び江戸に開展し、將軍徳川家治公の拜覽に預かり、當時奥殿に懐胎の女性あるを以て、安産祈禱の爲に、殿中に留め置かれ、年を越えたり、此時葵紋の油單を寄附せらる、後享和三年二月富山城主より、長持内宮及び紋付油單の寄進あり、明治三十一年七月、富山市に於て、小松宮彰仁親王殿下の御覽に供す、同三十二年官允を得て、東京及び諸府縣に開帳し、徧く内外識者の賞讃を受け、大に宗教美術兩界を裨益せり、就中前田侯伯子爵等の一門は、從來の緣故淺からざりし爲め、特に拜觀ありて、深く保存の至れるを嘆賞せらる、又内務省は、古社寺保存會委員をして、之を鑑査せしめ、明治三十三年四月七日、告示第三十

二號を以て、國寶と確定公告せられたり、知るへし天下の逸品、希代の靈寶なりと云ふことを、畫像の緣起大略斯の如し、

各品の説明に先たつて、法華經の主旨を述べ、釋迦牟尼佛、印度に降誕し、十九出家、三十成道より、八十入滅に至るまで、五十年の間、華嚴阿含方等、般若法華の五時の教法を説て、一切衆生を濟度し給ふ、其中に前四十二年間の、華嚴乃至般若の四時の説法を、方便の權説と爲し、後八箇年間の法華經を、眞實の極説と名く、其旨無量義經の四十餘年未顯眞實の文、法華經の世尊法久後要常說眞實の文に憑て明かなり、而して法華經に二十八品あり、前十四品を迹門と云ひ、後十四品を本門と云ふ、各序分正宗分流通分の三段あり、迹は垂迹にして影の如く、本は本體にして形の如し、本迹二門に各法門の要あり、迹門の要は方便品に顯れ、本門の要は壽量品に顯る、而も一經の主要は、正しく本門壽量品に説盡せり、餘の二十七品は、皆其功德の枝流なり、又首の序品一品は、結集者の置く所、第二の方便品以下は、正しく佛の説教なり、今其一部二十八品の相を、繪畫に書顯したるか、即此二十二幅の畫、曼荼羅なり、其内一品を一軸に畫きたるもの十六軸二品を合して一軸と爲せるもの六軸、都合二十二軸にて全部完結せり、略 下



十七日、<sup>庚</sup>上新川郡福澤村火あり、

〔新庄警察署調査〕

明治三十三年四月十七日夜、福澤村大字瀬戸村前田繁次

ヨリ出火、隣村ニ延焼シ戸數凡テ五十三戸焼失、燒死者二名、馬二頭斃焼、尙ホ土藏八棟、山林五十萬歩焼失ス、

富山縣水害講習所を開始す、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

富山縣水産講習所

明治二十九年六月、中新川郡ニ水産研究會ナルモノ創設セラレ、同年十二月之ヲ擴張シテ水産會ヲ組織シ、尋テ三十年七月水産講習所トナシ、三十三年四月一日ヨリ縣立水産講習所ヲ設置シ、授業ヲ開始スルニ至レリ、三十五年四月、射水郡新湊町立水産講習所ヲ本所ノ所轄ニ移シ、附屬養魚場ヲ本所ノ支所トシ、四十年十月、遠洋漁業船約九十噸二橋、スクーナー型帆船ノ建造ニ着手スルニ至レリ、

六月 乙巳

十八日、<sup>壬戌</sup>西礪波郡福田村火あり、

〔戸出警察分署調査〕

明治三十三年六月十八日、福田村大字佐野村ヨリ出火

シ、暴風ノタメ忽チ五十五戸ニ延焼セリ、損害約七千五十圓

二十七日、<sup>辛未</sup>高岡市二番町火あり、燒失家屋三千五百八十九戸、死傷者五十人あり、翌月特に侍從を派遣し、救恤金を下賜あらせらる、

〔高岡市統計一斑〕

明治三十三年六月二十七日午後一時廿分、二番町桶職伊藤和助方ヨリ失火シ

折シモ西風烈シク爲メ大火トナレリ、今類燒家屋等被害ヲ記スレハ左ノ如シ、

一 延焼町村數	三 拾 六 町
一 全燒家屋	三千五百八拾九戸
一 半燒家屋	貳 拾 五 戸
一 全 潰 家	三 拾 戸
一 半 潰 家	拾 五 戸
一 土藏全燒	六 拾 壹 棟
一 土藏半燒	貳 拾 七 棟
一 納 屋	六 拾 壹 棟

今上天皇明治三十三年

七六五



一神	社	(關野神社)	貳
一寺	院	拾	七
內	永明寺	貳百坪	西方寺 六百四拾坪 大泉寺 四百坪
	西福寺	貳百貳拾坪	廣乾寺 八百六拾坪 開正寺 五百五拾坪
	超願寺	千三百坪	極樂寺 四百四拾坪 本陽寺 八百坪
	聖安寺	貳千五百坪	妙國寺 七百坪 專福寺 七百貳拾坪
	光樂寺	百八拾坪	本光寺 九百坪 宗圓寺 五百坪
	立像寺	三百坪	大福院 不詳 計拾寺 壹萬千貳百拾坪
一官	術	市役所 郵便局 電務署 警察署	五
一銀行及會社			拾
一人	畜	(燒死者七人 負傷者四拾六人)	五拾三
一燒失建坪數		(人口壹萬千九百 六拾五人)	七萬四千三拾四坪
一燒失區域坪數		(全市面積五十五 萬〇百九十八坪)	三十三萬千貳百六拾六坪
一損害價格			百六十四萬貳千七百五拾八圓
一商業資本金高燒失		(資本平均貳 萬四下見積)	七拾貳萬四千圓

參照 明治三十二年十二月現在

戶數 七千五百四拾戶 人口 三萬千四百六拾六人

一 火災保險支拂額

二十五萬三千五百五拾圓

內	帝國火災保險	四萬九千圓	百廿五戶
	東京物品火災	四萬三千五百圓	八拾五戶
	日本酒造火災	二萬千圓	百戶
	東洋物品火災	五千貳百圓	貳拾五戶
	家屋物品火災	壹萬五千圓	貳拾五戶
	大阪火災	貳萬四千圓	六拾戶
	同	五千五百圓	拾貳戶
	東京火災	貳萬三百五拾圓	三拾六戶
	明治火災	四千貳百圓	拾五戶
	金澤火災	貳千八百圓	八戶
	財產火災	六萬三千圓	
	其他		

以上ノ如キ大火ハ、高岡開關以來未曾有ニシテ、慘狀云フベカラス、避難所ハ各寺院九ヶ所ニ設ケ、罹災貧民百八拾五戶(男四百三十一人)ニ對シ、焚出米ヲ施與



セリ、同七月四日、聖上兩陛下ヨリ、救助金四千圓御下賜アリ、同八日、兩陛下ノ勅使日根野侍從警視トシテ派遣セラレ、

〔高岡警察署調査〕 明治三十三年六月廿七日、市内二番町伊東和助方ヨリ出火シ、時恰モ西北風劇シク、二番町、白銀町、片原町、片原横町、片原中島町、一番町、三番町、源平板屋町、板下町、堀上町、御馬出町、宮脇町、舊旅屋門前新横町、定塚町、守山町、木舟町、小馬出町、千木屋町、通町、利屋町、檜物屋町、鴨島町、下川原町、二丁町、川原上町、一番新町、横町ノ廿八ヶ町ノ全部ヲ全焼シ、大工町、白銀後町、梶原淵町、鴨島下町、平米町五ヶ町ノ一部ヲ全焼、又ハ半焼シ、被害額百六拾五萬圓ニシテ、其慘狀實ニ名狀ス可カラス、

〔高岡市役所調査〕

高岡市長

去月二十七日、其市火災之趣、惘然ニ被 思召、天皇 皇后兩陛下ヨリ、金四千圓下賜候條、此旨罹災民ニ示シ、天恩ノ優渥ナルヲ感戴セシムヘシ、

明治三十三年七月五日

富山縣知事檜垣直右

〔參考〕

〔富山縣内務部土木課調査〕

高岡市中央部ノ道路取擴

高岡市ニ於ケル、國縣道ノ幅員ハ、明治十二年ノ同市火災后ノ取擴アリト雖モ、尙狹隘ニシテ、且ツ高岡停車場ニ通スル道路ハ、市ノ一方ニ偏シ一般運輸交通上ノ不便尠カラサルニヨリ、明治三十三年六月ノ同市火災ヲ機トシ、國道線自小馬出町至通町延長三百十九間五分、幅員三十六尺、通町延長九十二間幅員二十五尺六寸、自定塚町至坂下延長百二十八間二分、幅員三十四尺四寸、縣道線横町延長九十八間五分、幅員二十四尺、里道線高岡停車場道路ノ舊旅屋門前片原横町間、延長百十間七分、幅員三十六尺ノ取擴工事ハ、明治三十四年八月二十九日ニ、又國道線自坂下町至小馬出町、延長百五十二間七分、幅員二十四尺、定塚町延長五間八分、幅員三十一尺八寸、小馬出町延長七間、幅員八尺四寸、并ニ延長四間九分、幅員十一尺二寸、縣道線小馬出町延長十三間七分、幅員七分、里道線高岡停車場道路ノ三番町木舟町間、延長六十三間六分、幅員三十六尺ノ取擴工事ハ、明治三十五年五月四日竣功ヲ告ケタリ、本工事ニ要シタル縣費支出額ハ、工費及敷地收用費ヲ通シテ、金壹萬八千七百貳拾壹圓七拾八錢五厘ニシテ、本工事施

今上天皇明治三十三年

七六九



行ノ爲メ、大ニ高岡市中央部ノ面目ヲ改メタリ、

〔高岡警察署調査〕

高岡市ニ警目町ナルモノアリ、其起原ヲ詳ヌレハ、昔時ノ

藩政高岡ノ遊女屋ヲ廢セントセシトキ、警目ノ絃曲ヲ弄シテ糊口スルナリト稱シ、請テ舊形ヲ存シ、其ノ裏面ニ於テ依然遊女屋ノ業ヲ營ミ來リシモノナリト云フ、而シテ其ノ遊女屋ハ、小寺、大寺、延對寺、極樂寺、杯ノ寺號ヲ以テ屋號トシ、抱妓ノ長ナルモノヲ以テ、嗣子トシテ家督ヲ讓ル事、恰モ寺ノ長老ヲ以テ世嗣トナスニ等シキ習俗アリ、明治ニ至リテ此警目町ノ擴張サレテ、下川原町ノ遊廓トナリシモノト、新横町遊廓トノ二ヶ所ノ遊廓アリ、何レモ娼妓貸座敷、三十戸、娼妓百餘名ヲ存セシモ、兩廓共明治三十三年六月二十七日ノ火災ニ罹リ、全年十月廿六日、縣令ヲ以テ射水郡掛開發村大字開發村ノ地ニ、新タニ貸座敷免許地ヲ作り、市内ニ於ケル二遊廓ハ、終ニ貸座敷ヲ許サレズ、此開發村ノ免許地ヲ羽衣新地ト名ケ、現今十八戸ノ營業者アリ、

七月乙亥

一日、第七回關西府縣聯合共進會を、上新川郡堀川村に開く、

〔富山縣報〕

富山縣告諭第一號

爰ニ第五回關西府縣聯合共進會ハ、本年四月十一日ヨリ、之ヲ開設スルニ決シ、諸般ノ準備漸ク進ミ、會場ノ建築將サニ竣功セントスルニ當リ、客年八月富山市ニ大火災アリ、此會場建物ハ不幸ニシテ延燒シ、悉ク烏有ニ歸セリ、即チ更ニ之カ再築ノ計畫ヲナサントスルニ際シ、本縣ノ大部分ハ非常ノ水害ヲ被ムリ、縣經濟上ニ一大困難ヲ生シ、殆ント此事業ヲ廢セサルヘカラサルニ至ラントセリ、此時ニ當リ潜ニ思フニ、速ニ災害ノ瘡痕ヲ醫シ、縣下公私經濟ノ回復ヲ圖リ、益共發達ヲ促スハ、縣政ノ最大急務ニシテ、其策ハ實ニ興業殖産ノ途ヲ講スルノ外、他ナキヲ信シテ疑ハス、而シテ興業殖産ノ策、固ヨリ多岐ナリト雖モ、聯合共進會ノ如キハ、或ハ直接ニ或ハ間接ニ速ニ其利益ヲ獲收シ得ヘキモノトス、是ヲ以テ斷然再築ノ計畫ヲナスニ決シ、聯合府縣ニ交渉シ、本縣會ノ協賛ヲ經、既ニ其工事ヲ起シ、會期ハ本年七月一日ヨリ八月十九日マテ、日數五十日間ニ改メ、富山市南郊上新川郡堀川村ニ於テ、開設スルニ確定セリ、抑本會ノ出品ハ、客年以來營業者ニ於テ、孜孜之カ準備ヲ勉メ、敢テ怠ラサリシト雖、災害ノ爲メニ一時人氣ヲ沮喪セシメタルモノアリ、其準備周到ヲ欠クノ憾ナシトセス、

今上天皇明治三十三年

七七一



當業者自今以後大ニ奮勵シ、事ニ從フニアラサレハ、優秀ノ出品ヲ爲ス能ハサルノミナラス、却テ不名譽ノ地ニ落チ、臍ヲ噬ムモ及フナキノ悔アルヘシ、万一此ノ如キ失体ヲ見ルコトアラハ、當ニ出品者其人ノ名譽ヲ毀傷スルニ止ラス、縣ノ不利益甚ク大ナリトス、又本會ノ來賓ヲ優遇シ、參觀者ノ便利ヲ圖リ、成ルヘク多數ノ人ヲシテ來集セシムルノ途ヲ講スルカ如キハ、官民公私ノ別ナク精々其策ヲ立テ、以テ本會ノ盛昌ヲ致サンコトヲ勉ムヘシ、

明治三十三年一月十三日

富山縣知事金尾稜殿

富山縣告示第五號

明治三十一年告示第百八十四號第七回關西府縣聯合共進會規則、左ノ通り改正ス、

明治三十三年一月十三日

富山縣知事金尾稜殿

第七回關西府縣聯合共進會規則

第一章 總則

第一條 本會ハ二府京都 大阪十四縣兵庫 石川 福井 愛知 香川 愛媛 高知 聯合シ、明治三十三年七月一日ヨリ八月十九日迄、日數五十日間、富山縣富山市ニ於テ開

設ス、

第二條 本會ノ出品ハ、繭、茶、麥、蘭草ハ明治三十三年一月以降ノ產品、其他ノ出品ハ明治三十二年一月以降ニ於ケル、各管内ノ製品ニ限ル、

但シ内外國博覽會共進會等ニ出品シ、審査ヲ受ケタルモノ及試作試製ニ係ルモノハ、出品スルヲ得ス、

第三條 本會出品ニ關係アリテ、有益ト見認ムルモノハ、生産ノ土地時代ノ新古ヲ問ハス、參考トシテ出品スルコトヲ得、尤モ物體巨大ナルカ、又ハ數量多額ノモノハ、出品ヲ拒絕スルコトアルヘシ、

但シ參考品ハ非賣品ニ限ル

第二章 出品

第四條 本會ノ出品ヲ分チテ、左ノ三區トス、

第一區 農產物

第一類 繭 第二類 茶 第三類 米

第四類 麥 第五類 大豆 第六類 麻

第七類 葉藍 第八類 葉煙草

今上天皇明治三十三年

七七三



第二區 工業物

- 第九類 生糸
- 第十類 絹織及其交織物
- 第十一類 綿織及其交織物
- 第十二類 麻織及其交織物
- 第十三類 毛織及其交織物
- 第十四類 機具、篋、梭、綜、統、ジャカード
- 第十五類 刺繡
- 第十六類 段通及油圓
- 第十七類 染物
- 第十八類 花筵及疊表并ニ其原料(蘭草)
- 第十九類 麥稈真田其原料(麥稈)第二十類 陶磁石
- 第二十一類 漆器
- 第二十二類 金屬器
- 第二十三類 紙及原料(楮皮三極)
- 第二十四類 扇子、團扇、提灯及傘
- 第二十五類 竹細工及指物
- 第二十六類 製造煙草
- 第二十七類 漆汁
- 第二十八類 木蠟
- 第二十九類 製藍(外國製法ニ依ラサルモノ)第三十類 清酒
- 第三十一類 醬油

第三區 參考品

第五條 出品ノ數量ヲ定ムルコト左ノ如シ、

- 一 藪、米、麥、大豆 一種ニ付一升
- 一 茶 一種ニ付一斤
- 一 葉煙草、葉藍、麻 一種ニ付百匁
- 一 製造煙草 一種ニ付一袋乃至三袋、箱入ハ一箱乃至三箱
- 一 清酒 一種ニ付二壺乃至六壺
- 一 醬油 一種ニ付二壺乃至六壺
- 一 生糸 一種ニ付四捻乃至三十捻
- 一 織物、染物、段通 一種ニ付各反物ハ一反又ハ二反、疋物ハ一疋又ハ二疋、本ノモノハ一本又ハ二本、枚ノモノハ一枚又ハ二枚、尺物ハ一丈乃至五丈、打モノハ一打又ハ二打、
- 一 刺繡 織物ニ同シ但シ箇ノモノ一箇又ハ二箇、對ノモノハ一對又ハ二對
- 一 陶磁器、金屬器、漆器 一種ニ付、各箇物ハ一個又ハ二個、對ノモノハ一對又ハ二對、組ノモノハ一組又ハ二組、揃ノモノハ一揃又ハ二揃、打ノモノハ一打又ハ二打
- 一 紙 一種ニ付、束ノモノハ一束又ハ二束、枚ノモノハ一枚又ハ二枚
- 一 扇子、團扇、提灯、傘 一種ニ付、各本ノモノハ一本又ハ二本、箱ノモノハ一箱又ハ二箱、打ノモノハ一打又ハ二打、對ノモノハ一對又ハ二對、個ノモノハ一個又ハ二個



- 一 竹細工及指物 一種ニ付、各箇ノモノハ一箇又ハ二箇、組ノモノハ二組又ハ三組、揃ノモノハ一揃又ハ二揃、打ノモノハ一打又ハ二打、對ノモノハ一對又ハ二對
- 一 蘭草、漆汁、製籃、一種ニ付三百目
- 一 麥稈、一種ニ付百目
- 一 楮皮、三楮、一種ニ付一貫目乃至貳貫目
- 一 木蠟、一種ニ付一斤乃至貳斤 略

第十二條 陳列品(第一區第八類及第三區出品ヲ除ク)ハ賣買約定ヲ爲スコトヲ得、

賣買約定濟ノモノハ、其札ヲ附ス可シ、略

第十五條 本會規則第四條第十類乃至第十二類ノ織物ニハ、藁、藤、結、紫、薇、葛、芭蕉、金屬糸(針金)、石絨、絲紙、各種ノ樹皮ヲ以テ織リタルモノ、又ハ此等ノ纖維ヲ交ヘテ織リタル者、及仕立物ハ出品スルコトヲ得ス、

第十六條 染物ハ、織布ヲ捺染、若クハ浸染シタルモノニ限ル、

第十七條 金屬器ハ、金銀銅器鐵瓶及及物ニ限ル、

第十八條 同第二十類ノ陶磁器中ニハ、煉瓦、屋根瓦、敷瓦、土管、埴塼等ヲ出品ス

ルヲ得ス、

但シ敷瓦ニシテ外見ヲ主トスルモノハ、此ノ限リニアラス、略

#### 第四章 審査及褒賞

第二十五條 出品(第三區出品除ク)ハ總テ之ヲ審査ス、

第二十六條 出品ノ審査ハ、明治三十三年七月一日ヨリ始メ、同月三十一日迄ニ終ルヘシ、

但シ茶及蘭草ハ、同年七月十一日ヨリ始メ、同月三十一日迄ニ、蘭ハ同年七月廿一日ヨリ始メ、同月三十一日迄ニ、其審査ヲ終ルヘキモノトス、

第二十七條 出品中審査上優等ナル者ハ、其出品人ニ對シ一等ヨリ六等ニ至ル等級ニ從ヒ、農商務大臣ヘ褒賞ノ授與ヲ請フモノトス、

第二十八條 一人ニシテ數區數類ニ出品シ、其出品優等ナルトキハ、其ノ區類ニ於テ、各褒賞ヲ得ヘシト雖モ、一類内種數ヲ出スモノ、賞品ハ、其内優等ナルモノ一種ニ限ルヘシ、

但シ、一類内ト雖トモ、異種又ハ生産製造ノ異ナルモノニシテ、優等ニ位スルモノアルトキハ、特ニ相當ノ證狀ノミヲ授與セラル、コトアルヘシ、



第二十九條 第四條第一區及第二區ニ列記スル物品ニ關シ、特別ノ功勞アルモノハ其人ノ存亡ニル拘ハラズ、特ニ功勞賞ヲ授與セラレ、コトアルヘシ、

第三十條 褒賞授與式ハ明治三十三年八月五日ヲ以テ執行ス、

第三十一條 出品ノ再審査ヲ請ヒ、授與ノ褒賞ヲ拒ミ又ハ審査ノ決定ニ對シテ、異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス、

第五章 參觀

第三十二條 開會中ハ毎日午前八時ヨリ午後四時迄ヲ、衆庶ノ參觀時限トス、但シ都合ニ依リ、本文時間ヲ伸縮シ又ハ臨時入場ヲ止ムルコトアルヘシ、

第三十三條 參觀人ハ、必ス毎日入場券ヲ携フベシ、

第三十四條 入場料ハ、十五歳以上ノ者每一人金貳錢、十五歳未満六歳以上ノ者、每一人金壹錢トス、

但シ六錢未満ノ者ハ無料トス、

第三十五條 瘋癲又ハ醉狂其他妨害ノ恐アル者ト認ムルトキハ、入場ヲ拒絶シ或ハ會場外ニ退去セシムルコトアルヘシ、

第三十六條 荷物ヲ携帶シ、又ハ畜類ヲ率ヘテ、入場スルコトヲ得ス、

第三十七條 陳列場内ニ於テ、吸煙スルコトヲ得ス、

第三十八條 參觀人ハ府縣委員若シクハ、看守人ノ承諾ヲ得ルニ非レハ、出品ニ觸ルコトヲ得ス、

第三十九條 出品ヲ模寫シ、又ハ會場ヲ撮影セント、欲スルモノハ本會事務所ノ承諾ヲ受クベシ、  
略。○下

〔第七回關西府縣聯合共進會事務報告書〕

第七回關西府縣聯合共進會沿革

本會ハ靜岡縣ニ於テ開設セシ關西府縣聯合勸業會ニ於テ、協議ノ末三十三年ヲ以テ、開設スル事トシ、其主催縣ニ就テハ、抽籤ノ結果本縣ニ決定セリ、最初ノ原案ハ、關西聯合府縣ヲ悉ク組ミ入レ、二府二十縣聯合ノ見込ナリシモ、交渉ノ結果聯合シ得ルコト能ハサルカ爲メ加入セサルモノアリ、又新潟縣ハ加入スル事トナリタルヲ以テ、即チ二府京都、大阪十五縣、兵庫、岡山、廣島、山口、島根、香川、愛媛、徳島、高知、奈良、愛知、福井、石川、富山、新潟ト決定セリ、

七月一日ヨリ八月十九日迄、五十日間開場中、來觀人員總テ十六萬二千五百七十四人、内優待券特別券携帶者、及學校生徒無料入場者ヲ除ケハ、通常來觀人十



五歳以上ノ者、十萬七千八百三十九人、六歳以上十五歳未満ノ者二萬七千六百七十一人ニシテ、之ヲ前回ニ比シ來觀者十三萬一千四百六十四人ヲ減シタルハ、時宛カモ清國ニ兵馬ヲ動カスノ時機ニ際シ、人心動搖ノ色アリ、故ニ其影響ニ依リ、遠隔ノ地方ヨリ來觀スル者寡カリキ、略○中

敷地ノ廣キ一萬餘坪、建物ノ大ナル千有餘坪ニ及ヒ、會場内ニ千二百燭光ノ孤光電燈四臺ヲ設置シ、毎夜點燈シテ陳列品警備ノ便ヲ圖リ、又時宛モ炎熱燬クカ如キ時氣ナリシヲ以テ庭園ニ噴水池ヲ設ケ、傍ラ築山ニ草木ヲ植ヘ日々電氣力ヲ以テ噴水セシメ、參觀人ノ目ヲ喜ハシム、此費用ハ特ニ富山ニ於テ支出セリ、煙火ハ開場式褒賞授與式閉場式ニ晝夜五十發宛ヲ打揚ク、此費用モ富山縣ニ於テ支出セリ、又褒賞授與式後十四日間ハ、會場地籍ノ堀川村有志ニテ日々十發宛之ヲ打揚ケ、本會ニ興ヲ添フ、賣店ハ會場構内正門外正門側ノ左右東方南北方ノ三方面ニ建設セシメタリ、

〔參考〕

〔富山縣內務部勸業課調査〕 第七回共進會ノ開催ニ當リ縣下有志ハ協賛會ナル團體ヲ組織シ、寄付金ヲ釀出シ大ニ共進會ノ事業ニ翼賛ヲ與ヘタリ、

第一回	大阪府主催	一府十一縣	十六年	自十一月十九日
第二回	廣島縣主催	一府七縣	十九年	自十二月十八日
第三回	京都府主催	二府十五縣	二十二年	自十月二十九日
第四回	奈良縣主催	二府十二縣	二十五年	自四月二十日
第五回	石川縣主催	二府十一縣	二十七年	自七月十八日
第六回	兵庫縣主催	二府十六縣	三十年	自八月十九日
第七回	本縣主催	二府十五縣	三十三年	自七月十九日
第八回	香川縣主催	二府十六縣	三十四年	自四月三十日
第九回	三重縣主催	二府二十縣	四十年	自五月三十日

明治三十三年八月五日、第七回關西府縣共進會褒賞授與式舉行、本縣人出品受賞左ノ如シ、

出品



郡市名	點數	人員	代價
上新川郡	七二八	五〇八	二〇八、〇一〇
中新川郡	三九二	六八七	二、六三九、四三五
下新川郡	八八二	四七七	二、四〇〇、四九一
婦負郡	一、二二二	一、〇三九	一、一三九、九二一
射水郡	七四〇	五五〇	四七五、八八四
氷見郡	七七四	五〇七	二〇五、二四六
東礪波郡	一、二六〇	七四五	二、一五〇、〇二六
西礪波郡	九四九	五三八	二、〇三四、四一七
富山市	一、二五一	二六二	一、二〇四、五一四三
高岡市	九六三	一一四	九、三一三、四八五
合計	九、一六一	五、四二七	三、二六一、二〇五八

受賞

貳等	一三	參等	二七
四等	五一	五等	一〇六
六等	二二六	合計	四二三

明治三十五年五月二十日、第八回關西府縣聯合共進會香川縣褒賞授與式舉行  
 本縣人ノ出品受賞左ノ如シ、

本縣人出品

點數 三、二四五

人員 一、二七二

本縣人受賞

一等	一	二等	四	三等	一五
四等	二一	五等	四二	六等	一二三
計	二〇六				

明治四十年五月二十日、三重縣第九回共進會褒賞授與式舉行本縣人ノ出品受  
 賞左ノ如シ、

今上天皇明治三十三年



出品人數	一、五一六	出品點數	二、九一五
一等賞 金牌	四	二等賞 銀牌	一四
三等賞 銅牌	四四	四等賞 褒狀	二二三
計	二八五		

五日、已富山縣廳を舊城内に移す、

〔富山縣報〕

富山縣告示第三百三十三號

當縣廳ヲ富山市總曲輪舊城内へ移轉シ、本日ヨリ事務ヲ取扱フ、

明治三十三年七月五日

富山縣知事 檜垣直右

〔富山縣內務部土木課調査〕

富山市山王町ニ建設ノ縣廳舎ハ、明治三十二年八月十二日ニ於ケル、同市火災ノ際烏有ニ歸シタル爲メ、新ニ建築ノ必要ヲ生シ、明治三十二年度ヨリ同三十三年度ニ至ル、繼續事業トシテ、同市總曲輪ノ舊富山城址ニ縣廳舎建築ノ工ヲ起シ、本館ハ明治三十三年六月三十日竣功ヲ告ケ、同七月五日ヲ以テ、新廳舎ニ移轉シタルモ、附屬工事ノ一部ハ、明治三十四年度ニ繰越シ、竣功ヲ告ケタリ、而シテ本館ノ建坪ハ階上階下各三百五十七坪ニ

シテ、本館其他附屬工事費、及雜費ヲ通シタル總費額ハ、金四萬五千四百拾六圓四拾錢六厘、內明治三十二年度ノ支出額、金四百參拾六圓八拾八錢九厘、同三十三年度ノ同額、金四萬四千百參拾六圓八拾六錢九厘、同三十四年度ノ同額、金八百四拾貳圓六拾四錢八厘ナリ、

三十一日、已富山縣私立教育會は、教育品展覽會を富山市に開き、尋て關西教育大會を催す、

〔富山縣教育會調査〕

關西教育大會教育品展覽會

明治三十三年七月三十一日ヨリ、八月六日マテ七日間、毎日午前八時ヨリ午後四時マテ、衆庶ニ縱覽セシメ、八月七日閉會式ヲ行フ、陳列品五萬三千十一點、內受賞ノモノ四千九百九十一點、智ヲ運ラシ巧ヲ盡シ、以テ來觀者四萬六千三百八十七人ノ耳目ヲ新ニシ、元寇紀念油繪展覽ハ三萬有餘ノ青年ヲシテ、痛ク敵愾心ヲ奮起セシメタリ、

關西教育大會

明治三十三年八月二日ヨリ、同四日マテ、縣廳構内ニ東西二十間南北十五間ノ



一大假會場ヲ設ケ之ヲ開ク、教育時事問題二十四題、ソノ内政府へ建議セシモ  
 ノ七題、其ノ他ハ談話問題トシテ、一道廳三府二十五縣、出席者ハ壹千九百三十  
 名ノ意見ニヨツテ、其ノ輿論ノ趨向ヲ明ラカニセリ、又教育大家ト目セラル、  
 十三名ノ演說ハ、教育上アラエル方面ノ深奥ナル研究ヲ發表シ、以テ數千ノ聽  
 者ヲシテ、嘆賞措ク能ハザラシメタリ、

八月 丙午  
 朔

十九日、<sup>甲</sup>東礪波郡出町火あり、

〔出町警察署調査〕

明治三十三年八月十九日午後八時頃、東礪波郡出町大字

太郎九村熊野榮藏ヨリ出火シ、出町病院ニ移リ、遂ニ太郎九村八十八戸、大字杉  
 木新村百八十八戸、中神村四戸、杉木村九戸、油田村大字則安島村一戸、西礪波郡  
 林村大字杉木村十三戸、計三百三戸ニシテ、家屋三百三棟、倉庫四拾五棟、納屋九  
 十三棟ヲ烏有ニ歸セシメ、翌二十日午前二時三十分ニ至リ、漸ク鎮火セリ、

是月、警察部、裁判所、富山警察署、監獄間に始めて警察電話を架す、

〔富山縣警察部警務課調査〕

警察電話

接 續 名 稱	線 路 延 長 數	新 設 年 月
警察部、同部長邸、知事邸、保安課長邸、 警務課長邸	貳拾貳町	明治三十七年四月
警察部、富山警察署、 裁判所、監獄	參拾町	明治三十三年八月
富山警察署、七軒町巡查派出所、愛宕町巡查派出 所、富山停車場巡查派出所、東吳羽巡查駐在所	壹里八町壹間	明治三十五年六月
警察部、新庄警察署、東水橋警察分署、 滑川警察署、魚津警察署	六里貳拾三町十三間	明治三十七年七月
警察部、小杉警察分署、 高岡警察署	五里八町十五間	同
高岡警察署、伏木警察分署、同水上巡查派出所、 新湊警察署	三里三町十九間	明治三十八年十一月
高岡警察署、戸出警察分署、中田警察分署、 出町警察署	四里十八町	明治三十八年七月
出町警察署、福野警察分署、福光警察分署、 城端警察分署	五里三町四十五間三尺	同
伏木警察分署、氷見警察署、 石動警察署、石川縣界間、	二里二十二町五十九間	明治三十九年八月
警察部、古里巡查部長派出所、 八尾警察署	一里七町三十四間	明治三十九年九月
警察部、高岡警察署、 大久保警察分署、警察部、東岩瀬警察分署、 四方警察分署	五里八町十間 五里二十六町三十二間四尺	同 明治四十年一月 明治四十年七月

今上天皇明治三十三年

七八七



福野警察分署、井波警察分署、 滑川警察署、上市警察分署、 五百石警察分署、 魚津警察署、三日市警察分署、 入善警察分署、泊警察分署、 高岡警察署、福岡警察分署、 石動警察署	壹里二十四町 三里二十八町七間四尺 六里六町十七間二尺 四里十六町二間	同 同 同 明治四十一年七月
--	--	-------------------------

備考 本表中警察部監獄間ハ富山大火數年以前ヨリ架設シタルモノナレ  
トモ、其年月判明セス、又其他ノ線ニハ新設多少ノ異動ヲ生セシモノ  
アレトモ、今四十一年末現在ニ依リ之ヲ調査ス、

〔參考〕

〔富山縣內務部地方課調査〕

官廳用電話

接 續 名 稱	線 路 延 長 數	新 設 年 月
中新川郡役所、滑川警察署、 下新川郡役所、魚津警察署、 射水郡役所、高岡警察署	一町四十八間 四町四十五間二尺 十二町二十七間	明治三十八年十月 同 明治三十八年十一月

東礪波郡役所、出町警察署、 西礪波郡役所、石動警察署、 氷見郡役所、氷見警察署	七町五十八間四尺 一町二間三尺 三町四十四間三尺	同 同 同
---	--------------------------------	-------------

十月 丁未 朔

十九日、乙、東礪波郡城端町火あり、

〔城端警察分署調査〕 明治三十三年十月十九日午前十一時頃、城端町大字同

町林銀之助方ヨリ出火シ、六十餘戸類焼シ、同日午後三時鎮火セリ、

二十一日、丁、始めて縣有蒸汽唧筒を備ふ、

〔富山縣警察部警務課調査〕

蒸汽唧筒ノ創設

明治三十三年十二月二十一日、始メテ縣有蒸汽唧筒ヲ設置ス、之レ富山縣ニ於  
ケル蒸汽唧筒ノ創設ナリ、

十一月 戊寅 朔

十八日、乙、縣內有志、釀金して氷見郡布勢村に大伴家持の銅碑を建つ、



〔氷見郡布勢尋常小學校報告〕

明治三十三年十一月十七日ヨリ同十九日マ

テ、大伴家持卿千百年祭ヲ舉行スルニ際シ、檜垣知事及各郡市長等ノ發起ニテ、左ノ銅碑ヲ建設シ、一同參拜シテ其除幕式ヲ行ハル、

銅碑題字 大伴家持卿碑 大勳位彰仁親王殿下御染筆

碑記

大伴家持卿碑記

大伴家持卿、天平年間、爲宰越中六載、雖其施治之跡不得詳、而就萬葉集考之、春秋按行部下、跋涉勝區、與其僚屬吟詠倡和、忠愛之情見于詞、其察民隱、布朝恩、循吏之績、推而可知矣、往年予北游過古國府址、仰圓山臨布勢湖、訪里人、以其題詠地、徘徊願望、不能去也、圓山有御影祠、祀家持卿、頃有志者欲樹碑祠側、以表卿遺德、屬文余、願卿之撰萬葉傳、千古國典、嘉惠後學、功極偉矣、况越中其所親蒞、風化之存于今、誦其歌、玩其詞、有不油然而興感者乎、余深嘉斯學之益也、於是乎書、

勅撰議員文科大學教授正四位勳三等文學博士重野安釋撰

勅撰議員錦鷄間祇候正四位勳三等

金井之恭書

明治三十三年八月建之

〔富山縣知事官房調査〕

大伴家持卿千百年祭々々文

明治三十三年十一月十八日、故越中守大伴家持卿ノ碑建立工ヲ竣フ、因テ謹テ清酌庶羞ノ奠ヲ以テ、敬テ卿ノ靈ヲ祭ル、惟フニ卿才ハ文武ヲ兼ネ、德ハ春煦ニ侔シ、郡村ヲ巡視シテ疾苦ヲ慰問シ、耕織ヲ勸奨シテ斥鹵ヲ開墾シ、四境靜謐ニシテ百姓堵ニ安ンセリ、撫字心勞シ、臨位六年、惠澤普ク及ヒテ頌聲永ク傳フ、布勢海ノ濱、雄神河ノ邊、憩ヒシ所、茨リシ所、遺蹤相連ナレリ、當時ノ文獻ハ闕ケテ備ハラスト雖トモ、瑤編ヲ吟誦シテ仁治ヲ想フヘシ、國民諷レヌ、永ク恩施ヲ懷ヒ、祠前ニ拜跪シテ思慕シテ涙ヲ墮ス、嗚呼卿ノ館ヲ捐テシヨリ、千有餘春、流風遺俗尙存シテ泯ヒス、爰ニ有志者禮禮ヲ追ヒ修メ、勲業ヲ纂メ、錄シテ貞珉ニ雕鐫セリ、直右之ヲ越中ニ承ケ、負ニ高躅ヲ嗣キ、夙夜匪勉シテ竊ニ紹續ヲ期ス、本日式ニ臨ミ、齋戒肅浴シ、聊頭末ヲ叙シ、兼ニ代ハリテ敬テ告ス、尙クハ饗ケヨ、

富山縣知事正五位勳六等檜垣直右

二十日、中新川郡白萩村火あり、

〔上市警察分署調査〕

明治三十三年十一月二十日夜、白萩村大字伊折村荒引



金太郎方ヨリ出火シ、全村戸數八十戸ノ内七十六戸ヲ全燒シ、舉村其災ニ罹リタルコトナレハ、一時非常ノ慘狀ヲ極メタリ、

十二月 戊申朔

米澤紋三郎等、立憲政友會富山縣支部を組織す、

〔富山警察署調査〕

明治三十三年十二月、米澤紋三郎、谷順平、淺野長太郎、武部其文、坂井敬義等ニテ、立憲政友會富山縣支部ヲ組織ス、事務所ヲ富山市山王町二十四番地ニ設キ、三十七年三月二十一日、同市西四十物町二番地ニ移轉ス、

明治三十四年辛丑 紀元二千五百六十一年

二月 庚戌朔

四日、<sup>癸丑</sup>清國留學生學資補助規則を定む、

〔富山縣報〕

富山縣令第六號

清國留學生學資補助規則左ノ通相定ム、

明治三十四年二月四日

富山縣知事檜垣直右

清國留學生學資補助規則

第一條 此規則ニ於テ、留學生ト稱スルハ、縣費ヲ以テ學資ヲ補助シ、東亞同文會ニ託シ清國南京同文書院へ留學セシムル者ヲ謂フ、略下

〔參考〕

〔富山縣布達〕

甲第五十一號

留學生費支給規則、別紙ノ通相定ム、  
右布達候事

富山縣令國重正文代理

明治十八年六月三十日

富山縣大書記官前田利充

○別紙

留學生支給規則

第一條 本則ハ、地方稅留學生費支給ノ方法ヲ定ムルモノトス、  
第二條 留學生費ヲ支給スル生徒ハ、管内ニ本籍ヲ定メ、各種學校入學志願ノ者ニシテ、其學費ヲ自辨スルコト能ハザル者ニ就キ許否スベシ、略下

今上天皇明治三十四年

七九三



三月 戊寅

八日、<sup>乙</sup>短冊形稲苗代の規定を定む、

〔富山縣報〕

富山縣令第二十四號

明治二十九年、<sup>三</sup>法律第十七號、害蟲驅除豫防法ニ依リ、害蟲ヲ驅除豫防スルカ爲メ、稲苗代ハ床地幅四尺以内ノ短冊形トシ、床地相互ノ間ニ幅一尺ノ通路又ハ踏切ヲ設クヘシ、

此規定ニ違フ者ハ、五拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス、

明治三十四年三月八日

富山縣知事 檜垣直右

〔參考〕

〔富山縣報〕

富山縣令第十八號

短冊形共同稲苗代設置規程、左ノ通之ヲ定ム、

明治三十八年四月二十一日

富山縣知事 李家隆介

短冊形共同稲苗代設置規程

第一條 稲苗代ハ短冊形トシ、其ノ面積ハ一箇所五畝歩ヲ下ルコトヲ得ス、

一人一箇所ノ稲苗代、面積五畝歩ニ達セサルトキハ、二人以上共同スヘシ、

第二條 稲苗代ノ播床ハ、幅四尺以内短冊形ト爲シ、各播床ニハ八寸以上ノ間

隔ヲ設クヘシ、<sup>略</sup>○中

第六條 第一條、第二條、第五條ニ違背シタルトキハ、科料ニ處ス、

四月 己酉

三日、<sup>辛</sup>射水郡堀岡村火あり、

〔新湊警察署調査〕

明治三十四年四月三日、午前九時三十分、射水郡堀岡村大字堀岡新村堺佐七ヨリ出火、戸數九十三戸ヲ燒ク、

八日、<sup>丙</sup>富山縣高等女學校を設ク、後の縣立富山高等女學校是れなり、

〔富山縣報〕

富山縣告示第六十一號

富山縣高等女學校ヲ、富山市總曲輪本縣師範學校構内ニ設置ス、

明治三十四年四月八日

富山縣知事 檜垣直右

今上天皇明治三十四年

七九五



〔参考〕

〔富山縣報〕

富山縣告示第百五十九號

本縣立(師範學校ヲ除ク)既設學校左記ノ通改稱ス、

明治三十四年十月四日

富山縣知事檜垣直右

舊校名	改校名
富山縣高等女學校	富山縣立高等女學校

○他略

富山縣告示第百九號

富山縣立高等女學校ヲ明治四十年四月一日ヨリ富山縣立富山高等女學校ト改稱ス、

明治四十年四月五日、

富山縣知事川上親晴

二十三日、辛未三日市町に下新川郡設圖書館の創設あり、

〔富山縣統計書〕

明治三十九年

公立圖書館

名稱	所在地	創立年	圖書冊數	本年度開館日數	本年度閱覽人員
下新川郡設圖書館	下新川郡三日市町	明治三十四年	五三〇五	五九	三〇八
			和漢書 洋書		三八九三

〔下新川郡役所調査〕

下新川郡圖書館創設 明治三十四年四月二十三日

五月己卯

二十六日、甲辰東礪波郡青島村火あり、

〔井波警察分署調査〕

明治三十四年五月二十六日、青島村大字青島村齊藤助七郎方ヨリ出火シ、戸數百十九戸ヲ燒失ス、

七月庚辰

十七日、丙申黒部川出水、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治三十四年七月十七日、黒部川出水、下立村等堤防六十間破壊、田地ノ流失十町歩、

九月壬午

今上天皇明治三十四年

七九七



愛國婦人會富山支部の設立あり、

〔愛國婦人會富山支部調査〕

明治三十四年九月、愛國婦人會富山支部ヲ富山市ニ設立シ、二十五日各郡ニ幹事部ヲ置ク、

〔參考〕

〔愛國婦人會富山支部調査〕

本會主催者與村五百子女史、明治三十六年八月二十三日ヨリ九月七日迄ノ十六日間、縣下十八ヶ所ニ於テ、遊説ヲ爲セリ、

十一月癸未

二十七日、己酉西礪波郡石動町火あり、

〔石動警察署調査〕

明治三十四年十一月二十七日、石動町大字福町村ヨリ出火、延焼戸數百十三戸、是歲、富山縣農會、馬匹の去勢を始む、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

明治三十四年、富山縣農會ニ於テ、牛馬去勢規則ヲ定メ、牛馬ノ去勢ヲナシタル

モノニハ、牛一頭金五十錢、馬一頭金壹圓ヲ給スルコト、セシヲ以テ、馬匹五頭ノ施行ヲ見タリ、之レ本縣ニ於ケル馬匹去勢ノ嚆矢トス、次テ三十七年八月、縣令第四十七號ヲ以テ、馬匹獎勵規程ヲ定メ、同時ニ縣農會ヲシテ、之ヲ施行セシムルコトニ指定シ、三十五年ニ於テハ、八十二頭ノ去勢ヲ見ルニ至レリ、

上新川郡大山村に於て、模範森林を設置す、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

模範森林 明治三十四年、上新川郡大山村大字本宮字割谷割ニ於テ、民有山林五十五町四反五畝歩ヲ買收シテ、模範森林ヲ設置シ、一方ニ於テハ、其造林ヨリ得ル利益ヲ以テ縣ノ水害基金トナシ、他方ニ於テハ、森林經營ノ模範ヲ示スコト、ナセリ、而シテ同林ハ、毎年造林ヲ施行シ、三十九年ニ於テ全部ノ植栽ヲ完了セリ、

明治三十五年壬寅紀元二千五百六十二年

一月甲申

二十三日、丙午庄川の射水橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

今上天皇明治三十四年 三十五年



河川名	橋名	長	幅	架橋年月日	摘	要
庄川	射水橋	一一〇 <small>四</small>	一一 <small>八</small>	明治三十五年一月二十三日	里道射水郡新湊(貸取)	

備考 明治四十一年、河川變更ノ爲メ長二十間トナル

二月乙卯朔

八日、戊壬小倉久、富山縣知事に任す、

〔官報〕

明治三十五年二月八日

任岡山縣知事

富山縣知事正五位勳五等楡垣直右

任富山縣知事

徳島縣知事正五位勳四等小倉久

二十一日、乙亥北海道移住民規程を定む、

〔富山縣報〕

富山縣告示第三十二號

北海道移住民規程、左之通相定ム

明治三十五年二月二十一日

富山縣知事小倉久

北海道移住民規程

第一條 單獨或ハ團結シテ北海道へ移住、土地ノ貸付ヲ得ルカ爲メニ、知事ノ證明ヲ受ケントスル者ハ、町村役場及郡市役所ヲ經由出願スベシ、略〇下

〔參考〕

〔富山縣内務部勸業課調査〕

北海道移住民

年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年
人口	四、五九六	四、三七二	四、九〇四	五、五八九	七、四〇〇	一〇、四四一

〔富山縣報〕

富山縣訓令第十八號

郡市役所

明治三十一年二月内務省告示第九號ニ依ル、北海道移住民ノ汽車賃、汽船賃割引券取扱手續、左ノ通相定ム、

明治三十一年三月十一日

富山縣知事阿部浩

割引券取扱手續

一割引券ノ下附ヲ請フモノアルトキハ、左ノ事項調査ノ上、之ヲ下附スベシ、

今上天皇明治三十五年



- イ、一時ノ出稼ニアラサル者、
- ロ、生業ノ目的ヲ以テ移住スル者、
- ハ、移住ニ要スル旅費ヲ辨シ得ル者、

五月甲申

二十六日、西政府、庄川改修工事に着手す、

〔法令全書〕

内務省告示第二十一號

明治二十九年、法律第七十一號河川法第八條ニ依リ、明治三十三年度ヨリ、本大臣ニ於テ庄川、九頭龍川改修工事ヲ施行ス、其區域左ノ如シ、

庄川、左岸富山縣射水郡二塚村、右岸同縣同郡大門町以下海ニ至ル、略○申  
明治三十三年三月十三日 内務大臣侯爵西郷從道

〔庄川改良工區事務所調査〕

- 一 工事着手三十五年五月二十六日
- 一 收用土地總段別貳百三拾九町九段步餘
- 一 工事繼續年限三十五年度ニ起リ、四十一年度終了ノ豫定、

一 改修區域射水郡二塚村ヨリ同郡新湊町ニ至ル  
八ヶ町村此里程約貳里半

〔射水郡新湊町小學校報告〕

- 庄川改修(内務省直營工事)ニ關スル主要事項ヲ摘録セハ左ノ如シ、
- 一 改修區域ハ、射水郡二塚村ヨリ新湊町ニ至ル八箇町村、
- 一 改修總費、金貳百九拾貳萬貳千四百參拾貳圓餘、
- 一 工事繼續年限、明治三十五年五月着手、同四拾貳年三月終了ノ豫定、
- 一 改修新堤左岸五千三百四十間、右岸三千三百二十間、
- 一 舊庄川締切下流新川筋、長サ約貳千間
- 一 土地買收總段別貳百參拾九町九段步餘、
- 一 新庄川河敷ハ、貳百五拾間、堤防ノ馬踏ハ、五間、左右堤中心間ノ距離ハ、二百三十七間ナリ、
- 一 舊庄川ノ締切ニ着手シタルハ、明治三十九年一月ニシテ、同三月略成ル、以上庄川改良工區事務所ニ就キ調査)
- 口碑ニ云、庄川、元ト二上山麓ヲ流レ、今ノ伏木ハ六渡寺町ナリシト、明治三十六年庄川下流改修ノ際、六渡寺町三ヶ新町接近、地幅約百五十間、家屋九十八軒ヲ



立チ去ラシメ、盤開シテ新庄川ト名ツケタリ、

〔富山縣内務部土木課調査〕

庄川改修工事ハ、内務省ノ施行ニ係ルモノニシテ、去ル明治三十三年度ヨリ起工準備ニ着手シ、來ル明治四十二年度ニ於テ、竣功ノ豫定ナリト云フ、而シテ本工費豫算額金貳百九拾貳萬貳千四百參拾貳圓ノ内、縣負擔額ハ金八拾四萬九千六百五拾四圓貳拾六錢六厘トス、其改修計畫ノ要旨ハ左ノ如シ、

庄川修築計畫要旨

在來ノ川幅ハ、極メテ不規則ニシテ、大門町地内雄神橋ニ於テ、僅ニ八十間ナリ、之ヲ上流堤防ノ位置、水害ノ實況及流量ヨリ觀察シテ、大門町ヨリ下流ヲ、凡二百五十間ニ取擴ムルコトニ定メタリ、堤防ハ、洪水面上五尺ノ高サヲ保タシムルモノトシ、馬踏ヲ五間ニ定メ、其根堅メトシテ、木工沈床ヲ計畫セリ、大門町ヨリ上流モ、又川幅二百五十間ニ達セシムルノ目的ヲ以テ、新堤ヲ設ケ且新水路ノ河口ニ於テ、左右兩岸堤防ニ接續シテ、五十一間及百十間ノ突堤ヲ築設シ、以テ流末ノ保護トナス、

庄川在來ノ河口ニ堆積セル土砂ハ、流末ヨリ伏木橋迄ハ、現在河身ニ隨ヒ、幅八十間ハ千潮面以下二十一尺五寸ニ、其左右幅二十間乃至六十間、及伏木橋上流幅百間、長三百間ハ、千潮面以下十一尺五寸ニ、浚深スルモノトス、小矢部川合流點ヨリ河口ニ至ル、右岸流末約七十八間、護岸工ヲ施スモノトス、伏木海岸ニ於ケル強風ハ、殆ント皆東北ニシテ、河口ト同方向ヲナセルカ故ニ船舶ノ出入碇泊ニ不便ナルノミナラス、土砂ノ河口ニ堆積スルヲ補助スルコト尠カラス、之ヲ防止スル爲メ、左岸ノ護岸工ニ接續シテ、長百四十八間ノ突堤ヲ設クルナリ、

七月 乙酉

十五日、記下新川郡各川出水、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治三十五年七月十五日、小川、舟川、笹川、境川、黒

部川出水、堤防三千六百九十九間破壊、家屋ノ破壊スルモノ九、流失スルモノ十六、田地ノ流失五十七町四段五畝歩、

八月 丙辰

二日、記高岡市櫻馬場を市の公園地と爲す、



〔高岡市統計一斑〕

櫻馬場 高岡市舊旅屋門前

慶長十四年創始、長貳百七拾六間幅九間五分、反別八段七畝拾貳步、櫻ハ芳野ノ種、松ハ舞子ヨリ移ス所ト云フ、今猶老櫻群列シ、每春花時ニハ頗ル美觀ナリ、明治三年拂下ケ、之ヲ民有地ニ編入、同二十三年四月七日、高岡市共有地トナシ、同三十五年八月二日、高岡市公園ニ認可セララル、櫻馬場公園ト稱ス、

〔參考〕

〔高岡市沿革志〕

明治三年〇中是ノ歲櫻馬場長サ二百七十六間幅九間五分、段別八段七畝十五分ヲ拂下ケ、之ヲ民有地ニ編入セララル、此調馬場タル、慶長十四年作ル所ノ者ニシテ、延寶年中櫻樹多クハ枯槁ス、因リテ時ノ町奉行武藤半左衛門、國府助右衛門ニ命ジ、再ビ芳野ノ櫻樹ヲ移植セシメラル、而シテ今猶ホ老櫻馬場ニ群列シ、每春花ヲ開ケハ玲瓏トシテ雪ヲ欺キ、以テ詩腸ヲ鼓舞スルニ足ル、

九日、甲稻垣示歿す、

〔中越明覽〕

稻垣 示

射水郡棚田村の人、夙に自由民権の説を主張し、政治改良を以て自ら任せり、明治十二年、天下の大勢に觀る處あり、身を政界に投じ、板垣退助と共に自由黨を起し、南船北馬大に盡力するところあり、明治十八年一月大井憲太郎、新井章吾、小林樟雄と共に事を朝鮮に擧げんと欲し、中越の壯士數十人を率ゐて出發せしが、事露れて捕へられ、遂に囹圄の人となる、是より示の名聲海内に轟く、二十二年二月十一日憲法發布の大典ありて、特赦出獄するや、時恰も後藤象次郎、大同團結を唱道するに遭ふ、示即ち之を賛し、同年北陸公論を富山に發刊して、其社長となる、尋て條約改正の議起るや、同志多數の連署を以て其中止を建白し、遂に其目的を達す、既にして大同派の解散せられしより、後國民自由黨を組織し、更に解黨して北陸自由黨を組織し、後又大日本協會に籍を掲げたり、明治二十五年二月、衆議院議員に當選し、二十七年三月再ひ當選し、三十年伊藤侯爵が政友會を起すや、之に加はり、同年三月、三たひ衆議院議員に當選し、議會解散せられ、其の八月、四たひ當選し、三十五年八月議員選舉運動中、適々病に罹りて斃る、彼は越中の豪傑たるを失はず、

〔北陸政報社調査〕

稻垣示、明治三十五年八月九日死亡、

今上天皇明治三十五年

八〇七



是秋、凶作、翌年 天皇皇后兩陛下より、救恤金下賜あらせらる、

〔富山縣報〕

富山縣訓令甲第九十二號

郡市役所

本年ノ米作ハ、初夏以來水害蟲害等、多少其ノ成育ニ障碍ヲ與フルモノアリタ  
リト雖、幸ニシテ被害ノ著シキヲ見ルニ至ラザリシカ、曩ニ早稻ノ收穫ニ際シ  
テ、忽チ稻熱病ニ罹レルモノアルヲ發見スルアリ、其ノ甚タシキハ、一村ヲ擧ケ  
テ收穫殆ト皆無ニ近キノ慘況ヲ呈ス、是レ實ニ農家ノ一大不幸ニシテ、半歲ノ  
勞苦ヲ空シク水泡ニ歸セシムルモノト云フベシ、今ヤ晚稻ノ收穫期ニ際ス、或  
ハ收穫ノ全キヲ得ザルモノ少カラザルベシ、是等農民ニ對スル慰撫ト救濟ト  
ハ、最モ留意ヲ要スル所ナルヲ以テ、宜シク被害地方ノ實地調査ヲ精確ニシ、又  
其ノ善後方策ヲ講究シ、之カ具狀ヲ忘ラサルト共ニ、被害人民ヲシテ、不安ノ念  
ヲ懷カシメサルヲ努ムヘシ、

明治三十五年十月十八日

富山縣知事小倉 久

〔明治三十五年富山縣凶作被害狀況〕 抄

◎稻熱病被害區域一覽表

郡名	被害町 村數	大字數	被害		別
			皆無	一步	
上新川郡	一五	一八二	五三三、九五〇三	三四九、八五一四	四九七、一〇二二
中新川郡	一八	二五五	一、〇六五、一〇〇九	七四七、七一〇三	七五二、六四二四
下新川郡	三二	二三五	一、三七五、五〇〇六	五七一、九四二二	五七六、一一二二
婦負郡	一四	一八五	一六〇、九三二〇	一七三、二七二一	二一九、四四〇五
東礪波郡	二六	一九一	四三、九三三二	六五、三八〇二	一一五、三三二七
西礪波郡	四	三三	三五、三六〇二	五四、八八〇六	五八、四〇二六
射水郡	四	四	一五、二〇一	二七二七	三、二五二八
合計	一二三	一〇八四	三、二二五、三〇三三	一、九六三、三二二四	二、二二二、三〇二四

(一)縣ノ施設

上新川、中新川、下新川、西礪波郡中被害ノ最モ甚シキ、一町三十四ヶ村ノ窮民七  
百八十四戸ニ對シ、罹災救助基金ヲ支出シテ、應急ノ救助ヲ施セリト雖モ、法ノ



及ホス範圍ニ限リアルノミナラス、徒ニ坐食セシムルハ、策ノ得タルモノニア  
ラサルヲ以テ、一面黒部、早月、片貝ノ各川ニ直營工事ヲ起シテ、生計ノ資ヲ助ケ、  
次デ義捐金募集ノ計畫ヲ建テ、製作品ノ原料ヲ給與シテ、勞働ヲ獎勵スルノ舉  
アリ、目下實行中ニ屬ス、其他知事書記官參事官等、迭ニ被害地ヲ巡視シ、窮民生  
活ノ慘狀ヲ察シテ、之ヲ中央政府ニ訴ヘ、只管善後ノ經營ニ努ム、

(二) 郡ノ施設

上新川、中新川、下新川ノ三郡ニ在リテハ、各郡會ノ議決ニ依リテ、種穀ヲ購求シ、  
若クハ種穀料トシテ、料金ヲ給與セルモノ、其總額金二千八百有餘圓ニ上レリ、  
尙此機ヲ逸セズ、多年ノ陋習タル陰樹伐採ヲ斷行セシメ、且農事巡回教師ヲ派  
遣シテ、肥料ノ製造並ニ其施用方法等、今後ノ農作上ニ就キ懇々諭示スル所ア  
リ、上新川、中新川、婦負ノ三郡農會ニ在リテハ、米作改良ノ目的ヲ以テ、種穀ヲ購  
入シ、被害民ニ配付シタリ、

(三) 町村ノ施設

町村ニ於テハ、概ネ資力ニ乏シク、且凶作ノ結果、町村税ノ未納者増加シ、既定事  
業ノ遂行ニスラ困難セル狀態アルヲ以テ、公共事業トシテノ救助ハ、殆ンド見

ルヘキモノナク、只上新川郡ニ在リテハ、太田村、福澤村、下新川郡ニ在リテハ、田  
家前澤、天神ノ數ヶ村ニ於テ、義倉金若クハ基本財産ノ一部ヲ支出シ、部内ノ窮  
民ヲ救助シタルモノアルニ過ギズ、

〔富山縣報〕

富山縣告示第五十三號

縣下凶作ノ爲メ、人民困窮ノ趣、慨然ニ 被思召、御救恤トシテ、 天皇皇后 兩

陛下ヨリ、金貳千圓御下賜ノ旨、宮内大臣ヨリ傳達アリタリ、

明治三十六年三月二十日

富山縣知事李家隆介

十二月 戊午

三十日、李家隆介、富山縣知事に任す、

〔官報〕

明治三十五年十二月三十日

任富山縣知事

神奈川縣書記官 兼 從五位 李家隆介

富山縣知事

小倉 久

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ、休職被仰付

今上天皇明治三十五年



明治三十六年癸卯 紀元二千五百六十二年

三月 戊子朔

四日、辛卯常願寺川の大日橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河川名	橋名	長	幅	架橋年月日	摘	要
常願寺川	大日橋	三〇〇 <small>五</small>	一四 <small>尺</small>	明治三十六年三月四日	縣支辨里道	自富山市至五百石町間(賃取)

是月、氷見郡熊無村熊無越を改修す、

〔富山縣内務部土木課調査〕

熊無越道路ノ開鑿

氷見郡ヨリ荒山越ヲ經テ能登國鹿島郡ニ至ル道路ハ、明治十二年石川縣ニ於テ假定縣道ニ編入シタルモノニシテ、明治十六年分縣以後明治二十二年度ニハ、氷見郡氷見町大字池田新町ヨリ阿尾村大字指崎村大字森寺村ヲ經テ、八代村大字吉瀧村ニ至ル貳里餘町ヲ、明治二十三年度ニハ八代村大字吉瀧村ヨリ大字磯部村ニ至ル貳拾町餘ヲ富山縣ニ於テ改修シ、八代村大字磯部村ヨリ國界ナル大字小瀧村荒山越ニ至ル壹里拾町餘ハ未改修ナリ、而シテ明治三十三

年十一月ヲ以テ、兩縣ノ協商纏リ、荒山越ノ改修ハ之ヲ廢止シ、代フルニ氷見町ヨリ熊無村ニ至ル既成路線ヨリ熊無越並ニヲハイグチ越ヲ經テ石川縣羽咋郡羽咋町ニ至ル路線ヲ撰定スルコトニ決定シ、町村事業トシテ明治三十五年度ニ於テハ熊無村大字中村大字谷屋村地内千七十七間參分(此工費金參千圓)此縣費補助金貳千四百圓ヲ、明治三十七年度ニ於テハ熊無村大字谷屋村大字熊無村地内六百九十三間四分(此工費金參千七百五十圓)此縣費補助金參千圓ヲ、又縣事業トシテ明治四十年度ニ於テハ熊無村大字谷屋村大字論田村大字熊無村地内八百四間九分(此工費及收用費金七千九拾六圓九拾九錢壹厘)ヲ各改修セリ、且ツ國界ニ至ル未改修ノ區域千貳百間ハ、明治四十一年度以後ニ於テ改修ノ計畫ニシテ、全部改修ノ曉ニハ現在假定縣道タル荒山越ノ路線ハ假定縣道ノ資格ヲ廢止シ、熊無越路線ヲ以テ假定縣道ニ編入セントスルモノナリ

四月 己未朔

一日、己未富山縣監獄署を富山監獄と改め、司法省の管理に屬せしむ、

〔法令全書〕

今上天皇明治三十六年



勅令第三十五號 明治三十六年 三月十九日 抄

監獄官制

第一條 監獄ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス、  
第十二條 監獄ノ名稱及位置ハ別表ニ依ル、  
各監獄ノ種類ハ司法大臣之ヲ指定ス、  
本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、

(別表)

監獄名稱及位置

名稱	位置
富山監獄	富山縣上新川郡堀川村 <small>外ハ越中國以</small>

司法省告示第十七號

監獄官制第十二條第二項ニ依リ、各監獄ノ種類ヲ指定スルコト左ノ如シ

明治三十六年三月二十三日 司法大臣男爵清浦奎吾

富山監獄 地方監獄拘置監懲治場 外ハ越中國以

司法省告示第十八號

監獄官制第二條ニ依リ、分監ヲ置クコト左表ノ如シ、

明治三十六年三月二十三日 司法大臣男爵清浦奎吾

富山監獄 高岡分監 富山縣射水郡下關村 略  
高山分監 岐阜縣大野郡高山町 略

〔富山監獄調査〕

明治三十八年高岡分監ヲ廢シ、更ニ高岡出張所ヲ置ク、  
十三日、辛未下新川郡石田村火あり、

〔三日市警察分署調査〕

明治三十六年四月十三日午後零時四十分下新川郡石田村大字濱石田新村、下  
坂石次郎方ヨリ失火シ、延焼百六十八棟ニ達ス

五月 己丑

二十一日、己酉神通川の神通大橋成り、尋て同川馳越工事竣る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

神通大橋ノ架設及接續道路ノ改築

明治三十二年度水害善後策トシテ、施行ヲ要シタル國道富山市手傳町、婦負郡

今上天皇明治三十六年



櫻谷村大字愛宕村、畑中村、五福村地内ノ路線改築工事ハ、明治三十六年五月二十一日竣功ヲ告ケタリ、其工事ノ内容ハ、道路ノ改築ハ延長七百九十九間四分壹厘、橋梁ノ新架神通川馳越橋斷橋名ハ延長貳百貳拾八間、幅三間三分三厘ニシテ、經費總計金四萬貳千五百六十九圓貳拾三錢二厘、内國庫補助金壹萬三千貳百三十九圓三錢一厘ニテ、餘ハ縣費ヲ以テ支辨セリ、

神通川馳越線ノ新設

神通川ハ、富山市附近ニ至リ、一大灣曲ヲ爲スニ依リ、毎歲洪水ニ際シテハ、富山市街等ノ水害甚シク、曩時神通川ノ一部取擴工事ヲ施行シタリト雖モ、尙災害ヲ免レサルナリ、明治卅二年九月ノ出水、及十月七日ノ洪水ニ依リ、富山市ノ西端ナル字岡堤防欠壞シ、奔流ハ國道ヲ横斷シテ、櫻谷村ハ汎濫スルニ至レリ、今此決潰堤防ヲ復築スルモ、當時ノ川幅ニテハ、洪水ニ於ケル全川水量ヲ無事通過セシムルハ、到底至難ナルヲ以テ、災害ノ善後策トシテ、字岡堤ノ一部ヲ切開キ、婦負郡東吳羽村大字五福村、舟橋新村、櫻谷村大字愛宕村、畑中村、四ッ屋村、富山市舟橋今町、舟橋新町、五福新町、畑中町地内ニ於テ、延長八百七十間六分七厘、幅員貳百參拾四間ノ神通川洪水排水路ヲ設クルノ大計畫ヲ立テ、明治卅六年

五月三十一日、工事ノ竣工ヲ告ケタリ、而シテ之ニ伴フ築堤ハ、左岸延長八百四拾間、馬踏幅員四間乃至五間、右岸延長七百六拾四間五分、馬踏幅員四間、總延長千六百四間五分ニシテ、此工費護岸及川惡水路仕替費ヲ含ム金九萬六拾圓拾七錢四厘、敷地ノ買收ハ、田畑宅地等、六拾貳町貳反參畝拾九步壹合貳勺ニシテ、此金額拾參萬七千參百七十七圓七拾參錢壹厘、家屋ノ移轉ハ、貳百四拾八戸ニシテ、此移轉補償金參萬七千百拾八圓九十四錢參厘、其他樹木取拂補償金千貳百八十貳圓貳拾貳錢四厘、雜費金七千八百四圓五拾錢參厘、總計金貳拾七萬三千六百四拾參圓五拾七錢五厘ヲ要シタリ、内國庫補助金九萬九百四拾參圓八拾錢、縣費金拾八萬貳千六百九拾九圓七拾七錢五厘ナリ、

七月庚寅

九日、戊戌神通川庄川等出水、

〔富山縣水害誌〕

三十六年七月九日、神通川出水、溺死男一女二、流家五、流土藏

一、納屋一、半壞一、流失橋一、浸水家屋床上千四百二十二、床下九百八十五、

〔富山縣警察部保安課調査〕

各川出水、礪波山田川汎濫、沿岸堤防三十三ヶ所欠壞、田地數十町步流失、庄川、赤祖父川、大谷川、利賀川、百瀬川、大門川、旅川等各川



沿岸、田地、道路、橋梁、堤防等ノ流失破壊極メテ多シ、又婦負郡井田川沿岸、田地ノ流失四町歩、家屋流失、死亡者二名アリ、

〔富山縣報〕

富山縣告諭第四號

今般縣下神通川庄川等ノ洪水ハ、増水頗ル急ニシテ、近年ニ見サル水量ニ達シ、爲メニ沿岸被害ノ狀況、愁慘ニ堪ヘサルモノアリ、殊ニ家屋浸水地ハ、家財ヲ他ニ充分搬出セシムル餘暇ナクシテ、汚水ニ浸シ、單身避難シタル等、其困難實ニ見ルニ忍ヒサル有様ハ、本官等其被害地ヲ實視シテ、深ク感シタル所ナリ、略

明治三十六年七月十二日

富山縣知事李家隆介

八月

初辛酉

東礪波郡平村より藁谷村へ鐵索道を設く、

〔東礪波郡藁谷尋常小學校報告〕

明治三十六年八月、鐵索道ヲ當村ヨリ平村

五ヶ山ニ至ル運輸機關トシテ開設シ、其費額七万有餘圓ヲ投セリ、

十一月

初癸巳

一日、<sup>癸巳</sup>力士梅ヶ谷藤太郎横綱に進む、

〔横綱免許狀〕

梅ヶ谷藤太郎

右者明治參拾六年十一月一日、横綱免許、同年同月同日相撲故實門人トシ、古例相傳、

熊本市北千反畑町七十九番地、吉田善門

〔中新川郡西水橋尋常小學校報告〕

梅ヶ谷藤太郎は、當町故押田喜平の四男

にして、明治二十四年八月、年十四、東京相撲取締雷權太夫の養嗣子となり、相撲道に入る、爾後累進して、明治三十三年五月、二十四才にして西の大關となり、梅の谷音松と稱し、同卅四年五月、東の大關となり、養父の名を襲き、今の名に改む、

十二月

初癸亥

二十九日、<sup>辛卯</sup>耕地障害木取締規則を定む、

〔富山縣報〕

富山縣令第九十七號

富山縣耕地障害木取締規則、左ノ通相定ム、

明治三十六年十二月二十九日

富山縣知事李家隆介

今上天皇明治三十六年



富山縣耕地障害木取締規則

第一條 田地ノ畦畔並ニ耕作道路溝渠畔ニ成立スル樹木ニシテ、陰影ヲ與フ  
ルモノハ、其ノ所有者又ハ管理者ニ於テ、明治三十七年十二月末日迄ニ、之ヲ  
掘取リ、若ハ根元ヨリ伐採スヘシ、

但シ果實ノ採收、米穀ノ乾燥、及用水路ノ保護等ノ目的ニ供スルモノニシ  
テ、其ノ存置ノ必要、若ハ利益ヲ郡市長ニ於テ認定シタルモノハ、此限ニ在  
ラス、○中

第六條 第一條第三條第四條第五條ニ違背シタルモノハ、拾圓以下ノ罰金ニ  
處ス、

〔富山縣內務部勸業課調査〕 明治三十六年十二月、耕地障害木取締規則ヲ定  
メ、卅八年ニ於テハ、木數二百四十四萬本ヲ伐採シ、四十年八月該規則ヲ改正ス、

〔參考〕

〔金澤藩布令留〕

諸郡共、垣根等之諸木生茂、田畑陰ニ相成作物障之ケ所、陰伐之義、天保九年申渡  
爲伐除、後年數相立諸木生茂候向々、不少躰ニ候條、田畑陰ニ相成候ケ所、早速伐

取方申渡、尙又御用廻村等之節、途見分可致勢子候也、

午二月三〇日 明治

租 稅 局

諸郡御扶持人中

組 才 許 中

新田才許中

〔富山縣報〕

富山縣令第三十六號

稻田ニ發生シタル田稗(俗稱餓鬼稗)ハ、所轄郡市長ノ定ムル期間ニ依リ其ノ作  
人ニ於テ、之ヲ拔取リ燒棄スヘシ、違背シタル者ハ科料ニ處ス、

明治四十年六月七日

富山縣知事川上親晴

是歲、下新川郡三日市町、始めて經木眞田を製造す、

〔富山縣統計書〕

明治三十八年

縣下ニ於テ、經木眞田製造業ヲ創始スルハ、明治三十六年、下新川郡三日市町ニ  
於テ、窮民授産ノ爲メ有志者相謀リテ、傳習所ヲ開キタルヲ以テ嚆矢トス、爾後  
他ノ郡市ニ於テモ、該事業ノ能ク婦女子ノ手工ニ至適スルヲ認メ、或ハ軍人遺

今上天皇明治三十六年

八二一



族救護ノ爲メ、或ハ其他ノ慈善的事業トシテ、續々相踵テ斯業ヲ開始スルモノアリ、

明治三十七年甲辰

紀元二千五百六十四年

一月 甲午

十八日、<sup>辛</sup>高岡電燈株式會社、電燈を架設す、

〔高岡警察署調査〕

高岡紡績株式會社ハ、明治三十三年五月高岡市内ノ電燈

事業ヲ起工シ、同年六月十七日略ホ竣工ヲ遂ケタリ、然ルニ同月二十七日ノ大火災ニ依リ、電柱電線等悉ク燒失シタルヲ以テ、止ムナク其ノ工事ヲ停止シタリ、其後高岡電燈株式會社起リ、紡績會社ノ機關ヲ使用シ、三十七年一月十八日電燈ヲ架設シ、高岡市一圓及射水郡下關村外三ヶ村ニ對シ、千二百七十八燈ヲ供給スルニ至レリ、

二月 乙丑

五日、<sup>己</sup>海軍充員召集の發令あり、尋て十日露國に對する宣戰の詔勅下る、

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

明治三十七年二月五日、海軍充員召集ノ發令アリテ、本縣召集人員ハ下士卒百

三十五名ナリ、尋テ十日露國ニ對スル宣戰ノ詔勅アリ、

十一日、<sup>乙</sup>射水郡新湊町人の所有汽船奈古浦丸、露國軍艦に撃沈せらる、

〔射水郡新湊町役場調査〕

汽船奈古浦丸ノ遭難

〔遭難ノ概況〕 汽船奈古浦丸ハ、本町南島間作ノ所有船ニシテ、明治三十七年二月十日、羽後國酒田港ニ於テ、船客四名(内二名婦人)ト米穀一萬三百二十一俵、繩三百八十二個ヲ搭載シ、同日午後十時十分、北海道小樽區ニ向ケ發航シ、翌十一日午前十時三十分頃、陸奥國釧路沖ヲ通過シタルニ、偶々露艦四艘ニ遭遇シタリ、而シテ奈古浦丸ハ、商行爲ヲナスノ目的ヲ以テ航海スルモノニシテ、純然タル商船ニ屬シ、其船客及船員モ亦總テ非戦闘員ナルニ依リ、直接又ハ間接ニ戦闘行爲ニ關係ヲ有スルモノニアラス、且ツ本船ノ乗員ハ、日露兩國間ニ戰端ノ開始シタル事實ヲ知ラスシテ、航海シタルモノナルカ故ニ、此ノ事變ニ際會スルモ敢テ抵抗ノ態度ヲ取ラス、又毫モ逃走ノ企圖ヲナサス、漸次本船ノ速力ヲ減シテ停止シタリ、然ルニ露艦ハ本船ニ對シ、一應ノ臨檢搜查ヲモ遂ケス、又船長ニ向テ一回ノ訊問ヲモ試ミス、即チ私有船舶拿捕ノ手續ヲ履行セスシテ、

今上天皇明治三十七年

八二三



突然本船ヲ包圍シ、實彈ヲ發射シタルニ因リ、此殘忍酷薄ナル暴行ヲ避ケンカ爲メ、急ニ左舷ノ救命艇ヲ降シテ、船客及船員ノ一部ヲ轉乘セシメ、更ニ右舷ノ救命艇ヲ降サントシタルニ、實彈ノ達スルモノ既ニ拾數發ノ多キニ及ヒテ、船側ヲ打貫キ、水夫村田常右衛門、荷物係實田作次郎ノ兩名ハ之カ爲メニ即死シ、殘員ハ辛フシテ艇内ニ乘リ移リタレトモ、事急ニ迫リテ各自ノ所持品ハ勿論、本船内ニ備付ノ必要書類スヲ取り出スコト能ハス、此時ニ方リ露艦ロシヤ號及グロモボイ號ハ本船ノ左右ヨリ救命艇ニ向ケテ發砲シ、彈丸頭上ヲ飛散スル其狀ノ慘絶言フヘカラズ、既ニシテ救命艇カ本船ノ舷側ヲ離ル、ニ及ヒ、各軍艦ハ頻ニ本船ヲ砲撃セリ、是ニ於テ救命艇ノ乘員ハ、一同死ヲ決シテ露艦ニ漕ギ寄セグロモボイ號ニ乘リ移リタル際、奈古浦丸ハ幾多ノ砲彈ヲ被ムリテ船尾ヨリ傾斜シ、數分間ヲ出テスシテ全然沈没スルニ至レリ、

〔遭難人員〕 船客四名、船員三十八名計四十二名ノ内、船員二名飛彈ノ爲メ即死セリ、

〔損害額〕 船體附屬品、資本金、總積荷ノ内、自己所有ニ屬スル米穀二千石餘ノ代金、其他航海不能ノ爲メ得ヘキ利益ノ損失等ヲ計上シ、金十八萬圓以上ニ達セ

但シ右ハ同船所有者ニ專屬スル損害ニシテ、運賃積ノ荷物、及ビ即死者ノ遺族ニ對スル慰籍料等ノ如キハ含入セズ、

十七日、<sup>辛</sup>宣戰奉告祭を射水神社に行ふ、勅使富山縣知事李家隆介參向す、

〔射水神社社務所調査〕

明治三十七年二月十七日、宣戰報告祭執行、勅使富山

縣知事李家隆介參向、

同三十八年十二月七日、平和克復奉告祭執行、勅使前ニ同シ、

三月<sup>甲午</sup>

縣民進んで國庫債券の募に應じ、軍資を獻納するもの多し、

〔富山縣内務部會計課調査〕

日露戰役ニ於ケル國債募集調

國債ノ名稱	富山縣ノ成績	募集ノ切年月日
第一回國庫債券	應募額 六、三四八、〇二五 募入額 一、四五三、三七五	三十七年三月十日

今上天皇明治三十七年

八二五



第二回國庫債券	應募額 募入額	六、三八九、七七五 一、九三三、〇〇〇	三十七年六月十六日
第三回國庫債券	應募額 募入額	四、五五七、七七五 一、四九一、〇〇〇	三十七年十一月七日
第四回國庫債券	應募額 募入額	五、三七四、八〇〇 四八〇、九五〇	三十八年三月三十一日
第五回國庫債券	應募額 募入額	六、〇六一、二二五 一、〇四四、〇二五	三十八年五月五日
臨時事件公債	應募額 募入額	三、四七六、一五〇 一、一三七、四〇〇	三十九年三月二十日

〔富山縣統計書〕

明治三十八年

時局以來、出願ニ對スル軍資金、獻納許可額ハ

金一萬三千五百八十五圓二十九錢一厘ニシテ、其内既收額ハ、金一萬三千四百八圓二十六錢一厘ナリ、

〔富山縣內務部社寺兵事課調査〕

日露戰役ニ際シ、縣民カ進ンデ陸軍海軍ノ

恤兵部ニ對シ、各種ノ品物ヲ獻納シタルコト頗ル巨額ニ上レリ、

四月 乙丑 朔

一日、乙丑、米穀検査所を開始す、

〔富山縣報〕

富山縣告示第六十一號

米穀検査所ハ、富山縣應内ニ置キ、來四月一日ヨリ開始ス、

明治三十七年三月二十五日

富山縣知事李家隆介

富山縣令第六號

米穀検査規則左ノ通相定ム、

明治三十七年二月五日

富山縣知事李家隆介

米穀検査規則

第一條 縣内ニ於テ、生産スル米穀ヲ賣買讓渡シ、又ハ縣外ニ輸出スルモノハ、  
本則ニ依リ検査ヲ受クヘシ、

第二條 検査ハ、産米検査、輸出米検査ノ二種トス、 略 下

今上天皇明治三十七年



〔富山縣米穀檢查報告〕

明治三十七年

米穀檢查規則實施ノ沿革

米穀ハ、本縣重要物産ニシテ、其産額ハ百四十萬石乃至百七十萬石ト稱シ、全國中第六位ヲ占ムルヲ以テ、品質ノ善惡、價格ノ高低ハ直接當業者ノ利害ニ關スルノミナラス、惹ヒテ一縣經濟ノ消長ニ影響スルコト頗ル大ナリ、然ルニ維新後、賈米制度ノ廢止ニ伴ヒ、乾燥、調製、俵裝等漸次粗惡ニ流レ、其弊殆ント底止スル處ヲ知ラス、而シテ販賣者中ニモ亦奸譎ノ徒少ナカラス、一時ノ小利ヲ貪ラシガタメ、故ラニ粗惡米ヲ市場ニ搬出シ、甚シキニ至リテハ、或ハ糶ヲ混シ、或ハ濕氣ヲ含マシムルモノアリテ、愈々其弊價ヲ失墜シタリ、於是縣廳ハ之レカ改良ニ付キ、屢々勸誘獎勵ヲ加ヘタリシガ、今ヲ去ル十數年前、民間ニ於テモ亦米製改良ノ聲高マリ、縣下礪波郡（現今ノ東礪波郡及新川郡）、上ノ有志者等率先シ、東奔西走ノ結果改良米組合ヲ組織シ、初メテ輸出米檢查ヲ施行シタリト雖トモ、組合事業ノ常弊トシテ、情實纏綿、殊ニ當業者中檢查證ヲ偽造行使スル者續出シ、遂ニ兩三年ヲ出テヌシテ解散ノ已ムヘカラサルニ至レリ、是レヨリ越中米ノ粗惡益々甚シク、各地市場ニ於テハ、殆ント願ルモノナキ状態ニ陥リタル

ヲ以テ、縣廳ハ深ク之レヲ憂慮シ、百方救濟ノ策ヲ講スル折柄、明治三十六年六月ニ至リ、各地實業團體ヨリ本縣知事ニ對ツテ、續々警告ノ書ヲ寄せ、若クハ建議ヲナス者アリ、○中

於是米穀檢查實施ノ各府縣へ、縣屬ヲ派遣シテ諸般ノ調査ヲ爲サシメ、百方講究ノ結果、縣事業トシテ米穀檢查ヲ施行スルコト、ナシ、之レガ費用ヲ明治三十六年通常縣會ニ要求セシニ、滿場一致ヲ以テ贊同ヲ得タルヲ以テ、明治三十七年二月、米穀檢查規則ヲ發布シ、三十七年産出ノ米穀ヨリ、之ヲ施行スルニ至レリ、

〔參考〕

〔富山縣布達〕

縣令第十一號

輸出米隣接ノ地方ニ陸送スルモノヲ除ク改良ノ爲メ、檢查規則左之通相定メ、明治二十年八月十六日ヨリ施行ス、

明治二十年一月二十九日

富山縣知事國重正文

輸出米檢查規則

今上天皇明治三十七年



- 第一條 米ヲ輸出セントスル者ハ、都テ此規則ニ據リ、検査ヲ受クヘシ、
- 第二條 検印、及標章ナキ米ハ、輸出スルコトヲ得ス、
- 第三條 検査所ハ、輸出米取扱業組合ノ検査所ヲ以テ之ニ充テ、其事務ヲ取扱ハシムルモノトス、
- 第四條 輸出米ハ、左ノ二項ニ該當シタルモノニ限ルヘシ、
  - 第一項 乾燥充分ニシテ、調製精良ナルモノ、
  - 第二項 俵量ハ四斗入ニシテ、荷造方完全ナルモノ、略下

肺結核豫防令施行規則を定む、

〔富山縣報〕

富山縣令第二十四號

肺結核豫防令施行規則、左ノ通相定ム、

明治三十七年四月一日

富山縣知事李家隆介

- 第一條 肺結核豫防令第一條ニ掲クル場所、及左ニ掲クル場所ニハ、第二條ノ規定ニ從ヒ、金屬製又ハ陶器製若ハ硝子製ノ有蓋唾壺ヲ配置スヘシ、略中
- 第四條 肺結核豫防令第三條ノ事項ヲ遵守スヘキ箇所、左ノ通指定ス、

立山温泉場	上新川郡大山村大字有峰村
合田鑛泉場	同 郡大久保村大字合田村
小川温泉場	下新川郡山崎村大字山崎村
山崎温泉場	同 郡山崎村大字山崎村
西鐘釣温泉場	同 郡片貝谷村大字平澤村
黒薙温泉場	同 郡愛本村大字音澤村
北山鑛泉場	同 郡松倉村大字北山村
山田温泉場	同 郡山田村大字湯村
高熊鑛泉場	同 郡室牧村大字高熊村
下ノ茗鑛泉場	同 郡室牧村大字下ノ茗村
大牧温泉場	東礪波郡利賀村大字大牧村
湯谷温泉場	同 郡東山見村大字湯谷村
赤祖父鑛泉場	同 郡井口村大字東西原村
酒池鑛泉場	同 郡大鋸屋村大字林道村
榮樂鑛泉場	同 郡大鋸屋村大字林道村



西明寺鑛泉場	西礪波郡五位山村大字西明寺村
法樂寺鑛泉場	同 郡子撫村大字法樂寺村
東岩瀬海水浴場	上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町
四方海水浴場	婦負郡四方町大字四方町
伏木海水浴場	射水郡伏木町大字伏木町
大岩轉地療養所	中新川郡大岩村大字大岩村

二十一日、庄川の新庄川橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

新庄川橋ノ架設及接續道路ノ改築

庄川改修工事ニ伴ヒ、必要ヲ生シタル縣道射水郡新湊町大字中伏木町、六渡寺町地内路線ノ改築工事ハ、明治三十七年四月二十一日、竣功ヲ告グタリ、其工事ノ内容ハ、道路ノ築造ハ、延長八百七間七分五厘、及橋梁ノ新架ハ總數四橋ニシテ、橋梁ノ大ナルモノハ新庄川橋ト云ヒ、延長二百二十八間、幅員三間三分三厘ニ及ヒ、總計金五萬九千五百參拾六圓四拾貳錢壹厘ニシテ、内國庫補助金參萬九千六百九拾圓九拾四錢七厘ナリ、

五月乙未

九日、丑癸第九師團第一動員及第十二動員の令下り、又馬匹の徵發あり、尋て戦局の終結に至るまで、屢動員令及ひ補充臨時の召集あり、

〔富山聯隊區司令部歴史〕抄

- 一 明治卅七年二月五日、近衛師團第一動員、第十二師團第七動員下令、同六日午前零時半接受、當聯隊區管内ニ近衛要員十一名、第十二師團要員二名アリテ悉ク應召セリ、
- 一 同年五月九日午前、第九師團第一動員、及第十二動員ヲ令セラレ、應召員四千九百五十名、
- 一 同年六月十二日、第九師團第十動員第一號乃至第八號ヲ令セラレ、應召員壹千壹百五十四名、
- 一 同年七月十日、第九師團第六動員ヲ令セラレ、應召員壹千四百三十名、
- 一 明治卅八年一月十九日、第一國民兵動員下令、同月六日ヨリ五日間、富山市總出輪西別院ニ於テ、身體檢査ヲ行ヒ、合格者ハ、部員引率シテ、動員擔任官タル歩兵第三十五聯隊補充大隊長ニ交付セリ、合格者總テ二百五十名、



〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

明治卅七年五月九日午後零時廿五分第一  
動員第十二動員ノ電報ニ接受セリ此動員ニ依リ徵發馬匹ノ實施アリテ其檢  
査場所ハ當廳構内ヲ充テラレタリ其後戰局ノ終結ニ至ルマテ動員令及補充  
召集臨時召集ヲ達セラレタルコト實ニ百九十一回ニ及ブ

〔富山縣統計書〕

明治三十八年 軍馬ノ徵發セラレタルハ六百九十一頭ニ  
テ其購買セラレタルモノ四百十七頭ナリ

〔富山日報〕

明治三十七年  
五月十五日

立山酒を第九師團に贈る、李家本縣知事は、今回縣民を代表し、第九師團の兵  
員慰問の爲め、去十二日、縣下の銘酒立山酒五十五樽を、同司令部に宛て發送し  
たるに、同司令部にては其の厚意を謝して受領したりと云ふ、

六月 丙寅

十八日、第九師團出征す、

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

官報 ニカ  
受信人 トヤマケンチヨウリノイヘチジ

發 局 カナサワ局 六月十三日

シレイブ(一八ニチヒル五五〇ブ)三五レンタイ(一九ニチアサ四二〇ブ  
ン)ヨリタツ、〇ミヨシ

〔富山縣知事官房調査〕

送別之辭 ○第九師團長へ  
贈りたるもの

第九師團ハ、今ヤ重要ノ任務ヲ帶ヒテ將ニ征途ニ就カントス、隆介乏ヲ其ノ師  
管下タル富山縣知事ニ承ケ、茲ニ此行ヲ送ルノ光榮ヲ荷フニ際ス、豈ニ一言ノ  
別辭ヲ呈セシテ止ムヘケンヤ、  
恭ミテ惟フニ、我帝國カ露國ニ對スル開戰ノ理由ハ、炳乎トシテ大詔ニ明カナ  
リ、夫レ戴クニ敎聖文武ナル 天皇陛下ノ威徳ヲ以テシ、則ルニ至正公明ノ理  
義ヲ以テス、宜ナル哉、天祐ノ皇軍ニ存スルヤ、是ヲ以テ戰端開始以來此ニ四閱  
月、皇師ノ嚮フ所渤海灣頭ニ、鴨綠江畔ニ、戰ヘハ則チ克チ、攻ムレハ則チ陷レ、武  
威維レ揚リ、國光維レ耀キ、宇内驚嘆ノ目ヲ側タテ、列國同情ノ念ヲ殷ニス、蓋シ  
能ク我帝國終局ノ目的ヲ達シ、平和ヲ永遠ニ克復スルノ美果ヲ收得スルノ必  
スシモ、遠キニアラサルヘキハ、期待シテ疑ハサル所ナリ、







郡市ニ於テモ亦之ニ準シ、戰時ニ關スル後援事業ニ就テハ、極力之ニ盡ス所アリキ、

〔愛國婦人會富山支部調査〕

明治三十七年五月十六日、縣下婦人總代トシテ、愛國婦人會富山支部長李家實實子ヨリ、歩兵第三十五聯隊ヘ草鞋四千五百足、アルミニウム製飯用器參千七百個、靴下三千八百足ヲ、又靴下ヲ騎兵第九聯隊ヘ參百足、野戰砲兵第九聯隊ヘ貳百五拾足、工兵第九大隊ヘ百五拾足、輜重兵第九大隊ヘ百足ヲ贈レリ、又各郡市婦人總代トシテ、同支部長ヨリ、第九師團出征軍人ヘ扇子壹萬六千百參拾參本ヲ贈ル、

事業

出征軍隊ヲ歡送迎シ湯茶ヲ供給セシ度數	三千三百回
同上ノ爲メ出張セシ職會員人員	壹萬三千三百十四人
慰問セシ出征軍人家族ノ戶數	三千九百七十一戶
同上ノ爲メ出張セシ職會員人員	四萬二千七百五十四人
傷病又ハ廢兵ヲ慰問セシ度數	一千百一十一度

同上ノ爲メ出張セシ職會員人員	六百九十六人
戰病死者ヲ會葬セシ度數	九百八十四度
同上ノ爲メ出張セシ職會員人員	三千三十五人
慰問セシ戰病死者遺族ノ戶數	三百二十四戶
同上ノ爲メ出張セシ職會員人員	七百十九人

〔日本赤十字社富山支部篤志看護婦人會調査〕

- 一 明治參拾七年五月、歩兵第三十五聯隊ノ出征ニ先チ、支會長以下ノ職員、同聯隊ヲ慰問、縫針、及糸包參千八百個ヲ寄贈シタリ、
- 一 明治參拾七年八月、卷軸綑帶壹千五百卷ヲ製造シテ、日本赤十字社廣島材料庫ヘ寄贈シタリ、
- 一 明治參拾七年九月、卷軸綑帶五千卷ヲ製造シ、之ニ洋菓子壹千五百函ヲ添ヘ、支會長以下ノ職員、金澤豫備病院ヲ慰問寄贈シタリ、
- 一 明治參拾七年拾二月、卷軸綑帶五千卷ヲ製造シ、支會幹事金澤豫備病院ヲ慰問寄贈シタリ、
- 一 明治參拾七年拾二月、第九師團及海軍々々人ニ對シ、軍人慰袋ナルモノヲ寄贈



ノ目的ヲ以テ、之レカ募集方、富山縣書記官ヨリ依頼ヲ受ケタルニ依リ、會員ヲシテ、募集ニ當ラシメタル結果、五千九百九十一袋ヲ得テ送付シタリ、

一 明治參拾八年五月、卷軸綑帶參千五百卷ヲ製造シテ、支會幹事一同、金澤豫備病院ヲ慰問寄贈シタリ、

一 明治參拾八年六月、卷軸綑帶參千卷ヲ製造シテ、廣島豫備病院へ寄贈シタリ、

一 明治三十八年六月、卷軸綑帶壹千五百卷ヲ製造シテ、佐世保海軍病院へ寄贈シタリ、

一 明治參拾八年七月、出征第九師團へ平圓盤寫聲器壹臺、並附屬品、共ヲ寄贈シタリ、

一 明治參拾八年七月、藥品六千包、卷煙草貳千包、ハンカチーフ貳千枚、晒木綿壹千筋ヲ在露國俘虜ノ我陸海軍人等ニ、俘虜情報局ヲ經テ贈付シタリ、

一 明治參拾八年九月、金澤豫備病院第一分院娛樂室へ、陸海軍將校肖像拾壹枚ヲ寄贈シタリ、

一 明治參拾七年日露戰爭開始ニ際シ、社資増殖ノ目的ヲ以テ、會員ハ協同一致以テ赤十字社業ノ擴張ニ從事シテ、壹千參拾九人ノ社員ヲ募集シタルノミ

ナラス、人員壹萬八百七十九人ヨリ小口ノ寄附金貳千七百九拾圓餘ヲ收集シテ、之ヲ本社ニ送納シタリ、

一 明治參拾八年戰役中、會員其他篤志者ヨリ、當支會へ左記金品ノ寄贈ヲ受ケタリ、

金參千參拾八圓 此人員四千九百六拾壹人

綑帶木綿千六拾五反 此人員十四人

綑帶製造器械拾貳臺 此人員貳人

〔富山縣教育會沿革史〕

第九師團傷病兵士慰問ノタメ、安藤富山縣教育會副

會長ハ高柳書記ヲ隨へ、明治三十八年二月二十五六ノ兩日、金澤へ出張、陸軍豫

備病院第一及第二ノ兩分院ヲ慰問シ、慰安帖四百二十九冊ヲ寄贈シタリ、而シ

テ慰安帖ハ、縣下各小學校兒童ノ書方、綴方、圖書ノ三成蹟、總數大凡壹萬三千餘

ヲ蒐集シ、之ヲ各郡市別ノ小冊子トナシタルモノナリ、

〔富山縣統計書〕

一 明治三十八年

一 軍人家族ノ救助ヲ爲シタルハ、下士兵卒家族救助令ニ依ルモノ、給與金額壹萬四千四百五拾五圓六拾壹錢、許可戸數千三百貳拾壹戸ナリ、



〔帝國軍人後援會富山支會調查〕 帝國軍人後援會富山支會ハ、中田清兵衛氏支會長ノ囑托ヲ受ケ、創設ヲ見タルモノニシテ、日露戰役後、富山市出身陸軍騎兵大尉近藤俊吉、陸軍中將矢吹副會長ヨリ、富山支會常務幹事ノ囑托ヲ受ケ、富山市ニ支會事務所ヲ開始シ、三十九年六月、知事川上親晴氏ヲ支會長ニ各事務官ヲ幹事ニ仰キ、諸氏カ多大ノ助力ニ依リ、各郡市長ニ部會長ヲ、各警察署長ニ部會副長ヲ、各町村長ニ分會長ヲ各囑托シ、專ラ會員募集ト遺家族ノ救護、慰問保護ニ努メタリ、延イテ四十年六月、陸軍歩兵中佐山本重義氏幹事長ノ囑托ヲ受ケ、縣下ノ廢兵六百三十三名ニ忠勇櫻花徽章ニ感謝狀ヲ添エテ贈與セリ、

〔富山縣報〕

富山縣告示第五百五十五號

明治三十七八年戰役中、團體及篤志者ニ於テ、各種後援ノ施設ニ依リ、奉公ノ義ヲ竭シシ段、御満足ニ被 思食、左ノ通 御沙汰有之タルニ付、周知方取計フヘキ旨、今般内務大臣ヨリ訓令アリタリ、

明治三十九年七月二十七日

富山縣知事川上親晴

明治三十七八年戰役ノ際、團體及篤志者ニ於テ、師ヲ犒ヒ兵ヲ恤ミ、以テ志氣ノ

振勵ニ努メ、産ヲ授ケ窮ヲ濟ヒ、以テ出征者ヲシテ後顧ノ憂チカラシメ、寡獨ノ慰藉、老幼ノ保護、其他各種後援ノ施設亦成宜キニ適ヒ、所在相應シテ國民奉公ノ義ヲ竭シシ段、御満足ニ被 思食候旨、御沙汰候事、

十九日、<sup>中</sup>文學博士蟹江義丸歿す、

〔富山市小學校報告〕

蟹江義丸ハ、越中富山ノ人、明治五年ヲ以テ富山市鹿島町ニ生レ、富山藩老タル君ノ祖父基徳ノ嚴格ナル薫陶ヲ受ケ、幼ヨリ諸般ノ學ニ精通シ、就中漢籍數學ニ長シタリ、後富山中學第一第四高等中學ヲ經テ、明治二十七年、帝國大學哲學科ニ入り、三十年、拔群ノ成績ヲ以テ卒業ス、幾程モナクシテ肺ヲ病ミ、京都ニ養ヒ傍ラ眞宗大學ニ教フ、翌年五月、東上シテ大學院ニ入り、傍ラ早稻田專門學校、淨土宗高等學院、東京高等師範學校等ノ講師及教授トナリ、其間教員檢定試驗委員等ニ歷任シ、大ニ盡ス所アリ、一方大學院ニ於テハ東洋倫理特ニ孔子ノ學說ヲ科學的ニ研究シ、遂ニ三十六年、文學博士ノ學位ヲ受クルニ至レリ、著ス所ハツルセン倫理學、西洋哲學史譯著、及ビ文學博士井上哲次郎氏共著日本倫理彙編々纂、藤井、深作二氏共譯倫理大系等其主ナルモノトス、尙孔子研究ハ君ノ



眞思想ニ成リ、豫期著書東洋倫理大系ノ一部タリ、斯ノ如キ有爲ノ人モ三十七年六月十九日、三十三歳ヲ以テ病癒エズ途ニ歿ス、光嚴寺ニ葬ル、氏ノ父ハ園非ヲ好ミ、技初段ニ至ル、氏亦名手ナリシガ勉學中ハ更ニ夫レヲ手ニセズ、專心研學ニ勉メタリキ、氏又和歌ヲ富山ノ安井氏ニ學ビ、亦見ルヘキモノアリ易ノ「天行健君子以自強不息」ト云ヘルヲ引キ、徐ニ其志ヲ詠シテ曰ク、

星月のめぐりくゝて止らぬ心を己か心ともかな

諸友諡シテ講學院殿勤勇不退居士ト云フ、朋友、弟子氏カ高風ヲ想ヒ、遺子教育ノ爲メニ大ニ盡ス所アリ、亦以テ其遺徳ノ及ブ所ヲ知ルヘシ、

八月 朔 丁卯

二十六日、辰、壬日本赤十字社富山支部、第六十二救護班を編成して戦地に派遣す、

〔日本赤十字社富山支部調査〕

日露戦争ニ際シ、明治參拾七年八月二十六日命令ニ基キ、當支部所管第六十二救護班職員名、調劑員名、書記名、看護員名、看護婦名、看護婦二拾名、以下同シ、召集派遣シ、陸軍病院船河野浦丸勤務ヲ命セラレ、一年四ヶ月ノ間勤務ニ服シ、又第六十三救護班金澤豫備病院勤務ヲ命セラレ、是亦一年三ヶ月ノ間勤務ニ

服シ、兩班トモ任務ヲ了リ歸還セリ、

十二月 己巳

十四日、午、壬早月川の早月橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河川名	橋名	長	幅	竣工年月日	工費	摘要
早月川	早月橋	二四七、六	三、四	明治三十七年十二月十四日	三、八五、四七二	國道 中新川郡早月加積村大字三ヶ村間 下新川郡下中島村大字三ヶ村間

是歳、上新川郡大澤野を開墾す、

〔上新川郡大澤野尋常小學校報告〕

大澤野原野地開拓

慶應三年三月十三日、本村在住ノ佐藤兵衛、山本兵助、永瀬新平等率先シ、船峠村杉本太左衛門、二口作右衛門、天正寺村中川仁右衛門、婦負郡茨澤村境三左衛門、彌波郡春日吉江何左衛門等大澤野原野地拂下出願、藩ノ許可ヲ得テ、開拓ニ着手セシニ、移住者漸次來住シ、上二杉、長附、高内、加納、稻代、西大澤、春日、西鹽野、中大久保、東大久保、押上等ノ村ヲナシ、戶數次第ニ増加シ、明治四十年一月一日、現在四百六十五戸トナレリ、斯ノ如ク隆盛ニ至リシ原因ハ、前述ノ如ク、慶應三年藩

今上天皇明治三十七年

八四五



ノ資金ヲ以テ該地引用ノ用水ノ起工ニ、一タビ着手セシモ成功セズ、其後明治十二年三月、富山藤井徳平、婦負郡布目村村井安太郎、富山松浦元貞等、交々該當用水工事ニ付苦心慘憺、且ツ數萬圓ノ資金ヲ費消セシモ、是又失敗ニ歸シタルヲ以テ、同三十年富山市ノ田村次六ハ、同市素封家内野信一ニ謀リ、且ツ村人ノ賛成ヲ得テ、水利組合會、同組合役場ヲ開設シテ、明治三十七年度ヨリ、大字春日、稻代、西大澤、加納、西鹽野、上二杉、長附、高内ノ大字村ニ耕地整理ヲ實施シツ、アリ、同四十年度ノ既成作付田ハ、百七拾四町五段貳畝貳拾五歩ノ多キニ至レリ、顧ミレバ明治初年、不毛ノ一大荒原ハ今ヤ其影跡ヲ亡失シ、耕田平坦、耕盤ノ目ノ如ク、道ニ川ニ整正トシテ實ニ美觀ヲ呈セリ、加フルニ飛騨街道ニ沿ヒタル大字長附村、上大久保村等ニ、概ネ向合ニ貸家六拾餘軒ヲ建テ、各種ノ商業ヲナサシメ、其他内野銀行支店、製絲場等ノ設置アリテ、宛然町ノ體ヲ爲スニ至レリ、

氷見郡氷見町に罐詰製造所三生舎起り、軍需品を製出す、  
 〔富山縣内務部勸業課調査〕 日露戰爭中、本縣ハ農商務省水産局ヨリ軍用水産物製造ノ指定ヲ受ケ、當業者ヲシテ魚罐詰ヲ製造セシムルコト、ナリタルガ、其監督及ヒ檢査ハ本縣水産講習所ニ於テ之ヲ爲シタリ、而シテ該工場ハ氷

見郡氷見町三生舎ヲ本場トシ、支場ヲ滑川町、魚津町ニ設ケ、鰯、煮干鰯、鯉、鱒罐詰二萬三千二百貫ヲ納付シ、價格五萬四百四十九圓ニ上レリ、又同講習所ハ明治三十九年五月ヨリ七月マテ氷見町ニ於テ、鰯油漬罐詰試驗ヲナシ、一萬六千餘罐ヲ製シタルニ、其成績佳良ナリシヲ以テ、四十年大日本水産株式會社ハ之ヲ繼承シ、工場ヲ氷見町ニ設置スルニ至レリ、

明治三十八年乙巳

紀元二千五百六十五年

一月 庚子

五日、<sup>甲辰</sup>旅順開城の報至る、縣民祝捷會を催す、

〔富山日報〕<sup>明治三十八年一月五日</sup>

提灯行列

來六日迄三日間、毎夜提灯行列を行ふ、市民は午後六時山王町日枝神社に集るべし、但提灯は持合せのものにてよるし、又三味線と男子の女装は面白からざるも、他の音響を發すへきものを携へ來りて叩き歩くは大に可なり、尤雨雪ならは順延、(發金者富山商業會議所内戰捷祝賀會)

大祝捷會

今上天皇明治三十七年 三十八年



今五日午后二時(勵行)縣廳構内に於て旅順陥落大祝捷會を舉行す、會費金廿錢、雨雪を論せず執行す、(發企者は同上)

〔富山日報〕

明治三十八年一月六日

旅順開城規約成立に關し、富山市官民の祝捷會は、豫定通り昨日午後二時より本縣廳構内に於て開かれたり、○中定刻に達する

や、祝捷會委員黒田等は、舉式の注意を爲し、次いで樂隊席より君が代の奏樂起る、此間一同脱帽敬禮す、奏樂終るや祝捷會總代牧野富山市會議長は祝辭を朗讀し、次いて李家縣知事は、本縣廳に達したる擔保堡壘開城規約第三條參照の受渡しの濟みたる旨の電報を朗讀せり、此時拍手起る、稍少焉して李家は再び壇上に登り、天皇陛下の萬歳、皇后陛下の萬歳、陸海軍の萬歳を三唱し、第九師團の萬歳を一唱し、一同之れに唱和しけるが、其聲山嶽に響きて勇し、其れより酒宴を催しけり、宴中綱曳の餘興あり、快感云ふ計りなし、斯くて一同散會したるは午后四時頃なりき、當日東愛兩廓の藝妓は、休憩所に出で、杯盤の周旋に力め、往歸路共に旅行列を爲したり、

〔富山日報〕

明治三十八年一月七日

高岡市及射水郡の官民合同祝捷會は、今七日午后一時を期し、射水神社に奉告祭を執行し、終りて公園内に於て園遊會を開く筈

なるが、高岡、伏木、新湊、小杉町の藝妓も來る由にて、會員の申込既に二千餘名に達せりと、

〔中越明覽〕

明治三十八年一月、旅順陥落の報あり、市郡祝捷會を開きて祝意を表す、三月奉天の大勝に接し、灯燈行列を催し祝捷會を開く、六月日本海々戰の祝捷會最も盛況を極め、會する者三千五百名に上る、

〔高岡市役所調査〕

一日露戰争ニ於テハ左ノ催シヲ爲シタリ、

- 明治三十七年六月十五日 得利寺大捷ノ際大旗大提灯行列ヲ行フ、
- 同 年七月二十五日 大石橋占領ノトキ同上
- 同 年八月 十日 黄海大戦捷ノタメ同上
- 同 年九月 四日 遼陽陥落ノトキ同上
- 同 年十二月 八日 旅順艦隊打破ノトキ同上
- 同 三十八年一月二日 旅順陥落ノトキ同上
- 同 年三月 十日 奉天占領ノトキ同上
- 同 年五月二十八日 パルチツク艦隊全滅ノトキ同上



〔富山縣知事官房調査〕

明治三十八年一月四日、旅順口開城ノ公報アリ、左ノ祝電ヲ發ス、  
謹ミテ旅順口ノ開城ヲ賀シ奉ル、  
右宜敷言上ヲ乞フ

富山縣知事李家隆介

宮内大臣子爵田中光顯

〔參考〕

〔富山縣知事官房調査〕

明治三十八年五月三十一日、海戰大捷ノ公報アリ、左ノ祝電ヲ發ス、  
謹ミテ日本海々戰ノ大捷ヲ賀シ奉ル、  
右宜敷言上ヲ乞フ

富山縣知事李家隆介

宮内大臣子爵田中光顯

〔富山日報〕

明治三十八年三月三十一日 一昨日の當市戰捷祝賀會に於て、決議したる滿洲  
軍總司令官大山元帥並びに第九師團長大島中將へ向け、同日發送せし祝電は

左の如し、

市民數萬人、本日大祝捷會を開き、熱誠を捧げて奉天附近の會戰に於ける大  
捷を祝す、

富山市戰捷祝賀會發企人總代富山市長加藤厚寬

〔富山日報〕

明治三十八年六月一日

我艦隊の大捷に對し、祝意を表する爲め昨三十一

日正午時を期し、縣下二市、八郡舉つて總鳴を實行したるが、今富山市に於ける  
該景況を記さんに、朝來天氣晴明にして、市中一般に國旗を掲げ球燈を吊し、且  
つ街路には各町毎に大國旗を交叉する等光景なか／＼賑かなり、前日來それ  
／＼知れ居る事として、正午を待ちて總鳴をなさんと、孰れの家にも諸種の鳴物  
を準備し、今や遅しと待つ程に、定刻來るや轟然たる三發の號砲轟き渡ると同  
時に、待ちに待ちたる市民一同滿身の力を腕に込めて、露助の横つ面でも打ち  
殿るかの如く、鐘太鼓はをろか石油罐、金盞さては佛具迄をも持ち出し、或は家  
根に、或は門口にてガン／＼ドン／＼と天に響けと、打鳴したるは、勇しとも勇  
しかりき、又高岡市に於ける光景は、紡績會社の汽笛及び警鐘を打ち鳴らすを  
合圖として、各町民一時に思ひ／＼の鳴物を携へ出でて亂打したる事なれば、



是れ又賑々然として、耳も聳する許りなりきと、又夜に入り提灯行列を行ひしが、是れ亦盛観なりき、

〔富山市富山男子高等小學校報告〕

明治三十七八年戦役の當時、富山市に於て流行したる軍歌は左の如し、  
表に平和の面かぶり、心をになる「ロシヤ國」怨は永きからふとや、遼東還附は誰が爲ぞ、

大詔こゝに喚發し、旭旗一たびひらめけは、神も正義にくみすらん、我軍復も大勝利、帝國萬歳萬々歳、

〔高岡市高岡高等小學校報告〕

明治三十七八年戦役當時に於て、高岡地方特殊に流行せし軍歌左の如し、  
朝日の御旗推し立て、正義の劔ぬきつれて、  
正々堂々浦鹽や、旅順の敵艦撃ち破り、  
進み進みて西比利亞の、曠野萬里を一掃し、  
烏拉の山の巔に、いなゝく駒の聲高く、  
かちどき揚ぐる時は來ぬ、かちどき揚げよ諸共に、

萬歳唱ふる時は來ぬ、

萬歳唱へよ諸共に、

右は高岡高等小學校長篠島久太郎の作歌なりしか、當時戦勝祝賀の旅行列、提灯行列等舉行の際は勿論、老若男女の別なく口を開けば「朝日の御旗」を誦はざるもの無く、其流行獨高岡市内のみに止まらず、附近各郡の町村に至るまで遍く流行せしものなり、

十九日、<sup>未</sup>婦負郡田村直喜の詠進の歌、宮中歌御會始の撰に入る、

〔官報〕抄

○歌御會始 昨十九日午前十時、宮中ニ於テ歌御會始ヲ行ハセラレタリ、御製茲ニ詠進中ノ御前披講ニ係ル歌左ノ如シ、

新年山

撰歌

富山縣平民田村直喜上

ためしなき年を迎へてあふくかなおほうち山のたかきみいつを

○詠進歌數 昨十九日、宮中ニ於テ行ハセラレタル歌御會始ニ皇族ノ御詠進、臣民ノ詠進ニ係ル懷紙暨詠草ノ總數左ノ如シ、

新潟縣 二九四

今上天皇明治三十八年

八五三



福井縣 一〇二  
 石川縣 一四〇  
 富山縣 一四四 略〇他  
 計 一五、五〇九

〔婦負郡東吳羽尋常小學校報告〕

田村直喜ハ、東吳羽村大字五福村ノ人ナリ

三月 己亥

三十一日、巳射水郡新湊町に設けられたる、大阪大林區署の中伏木貯木場成る、

〔大阪大林區署調査〕

中伏木貯木場設置

富山、石川兩縣管内ハ、能登地方ヲ除ケバ木材ノ生産額極メテ少ク、適々背部ニ於テ、飛騨白山一帶ノ良森林アリト雖、何レモ地勢峻峻、運材困難ナルヲ以テ、之ヲ利用スルノ途未ダ開ケズ、然ルニ一面ニ於テ木材ノ需用ハ、逐年増加ノ傾向ヲ示シ、同地方山林ノ木材ノミヲ以テシテハ、到底之レガ需用ヲ充タヌ能ハサルニヨリ、勢ヒ他ヨリ供給ヲ仰カサルベカラサルニ至レリ、即チ青森ノ羅漢柏、

秋田ノ杉ハ、從來盛ニ北陸ノ市場ニ廻送セラレ來リタリト雖モ、未ダ之レカ貯木場ノ設備完成セサリシヲ以テ、自然材價ニ甚シキ高低ヲ生ジタリ、茲ニ於テ大阪大林區署ハ、青森秋田ノ國有林ニ産スル木材ヲ以テ如上ノ需用ニ充テシカ爲メニ、越中國新湊町ニ一地ヲトシ、明治三十七年十月十二日起工、同三十八年三月三十一日竣工セシメタルモノ、即チ中伏木貯木場ナリトス、而シテ同貯木場ハ、陸上貯木以外ニ於テ水中貯木ノ法ニヨリ現ニ好果ヲ收メツ、アリ、今其面積ヲ示セバ

總面積 三町七反七畝貳步  
 陸面 二町一反三畝十一步  
 建物 一反三畝二十二步  
 貯木場 一町九反九畝十九步  
 水面 一町六反三畝二十一歩  
 淡鹹水池 一町五反十一歩  
 水路 一反三畝十歩

其豫定貯材量ハ

今上天皇明治三十八年



普通量

極量

水面 六、〇〇〇尺  
陸面 三、〇〇〇尺

三六、〇〇〇尺  
六〇、〇〇〇尺

而シテ明治三十八年ヨリ同四十一年ニ至ル迄ニ於テ、秋田、青森ノ官材ヲ右貯木場ニ廻送シ來リタルモノハ、三十八年ニ於テ七、二六九尺ベナリトス、

四月 庚午

一日、<sup>庚午</sup>蠶病豫防事務所を設く、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

明治三十八年三月縣令第十七號ヲ以テ蠶病豫

防法施行手續ヲ定メ、同四月一日ヨリ蠶病豫防事務所ヲ富山(常設)及八尾井波

(共ニ毎年四月一日ヨリ開始)ニ置キ、四十年三月、縣令第二十二號ヲ以テ之ヲ改正シ、同四月

一日ヨリ富山縣蠶病豫防事務所ヲ富山ニ、八尾井波ニ各共出張所ヲ置クコト

トセリ、

〔富山縣布達〕

告示第七十五號

明治十九年、農商務省令第九號蠶種検査規則ニ據リ、本年検査期ニ於テ施行ス

ヘキ原種用蠶種検査所位置並ニ其區域左ノ通り相定候條受檢人ハ來ル十月

一日ヨリ同月五日迄ニ、其區域検査所ニ蠶種指出スヘシ、

明治二十年九月十七日

富山縣知事國重正文

検査所位置

婦負郡

上新川郡

下新川郡

右分派巡回検査所

上新川郡役所

下新川郡役所

礪波郡

射水郡

右分派巡回検査所

射水郡役所

検査所區域

今上天皇明治三十八年



婦負郡一圓 婦負郡八尾東町検査所  
 上新川郡一圓 上新川郡巡回検査所  
 下新川郡一圓 下新川郡巡回検査所  
 礪波郡一圓 礪波郡非波六日町検査所  
 射水郡一圓 射水郡役所

中  
 新川郡滑川町の新川週報、名稱を新川新報と改め、是日より日刊に變更す、

〔滑川警察署調査〕

明治三十四年十二月十五日、滑川町ニ於テ新川週報ト題シテ商況廣告等ヲ掲載發行シ、三十五年五月ヨリ隔日發行ニ改メ、此時ヨリ新聞紙條例ニ依レリ、同年九月二日、新川新報ト改題シ、三十八年四月一日ヨリ日刊ニ改メ今日ニ至ル、

四日、<sup>西</sup>射水郡瑞龍寺所藏の後陽成院宸翰、及ひ東礪波郡瑞泉寺藏の緯如上人勸進狀一卷國寶に入る、

〔法令全書〕

内務省告示第五十八號

古社寺保存法第四條ニ依リ、左記ノ物件ヲ以テ國寶ノ資格アルモノト定ム、

明治三十八年四月四日

内務大臣子爵芳川顯正

等級	種類	品	目	所有者
乙種	筆蹟	紙本墨書後陽成院宸翰御消息	一幅	富山縣射水郡下關村瑞龍寺
同上	文書	紙本墨書緯如上人勸進狀アルモノ	一卷	同東礪波郡非波町瑞泉寺

○他は省略

〔瑞龍寺文書〕

○射水郡伏木町

○後陽成院御宸翰

寄進 瑞龍院

後陽成院御宸翰

加能越國主從三位中納言肥前守菅原利常

承應四年五月二十日

夢厭曉戀

こゝろたにとくる小宵は明やらぬ天の岩戸の神代ともかな  
 中々に逢夜もうきは夢とにおもふ別やよこ雲の空

今上天皇明治三十八年



右歌思案申候間、重而談合申候、此題之義、先度承候つるは、こよひ待えたる上に夢厭曉之意と候つる、其分覺悟申候、猶又稽古のためにて候間尋申候、前々より契りし中にてこよひ又こんとの義、落着ならば、あはぬ以前にも歌之義いか、候はん哉、中院なども兩様に可有かと申候、又夏月易明の歌に明にけりなかる、月の早瀬川すゝしき波や袖にかけ、ん

此歌は、五文字へはいつれの句よりかへり申候哉、是又委曲可注給候、夜前者子細候而、曉天迄各祗候故、書中うかくと無正體候、しと

照准

○勸進狀 明徳元年の條にあり、

五月朔庚子

二日、<sup>辛</sup>明治三十七八年戦役の本縣出身戦病死者千百六十三名を、靖國神社に合祀せらる、戦役の際戦病死者ある毎に、舊藩主前田利爲、前田利同より其遺族に弔慰金を贈る、

〔陸軍大臣官房調査〕

富山縣出身陸軍軍人軍屬靖國神社合祀人員

戦役別	合祀年月日	員數
明治三十七八年戦役	明治三十八年五月二日	一、一六三
同	明治三十九年五月二日	八六五
同	明治四十年五月二日	三八〇
同	明治四十一年五月五日	二三
總計		二、五九五

備考

一合祀年月日ハ孰レモ合祀大祭ノ初日ヲ掲ク、

二明治三十三年北清事變ノ爲死歿シテ合祀セラレタル者ノ中ニハ富山縣人ナシ、

〔富山縣統計書〕

明治三十八年 今回ノ戦役ニ從事シタルモノ准士官以上二

百六十二名、下士卒二万三千二百五十六名ニシテ其内戦死病死シタルモノ准士官以上三十七名、下士卒二千五百十五名ナリ

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

今上天皇明治三十八年



明治三十七八年戰役死歿者等調

合計	軍	計	兵卒	下士	准士官	尉官及同相當官	佐官及同相當官	陸		軍		海		軍	
								戰死	傷死	病死	計	戰死	傷死	病死	計
一、七九四	二	一、七九二	一、四五二	三二二	一三	一五	一	二六九	二	三七八	一	三六	二	七六	五七
二、二六九	一	二、二六八	二、一〇〇	三三四	一	三		三七八	二	三六八	一	二	一	二	五
三、七九一	一	三、七九〇	三、六三〇	一、五八	二	四		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四、一〇四	一	四、一〇三	三、九四五	二、〇二五	一五	二二	一	三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五、三六	二	五、三四	五、二九	三、六四	一五	二二	一	三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六、二	一	六、一	六、〇	三、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七、一	一	七、〇	六、九	三、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八、一	一	八、〇	七、九	三、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
九、一	一	九、〇	八、九	三、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一〇、一	一	一〇、〇	九、九	三、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一一、一	一	一一、〇	一〇、九	三、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一二、一	一	一二、〇	一一、九	二、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一三、一	一	一三、〇	一二、八	二、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一四、一	一	一四、〇	一三、七	二、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一五、一	一	一五、〇	一四、六	二、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一六、一	一	一六、〇	一五、五	二、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一七、一	一	一七、〇	一六、四	二、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一八、一	一	一八、〇	一七、三	二、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
一九、一	一	一九、〇	一八、二	二、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二〇、一	一	二〇、〇	一九、一	二、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二一、一	一	二一、〇	二〇、〇	二、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二二、一	一	二二、〇	二〇、九	一、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二三、一	一	二三、〇	二一、八	一、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二四、一	一	二四、〇	二二、七	一、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二五、一	一	二五、〇	二三、六	一、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二六、一	一	二六、〇	二四、五	一、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二七、一	一	二七、〇	二五、四	一、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二八、一	一	二八、〇	二六、三	一、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
二九、一	一	二九、〇	二七、二	一、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三〇、一	一	三〇、〇	二八、一	一、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三一、一	一	三一、〇	二九、〇	一、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三二、一	一	三二、〇	二九、九	〇、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三三、一	一	三三、〇	三〇、八	〇、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三四、一	一	三四、〇	三一、七	〇、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三五、一	一	三五、〇	三二、六	〇、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三六、一	一	三六、〇	三三、五	〇、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三七、一	一	三七、〇	三四、四	〇、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三八、一	一	三八、〇	三五、三	〇、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
三九、一	一	三九、〇	三六、二	〇、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四〇、一	一	四〇、〇	三七、一	〇、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四一、一	一	四一、〇	三八、〇	〇、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四二、一	一	四二、〇	三九、九	九、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四三、一	一	四三、〇	四〇、八	九、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四四、一	一	四四、〇	四一、七	九、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四五、一	一	四五、〇	四二、六	九、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四六、一	一	四六、〇	四三、五	九、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四七、一	一	四七、〇	四四、四	九、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四八、一	一	四八、〇	四五、三	九、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
四九、一	一	四九、〇	四六、二	九、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五〇、一	一	五〇、〇	四七、一	九、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五一、一	一	五一、〇	四八、〇	九、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五二、一	一	五二、〇	四八、九	八、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五三、一	一	五三、〇	四九、八	八、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五四、一	一	五四、〇	五〇、七	八、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五五、一	一	五五、〇	五一、六	八、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五六、一	一	五六、〇	五二、五	八、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五七、一	一	五七、〇	五三、四	八、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五八、一	一	五八、〇	五四、三	八、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
五九、一	一	五九、〇	五五、二	八、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六〇、一	一	六〇、〇	五六、一	八、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六一、一	一	六一、〇	五七、〇	八、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六二、一	一	六二、〇	五七、九	七、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六三、一	一	六三、〇	五八、八	七、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六四、一	一	六四、〇	五九、七	七、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六五、一	一	六五、〇	六〇、六	七、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六六、一	一	六六、〇	六一、五	七、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六七、一	一	六七、〇	六二、四	七、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六八、一	一	六八、〇	六三、三	七、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
六九、一	一	六九、〇	六四、二	七、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七〇、一	一	七〇、〇	六五、一	七、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七一、一	一	七一、〇	六六、〇	七、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七二、一	一	七二、〇	六六、九	六、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七三、一	一	七三、〇	六七、八	六、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七四、一	一	七四、〇	六八、七	六、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七五、一	一	七五、〇	六九、六	六、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七六、一	一	七六、〇	七〇、五	六、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七七、一	一	七七、〇	七一、四	六、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七八、一	一	七八、〇	七二、三	六、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
七九、一	一	七九、〇	七三、二	六、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八〇、一	一	八〇、〇	七四、一	六、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八一、一	一	八一、〇	七五、〇	六、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八二、一	一	八二、〇	七五、九	五、九	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八三、一	一	八三、〇	七六、八	五、八	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八四、一	一	八四、〇	七七、七	五、七	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八五、一	一	八五、〇	七八、六	五、六	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八六、一	一	八六、〇	七八、五	五、五	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八七、一	一	八七、〇	七八、四	五、四	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八八、一	一	八八、〇	七八、三	五、三	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
八九、一	一	八九、〇	七八、二	五、二	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
九〇、一	一	九〇、〇	七八、一	五、一	一	一		三七八	一	三六八	一	二	一	二	五
九一、一	一	九一、〇	七八、〇	五、〇	一	一		三七八	一	三六八	一	二</			



明治三十七年八月廿日、盛京省龍眼北方角面堡ニ於テ戦死	明治三十七年七月廿六日、清國四守形山附近ニ於テ戦死	明治三十八年三月七日、盛京省奉天州高力屯附近ニ於テ戦死	明治三十八年九月十九日、清國龍眼北方角面堡ニ於テ戦死	明治三十七年十一月廿六日、旅順背面望臺攻撃ノ節敵彈ヲ爲メ腹部ヲ貫通セシメ翌日死亡ニ於テ戦死	明治三十七年八月二十日、盛京省角面堡ニ於テ戦死	明治三十七年七月三十日、清國徐家屯附近ニ於テ受傷、同卅二日分水嶺第三野戦病院ニテ死亡	明治三十八年四月十四日、清國盛京省班子塞定五病院ニ於テ病死	明治三十八年三月五日、清國奉天省張士屯附近ニ於テ戦死	明治三十八年五月三日、歸郷途中、東京養生園ニ於テ病死	明治三十七年十一月二十六日、清國盛京省盤龍山ニ於テ戦死	明治三十八年三月五日、於大馬格山附近戦死	明治三十七年八月二十二日、盤龍山東廻臺ニ於テ戦死	明治三十八年三月十日、奉天方面北陵附近戦死
富山市新川原町	上新川郡新保村	上新川郡太田村	東礪波郡北山田村	中新川郡滑川町	下新川郡柳山村	富山市相生町	高岡市御旅屋町	上新川郡新保村	中新川郡滑川町	中新川郡西加積村	射水郡小杉町	西礪波郡鷹栖村	東礪波郡井口村
歩兵中尉	歩兵中尉	歩兵中尉	歩兵中尉	歩兵中尉	歩兵中尉	歩兵中尉	歩兵少尉	歩兵少尉	歩兵少尉	歩兵少尉	歩兵少尉	歩兵少尉	歩兵少尉
高柳義衛	高堂作治	前田平吉	得永武志	細田豊次郎	青木幸平	森本辰太郎	徳市武一	堀江久之助	米澤武三	堀川順平	片口安松	大井清藏	柳田清太郎

〔前田侯爵家調査〕

三十七八年戦役ニ於ケル弔慰金取調

○前田侯爵家より贈與のもの

種目	戦		病		死		者		弔		慰		金	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
上新川郡	三	七五	一	一〇	四	四一	五八〇	一五五	一、二九五					
中新川郡	二	一〇〇				四五	九〇〇	二一九	二、一九〇					
下新川郡	一	五〇	二	四〇	六九	一、三八〇	二七二	二、七二〇						
婦負郡	一	二五	一	一〇	四八	四八〇	一七五	八七五						
射水郡	一	五〇	一	二〇	四二	八四〇	二二〇	二、一〇〇						
氷見郡	一	五〇	二	四〇	二六	五二〇	一二四	一、二四〇						
東礪波郡	二	一〇〇			三八	七六〇	二二三	二、一三〇						
西礪波郡	四	二〇〇	二	四〇	四五	九〇〇	二四〇	二、四〇〇						
富山市	五	一二五	四	四〇	三五	三五〇	一〇五	五二五						



高岡市	一	五〇	一	一	一三	二四〇	五二	五一〇
計	二二	八二五	一三	二〇〇	四〇二	六九五〇	一七六四	一五、八八五

備考

將校ハ金五拾圓宛准士官下士ハ金貳拾圓宛兵卒ハ金拾圓宛但舊富山藩領地人ハ各其半額

〔前田伯爵家調査〕

日露戦役ニ於ケル戦病死軍人遺族ニ對シ惠與調 ○前田伯爵家ヨリ贈與のもの

種別	戦病死者		慰金	
	人員	金額	人員	金額
郡市	人員	金額	人員	金額
富山市	七人	百五十四圓	四十八人	百八拾五圓百三十人
婦員	一人	拾五圓	〇	〇
上野川郡内	二人	參拾圓	〇	〇
舊領地ノ部分	拾人	百五拾圓	四人	貳拾圓
計	拾人	百五拾圓	四人	貳拾圓

備考 一般將校ニハ拾五圓准士官及下士ニハ五圓宛兵卒ハ貳圓五拾錢ナリ、但重輕傷又ハ戦死病死ノ區分ナシ、

二十七日、<sup>寅</sup>射水郡水戸田村火あり、

〔小杉警察分署調査〕

明治三十八年五月二十七日、水戸田村大字水戸田村ニ

於テ火ヲ失シ、戸數五十三ヲ燒ク、

二十九日、<sup>辰</sup>侍從武官、徴兵署視察の爲め西礪波郡石動町に來る、

〔富山日報〕

明治三十八年六月一日

應司侍從武官は既報の如く、去廿九日午後二時石動驛へ着、直に道林寺に入り、翌卅日午前乘光寺内なる徴兵検査の状況を視察し、夫れより埴生村なる八幡宮に參拜あり、午後三時石動發の列車にて金澤に向け出發したるが、例の戦爭特志家松澤村の宮長成は、廿九日の夜、村内の有志數百名と共に、隊伍を爲して石動町へ出で、同武官の宿所なる道林寺の門前に於て、自ら音頭を取り、同武官の健康を祝し、終りに 天皇陛下の萬歳を三唱して歸村したるが、同人の熱心は今に始めぬ事ながら實に感賞するに餘りありといふべし、

〔參考〕

今上天皇明治三十八年

八六七



〔富山日報〕

明治三十八年  
六月一日

恩賜拜受總人員、三十一日、鷹司侍從武官より、兩陛下恩賜の御菓子料を、三十日現在の金澤豫備病院に入院治療傷病兵、及び轉地療養者、並に歸郷療養者、金澤豫備病院に戦傷後勤務中の者、戦傷治療後復役したる者等、總人員四千五百三十二人に下賜ありしが、其御菓子料は佐官は十圓、尉官七圓、準士官以下下士五圓、兵卒二圓の割、要するに今回は、前回に御菓子料を拜受漏れの者、並に未だ拜受の恩典に浴せざるものゝみにて、何れも其の皇恩の洪大なるに感泣せざるはなし、

是月、理學博士渡瀬庄三郎、中新川郡滑川町に來りて、螢鳥賊を研究す、

〔富山日報〕

明治三十八年  
五月二十九日

目下中新川郡滑川町海岸に於て、螢鳥賊の發光を研究中の東京帝國大學理科大學教授理學博士渡瀬庄三郎は、昨日午前十時より本縣師範學校内に於て、該發光に就て一場の講話をなしたり、聽衆は同校男生徒、女生徒、富山中學校生徒、及小學校教員等にて、李家知事の紹介に次で、同博士の述べたる講話の大要は左の如くなりき、

動物の身體から光を發するに、眞の光と反射の光とあつて間違ひやすい、彼の鏡や月の如きも、反射の光である、又猫、犬、牛の如きも耳が光るといふけれど、矢張反射である、故に眞ッ黒の處に行けば、決して光ることはない、これは螢などと原因が違ふからである、又羊の肉なども光ることがあり、尙ほ人間の屍體も解剖室などで光つて往々迷信の種となることがある、これは一種の微菌の作用でバクテリアが附いて居るからである、

眞の光といふは、螢鳥賊の如きもので、コノ鳥賊は餘程面白味があつて、且つ珍しい動物であるが、確かに此種類は三種類ありて、世界に三箇所しか居らぬ、其一つはマダガスカル島附近で、今より二十年前であるが、研究はしてない、又九年前に、佛國海岸で妙な鳥賊を捕りしことがあつた、ソレはマダガスカルのと標本は同じやうであつたと云ふ、今一ツはアメリカの方面で赤道線に沿ふた至極深い處で、四足の鳥賊を捕つたことがある、コレは日本の者と類似してゐた、して此鳥賊は貝類に屬して、章魚は八本の足あれど鳥賊は頭に十本の足を出し居る、鳥賊に又二ツの區別があつて、目に膜のあるものとないものとある、螢鳥賊は膜が切れて居る、尙此外に違つて居る處は、足の吸盤が釣形を爲して



居れど、普通の烏賊は唯吸盤だけである、そうして此螢烏賊は一向大きくならぬ、其上四番目の足に三ツの黒點があります、歐洲學者も九年前に研究されたさうだが、生魚でないから、其發光の箇所は未だ發見されて居ない、之に引換へ我國では澤山捕れる、殊に當縣滑川海岸には最も多く見受けられます、私は此黒點から麗はしい光を出すのを發見致しました、コノ黒點から如何にして發光するかといへば、其黒點には非常に澤山の細胞があつて、常に間斷なく伸縮して居る、其伸張の時にボカリ〜と發光するのである、此外發光箇所が二ツあります、一は目の下で、小さき五つの提灯のやうな物があつて、ソコから發光する、夜などは判然と見へて實に驚くべき程である、又一ツは腹部の前面に細い黒點がある、ソレから發光するので、都合三種あることを發見致しました、生魚を飼つて置くことは至難であるが、半時位なら飼つて置くことが出来る、手の光が見ることが出来るも、腹部の光は見えない、故に腹部の光を見んと思はば、アンモニヤ位を以て其局部を刺撃すると光る、藥でなくとも抓るとボカリ〜と光を發し、色は金色を帯びて居る、手の光は銀色らしい、又何の爲に光を出すかといへば、其作用が種々あらうが、就中手の光は他から刺撃さると、直

く光を出して、即ち他を威嚇する時の用に供して居るらしい、又腹部の光は背面から見えぬけれど、下部を照らし居れり、此烏賊は常に群を爲して行くが故に、始終光つて行先きの案内を爲して、他を導く爲であつて、兎の如き獸が近る時、尾を眞ッ立て、合圖をすると一般で、其装置も腹部のみ光るから、水雷艇と同じことで、敵に見らるゝ如き事はない、又目の脇の光も、それ〜働きを爲す要具と見て宜しい、日中なら色などを以て合圖とするも夜分出る動物は、光を利用して種々の作用を爲すのである、

次に如何にして光を出すかといへば、之れは一種の物質を以て、呼吸に連れて中に燃へる處の物があるからである、故に螢などを捕つて之れを揉み殺して見ると、能く分かる、烏賊の如きも急に殺すと、中に黄色な粉が一パイある、又生の儘潰いて見ると、其跡が光つて居るから、矢張一の物質があつて、必要に應じて發光するのであります、何分其構造装置等はナカ〜複雑なもの、様に考へられます、しかしながら、動物の光には熱がない、ヨシあつても至極少ない、之れは石油やなんかの光と違つて、光が必要であれど、熱が必要でないからであつて、如何にも光を得る方法が、完全に出て居ると云はねはならぬ、兎に角



コノ螢鳥賊は珍しい物で、日本の分と世界に三種類しか居ない、故に世界の珍物として誇るの價値がある、又その發光も三種類あるといふ動物は、恐らく他にはあるまいと思ふ、私も初めてこの研究をして、之れが發光を研究したのを泰西學者に知らせたなら、大に喜ぶであらう、尙ほ之れを利用して、他に考研を重ねたなら随分面白き事であらう、

八月 壬申 朔

八日、乙卯、各川出水、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治三十八年八月八日、各川出水、小矢部川沿岸ニテハ、石動町等二十ヶ町村浸水、家屋ノ流失破壊十三戸、田地ノ流失七十三町、堤防ノ破壊千六百間餘、山崩レハ百二十三ヶ所、橋梁ノ流失二十一、陷落四十二、下新川郡ニ於テハ、黒部川、小川、笹川、境川等各川モ出水氾濫シ、小川温泉ノ不老閣ヲ流失セリ、又々布施川堤防五百八十一間欠壞及ヒ破壊シ、田地十二町餘ヲ流失ス、

〔井波警察分署調査〕

明治三十八年八月十七日、庄川筋二丈餘ノ増水ノ爲メニ、舊舟戸用水及辨財天前堤防六十八間欠壞セリ、

十月 壬申 朔

十五日、丙戌、日本赤十字社總裁閑院宮載仁親王、富山支部特別社員總會に台臨あらせらる、

〔日本赤十字社富山支部調査〕

明治三十八年十月十五日、總裁閑院宮載仁親王殿下、小澤副社長、松平理事、家令、御附武官等ヲ隨ヒサセラレ、石川支部社員總會ヲ經テ御來縣、翌十六日、富山縣廳構内ニ於テ、開催ノ當支部特別社員總會ニ台臨、式場ニ於テ御言葉ヲ賜リタリ、當日ノ參列者ハ約六百人ニシテ、篤志者ニ有功章及特別社員章ヲ御親授アラセラレタル者、百十九名ノ多キニ達セリ、斯クテ殿下ハ同日午後、御歸京ノ途ニ就カセラレタリ、

〔參考〕

〔愛國婦人會富山支部調査〕

明治三十八年十月十六日、閑院宮載仁親王殿下、御旅館富山、ホテルニ於テ、支部職員へ拜謁仰付ラレ、諭示ヲ賜フ、

十七日、戊子、平和克復の詔下る、是日縣知事李家隆介、電報を以て 天機を奉伺し、尋て郡市長に訓令す、

〔富山縣知事官房調査〕

今上天皇明治三十八年

八七三



明治三十八年十月十七日、平和克復ノ際、左ノ電報ヲ發シ、天機ヲ奉伺ス、  
平和克復ノ大詔ヲ拜承シ奉リ感激ノ至ニ堪エス謹ミテ  
天機ヲ伺ヒ奉ル、  
右宜敷御執奏ヲ乞フ、

宮内大臣子爵田中光顯

富山縣知事李家隆介

〔富山縣報〕

富山縣訓令甲第六十三號

郡市長

戦局終リヲ告ケ、聖詔玆ニ煥發セラレタリ、此時ニ當リ、管下重要ノ職ニ膺レ  
ル各位ニ對シ、切ニ其ノ留意ヲ求メントコトヲ欲スルモノアリ、曩ニ帝國ノ露  
國ト盟ヲ啓キテヨリ、爾來茲ニ二十閱月、國民義勇奉公ノ精神ハ、勤勉共助ノ實  
踐ト相俟テ、克ク軍國ノ後援ヲ爲シタルモノ、是レ主トシテ各位カ勵精共ノ力  
ヲ効シ、一般民人ト相頼リ、相信シテ、指導其ノ宜シキヲ得タルモノニシテ、殊ニ  
召集事務ニ、國庫債券ノ募集ニ、其ノ他軍隊ノ後援ニ、孰レモ好成績ヲ呈シタル

ハ本官ノ深ク其ノ勞ヲ多トスル所ナリ、  
今ヤ帝國ト露國トノ和約成立シ、平和茲ニ克復ヲ見ルノ時ニ於テ、各位ト共ニ  
優渥ノ詔勅ヲ拜ス、聖旨宏遠之ヲ捧讀スルモノ、誰カ大御心ノ至仁至厚ナ  
ルニ感激セサルモノアラシヤ、邦家萬世ノ基礎ヲ鞏固ニシ帝國ノ光輝ヲ發揚  
スルノ時機唯此時ヲ然リトス、

仍テ各位ニ對シ、切ニ留意ヲ求メントスル要項ヲ左ニ啓示ス、

一 惟フニ帝國ノ位置ハ、東洋ノ平和ヲ確保スルノ大任ニ膺リ、曩ニ日英同盟  
ノ約亦新ニ成リ、其ノ條章ノ發表セラレ、我國光ノ益々宣揚セラル、ト同  
時ニ、帝國ノ舉措、國民ノ言動ハ、更ニ列國ノ注視ヲ惹ク極テ多キヲ加フル  
モノアリ、而シテ其ノ一旦干戈ヲ交ヘタル露國ハ、再ヒ舊盟ヲ尋テ、亦帝國  
友邦ノ一タリ、我國民ノ善隣緝睦ノ氣象ニ敦キ、爾餘締盟國ニ比シテ、其ノ  
接遇政テ厚薄ヲ見サルヘキハ、本官ノ深ク信スル所ナルモ、各位克ク其ノ  
趣旨ヲ體シ、其ノ意義ヲ敷衍シ、管下民人ノ帝國文明ノ光榮ヲ毀傷スルカ  
如キ言動ナキヲ期スヘシ、特ニ宗教ニ關スル措置ニ就テハ、將來一層其ノ  
保護ニ注意シ、我國民ノ性格品藻ニ對シ、苟モ列國國民ヲシテ疑感ヲ懷カ



シムルカ如キコトナキヲ要ス、  
 一開戦以來鉅億ノ軍資ヲ供給シ、而モ内地ニ於ケル經濟ノ状態ハ、頗ル健全ニシテ之ヲ時局以前ノ狀況ニ比シ、却テ幾多民業ノ興振ヲ見ルニ至リタルモノ、是レ實ニ内ニ在ル國民力、出征將卒ノ勞苦ヲ察シ、其ノ命ヲ重シシ死ヲ輕ニスルノ精神ヲ移シテ、一意奉公ノ誠ヲ致シ、刻苦進勉其ノ業ニ励メ、其ノ分ヲ竭シタルノ結果ニ依ルモノ多シト雖モ、而モ軍資ノ多クカ、内地產業社會ニ散布セラレタルノ餘慶、亦與リテ力ナシトセス、今ヤ平和克復ト同時ニ、是等軍需品ノ供給ニ依リ、其ノ衣食ノ資ヲ得タル細民ノ一時其ノ職ヲ失ヒ、其ノ業ヲ轉スルノ際、勢ヒ其ノ生途ノ困難ニ遭遇スルノ已ムヲ得サルモノ亦少キニアラサルヘシ、此際戦後勞務ノ轉換ニ苦ム者ヲ救治シ、併セテ經濟產業界ノ調和ヲ計ルノ途、亦審サニ考慮ヲ要ス、各位豫メ提掖指導以テ、戦後失業者ノ徒ラニ其ノ方向ニ迷ヒ、困弊疲倦ノ虞ナキヲ期スヘシ、

一時局ノ始ニ當リ、一般民人負荷ノ緩和ヲ圖ルカ爲メ、地方公共團體ニ於テハ、其ノ事業ノ緊縮ニ努メ、其ノ從來地方行政ノ肅清ニ躊躇セシモノ、之ヲ機トシテ、斷行宜シキヲ得タルモノ亦極テ少カラス、今後一般財務ニ關シ尙益々之カ整理ニ留意シ、敢テ其ノ失墜ナキヲ期スヘキハ固ヨリ言ヲ俟タス、而モ國運ノ進歩ハ、退嬰徒ラニ消極ノ状態ニ甘ニスルヲ許サ、ルモノアリ、乃チ其ノ將來ニ處スル、須ラク事ノ輕重緩急ヲ精査シ以テ公益ヲ進メ、資源ヲ拓キ整理經營ニツナカラ其ノ宜シキヲ制シ、地方團體ヲシテ其ノ鞏固健全ノ發達ヲ遂ケシメ、以テ益々其ノ大成ヲ期スヘシ、

一時局以來士氣ノ奮興スル所、發シテ殖産、教化、勤勉、貯蓄、其ノ他各種有益ノ施設トナリ、地方協同ノ力ヲ要スル諸般ノ經營ニシテ、平時之ヲ舉クルニ難カリシモノ、却テ戦時ヲ動機トシテ多ク其ノ緒ニ就キ、或ハ紀念的事業ノ名ニ依テ、各地其ノ發展ヲ見ルニ至リシハ、各位ト共ニ深ク慶シテ措カサル所、然レトモ創業ハ易ク、守成ハ難シ、經營漸ク成テ、實行之ニ伴ハサルトキハ、或ハ恐ル、施設中道ニシテ廢絶ノ不幸ヲ見ルナキヲ、今ヤ平和克復シ、人心漸ク荒怠ノ虞ナキヲ保セス、此際前叙各般ノ施設ハ、更ニ一層其ノ充實ヲ完フシ、其ノ戦時ニ於テ能クセシモノ、戦後益々之ヲ擴充シ、以テ帝國將來ノ進運ニ資センコトヲ期スヘシ、此ノ如クシテ懈ラスンハ、獨リ千



古無前ノ凱旋ニ對シ、好個ノ紀念タルノミナラス、又以テ永ク後世ニ對シ、其ノ率由スヘキ範ヲ示スニ足ラン、  
一戰時多數ノ壯丁出テ、軍事ニ從ヘルニ拘ハラヌ、内殖産ノ效果敢テ減退ヲ見ルニ至ラサリシモノ、是レ一ニ老幼婦女相扶ケテ、闔家其ノ業ニ勵ミ、拮据勉勉其ノ力ヲ悉セルノ致ス所、益々之ヲ砥勵シテ、其ノ美風ヲ存養スルニ努ムヘシ、今ヤ復タヒ其ノ子弟ノ凱旋ヲ迎ヘントスルノ時ニ際シ、凱旋者ノ風氣ハ自ラ一郷ノ注視スル所タルヘキヲ以テ、各位ハ地方有志ノ士ヲシテ、宜シク歸還ノ壯丁ヲ善導シ、其ノ必要アルモノニ對シテハ、之ニ業ヲ介シ、職ヲ授ケ、戰時ノ勇士ヲシテ、亦能ク平和ノ時ニ於ケル勤勉ノ民タルヲ得セシメ、以テ長ヘニ其ノ功勳ト榮譽トヲ保タシムルノ道ヲ盡サシコトヲ望ム、

一交戰長日月ニ亘リテ、一般民人ノ負荷、特ニ其ノ重キヲ加ヘタルモノアルニ拘ハラヌ、出征軍人ノ家族、遺族ニ對シ、男女力ヲ協セ、貧富其ノ分ヲ竭クシテ、援護ノ業至ラサルナク、其ノ扶助ノ道ヲ圖ルニ方テモ、亦徒ラニ金品ヲ供與シ、遊手徒食ニ流ル、ノ弊ヲ避ケ、各地其ノ狀況ニ應シ、生業ニ依リ之ヲ扶助シ以テ將來自營獨立ノ効果ヲ舉ケタルモノ、亦尠シトセス、帝國軍人ノ威武ヲ中外ニ發揚シタルモノ、是等後援救護ノ道、具サニ備ハリ、出征者ヲシテ亦後顧ノ憂ナカナシメタルノ功、與リテ力アルコト多言ヲ要セス、唯夫レ人心機微ノ間ニ軒輊シ、情感ノ昂低、或ハ平和克復ノ爲ニ左右セラル、ノ虞ナシトセス、出征軍人ノ凱旋、其ノ郷ニ歸ルノ日ハ、尙數箇月ヲ餘スモノアリ、此際援護ヲ周到ニシ、鄰保和扶ノ誼ヲ發輝スルノ要彌々其ノ緊切ヲ加フルノ今日ニ於テ、各位ハ一層其ノ部下ヲ督勵シ、郷黨鄰里一般民人ヲ砥勵シ、毫モ懈怠ナキヲ期スヘシ、若シ夫レ戰死者ノ遺族及廢兵ニ至リテハ、其ノ境遇悲惨眞ニ憫諒スヘキモノアリ、是等遺族ニ對シ、其ノ生業ヲ扶助シ、其ノ遺子ヲ教養スルノ途、共ニ周到ヲ期シ、以テ其ノ奉公忠烈ノ義ニ酬ユルノ志ヲ明ニシ、廢兵ニ對シテハ、郷黨鄰保、又努メテ其ノ負傷ノ因テ以テ基ク所ノ名譽ヲ表彰スルノ方法ヲ案シ、其ノ負傷ノ輕重ニ從ヒ各適應ノ施設ニ依リ、其ノ不幸ヲ救治スルノ途ヲ講シ、以テ郷黨鄰里各其ノ譽ヲ競フノ美風ヲ發揚シ、長ヘニ帝國士氣ノ涵養、其ノ淵源ノ深キヲ中外ニ示スハ、獨リ負傷者ニ對シ、感謝ノ誠ヲ致ス所以ナルノミナラ



ス、國民風化ノ振否亦之ニ依リテ上下スル所ナキニアラス、是等ニ就キテハ、政府亦措畫セラル、所アリト雖モ、其ノ完キヲ期スル上ニ於テ、地方有志ノ協力ニ俟ツヘキモノ極テ尠カラス、各位特ニ周密提撕ノ勞ヲ盡サンコトヲ望ム、

一偉大ノ功績ヲ奏シタル軍人ノ凱旋セントスルニ際シ、其ノ將來ヲ戒飭スルノ必要ナルハ固ヨリ其ノ所ニシテ、今般陸軍大臣ハ、特ニ陸軍一般ニ對シ訓示セラル、所アリタリ、惟フニ右等多數ノ軍人ハ、久シク戰場ノ生活ヲ爲シ、死生ノ間ニ出入シタル結果、其ノ意氣概ネ軒昂シ、凱旋後郷里ニ歸還スルモ、直ニ平常ノ生活ニ復シテ、從來ノ職業ニ拮据スルコト難ク、動モスレハ粗放ニ流レ、本業ヲ抛擲スルニ至ルノ虞ナシトセス、之ヲ等閑ニ附スルトキハ、實ニ本人既得ノ名譽ヲ汚損スルノミナラス、延テ一國ノ産業ニ多大ノ影響ヲ來スヘシ、故ニ各位ハ宜シク、是等在郷者ヲ指導シテ、本業ニ勉勵セシメ、其ノ出征ノ爲メ職業ヲ失ヒタル者ハ、適當ノ業務ニ就カシムル等、以テ前叙ノ弊害ヲ防止スルニ努メンコトヲ望ム、

一戦後ノ今日ニ於テ、國民一般勤勉力行、以テ國本ヲ培養セサルヘカラス、而

シテ、國民ヲシテ事ニ此ニ從ヒ、以テ其ノ効果ヲ收メシムルニ就テハ、各位ノ啓迪指導ニ待ツモノ、屈指ニ迫アラス、本官ハ各位ノ今後一層奮勵センコトヲ望ム、  
略○中

一教育ノ事ハ、軍國多事ナリシニ關ハラヌ減退ノ形迹ナク、却テ好影響ノ認ムヘキモノアルハ、職トシテ教育ノ事ニ當ルモノ、皆能ク平時ニ於ケルヨリモ、一層勵精其ノ事ニ從ヒ、誠實其ノ任ヲ盡シタルニ由ラスンハアラス、今ヤ皇軍連戦連捷ノ結果、開戦ノ目的ヲ達シ、平和克復ヲ告グルニ當リ、大詔煥發、將來ノ嚮フ所ヲ明ニセラル、我國民タルモノ能ク 聖意ノ在ル所ヲ體シ、國家富強ノ根源ヲ培養シ、社會文明ノ進歩ヲ企圖スルニアラスンハ、安ソ能ク國運ノ發展ニ應スルヲ得ン、然リ而シテ國本ノ培養、文化ノ發達ハ教育ニ待ツ所頗ル大ナルモノアリ、戦後教育ノ經營ハ實ニ國家ノ急務ト謂フヘシ、本官ハ各位カ教育ノ事ニ、今後一層奮勵センコトヲ望ム、  
略○中

之ヲ要スルニ、今日ノ事、外列國ノ形勢ニ鑑ミ、内國力充實ノ計一日ヲ緩フスヘキノ秋ニアラス、其ノ戦時ニ於テ見ルヲ得タル、鬱勃旺盛ナル國民ノ意氣ハ、亦



之ヲ治平ノ時ニ移シテ、上下一致益々其ノ事ヲ勉メ、其ノ業ヲ勵ミ、進取經營、積累蘊蓄、以テ國是ノ嚮フ所ニ從テ、國本ノ培養ヲ圖ルヘシ、乃チ是ニ依テ國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ、國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スルヲ得ヘク、此ノ如クニシテ始メテ以テ、優渥深厚ノ聖旨ニ奉答スルヲ得ヘシ、各位能ク此旨ヲ體シテ、鞠躬努力、其ノ計ヲ悉クシ、其ノ任ヲ完フシ、國民ノ氣宇ヲ大局ニ善導シ、及時ノ務、永遠ノ業、ニツナカラ之ヲ克クセンコトヲ期スヘシ、

明治三十八年十月二十日

富山縣知事李家隆介

〔參考〕

〔富山警察署調査〕

明治三十八年九月廿八日、富山市ニ於テ講和問題ニ關シ縣民大會ヲ開ク、來會スルモノ四千五百人ト註セラル、辯士匹田銳吉、金山菊太郎、石黒準太郎、北六一郎、安念次左衛門、金山米次郎、金岡又左衛門等ナリ、

〔富山縣内務部社兵事課調査〕

本縣ニ於テ明治三十七八年戰役ノ功勞ニ依リ、金鵞勳章ヲ受ケタル者、貳千百九拾五人ニシテ、年金貳拾參萬七千圓ニ達シ、其他ノ勳章及ヒ賜金ヲ受ケタル者、壹萬四千五拾二人ニシテ、賜金百七拾六萬壹千六百貳拾圓、勳章ノミヲ受ケタルモノ、壹千百五拾五人、一時賜金ノミヲ

受ケタルモノ、貳千貳百參拾壹人ニシテ、賜金拾萬四千七百七拾七圓、慰勞金ノ

ミヲ受領ノモノ、貳百五拾一人ニシテ、賜金五千五百八圓ナリ、

十一月甲辰

四日、詩人山田宣歿す、

〔橘米次郎報告〕

新川山田君墓碣銘

君諱宣、字子昭、新川其號、越中上市人家、世醫而儒也、君少紹家學、善詩及書、性好山水、西南則四國九州、東北則三陸兩羽、游蹤畧遍、明治二年、金澤藩侯、擢爲明倫堂助教、已而藩廢罷官、移居金澤本吉街、十一年、徙於東京、與吟友結社、號曰正葩吟社、以詩授徒、得修脯自結、爲人恬淡不妄、交當世、危坐小齋、哦諷自娛、三十八年十一月四日病歿、享年七十又九、歸葬于富山先塋、配小森氏生一男、先歿、養毛利頌二爲嗣、君初作詩數千首、後付之一炬、益自刻苦、句鍊月鍛、殆無一字無來歷、而平易流暢如未嘗經意者、蓋漸近自然也、遺詩十數卷、藏于家、其已刻者有太刀山房絕句鈔二卷、小森氏索銘余、與君交稔、不敢辭也、銘曰、

衣巾蕭散、

鬚眉老蒼、

吐言成句、

其聲琅々、

騎龍而去、

白雲

今上天皇明治三十八年

八八三



之郷 詩卷永留 君也不亡

從二位男爵細川潤次郎撰

二十二日、乙常願寺川の常盤橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河川名	橋名	長	幅	架橋年月日	摘	要
常願寺川	常盤橋	三六一 <small>間</small>	一二 <small>尺</small>	明治三十八年十一月二十二日	縣支辨里道	自新庄町間(貸取)至上市町

十二月甲戌

十四日、丁川上親晴、富山縣知事に任す、

〔官報〕

明治三十八年十二月十四日

任静岡縣知事

富山縣知事正五位勳四等 李家隆介

任富山縣知事

警 視從五位勳五等 川上親晴

〔參考〕

〔官報〕

明治四十一年三月二十八日

任富山縣知事

兼内務省參事官從五位勳五等 宇佐美勝夫

富山縣知事 川上親晴

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ、休職被仰付、  
十六日、正内務省、臨濟宗相國寺派内國泰寺を分離し、臨濟宗國泰寺派として獨立することを許可す、

〔法令全書〕

内務省告第七十五號

臨濟宗相國寺派内、國泰寺本末寺院及僧侶ヲ分離シ、臨濟宗國泰寺派トシテ、一派獨立スルコトヲ許可セリ、

明治三十八年十二月十六日

内務大臣男爵清浦奎吾

〔參考〕

〔大本山復古願〕

寫

一相國寺派所轄越中國國泰寺分派獨立ノ件ハ、明治三十六年六月二日、南禪寺會乙決議及同年十一月二十八日、合議所管長會ノ決議ニ基キ、各派ハ之ヲ宗是ト認メサルモ、能所轄本山間ノ妥協ヲ妨ケサル事、

今上天皇明治三十八年



右承認ス、

明治三十八年三月二日

東福寺派管長 濟門敬仲 印  
 建仁寺派管長 竹田默雷 印  
 南禪寺派管長 豐田壽湛 印  
 妙心寺派事務取扱 三關天慧 印  
 大德寺派管長 菅 廣洲 印  
 天龍寺派管長 高木龍淵 印

右勝手ハ、承認ノ原書ト相違ナキ事ヲ認證ス、

明治三十八年三月六日

臨濟宗相國寺派管長 中原東嶽 印

所轄分離大本山復古願

富山縣越中國氷見郡太田村 國泰寺

右寺明治五年八月十八日、太政官第二百七十四號公布訓令ノ趣旨ヲ奉戴シテ、  
 當時ノ趨勢ヲ省ミ、同六年、臨濟宗相國寺派相國寺ノ所轄承認ヲ得タリ、然ルニ  
 當寺ハ、本朝禪宗二十四流ノ一流即法燈派獨立大本山ニシテ、後醍醐帝勅願

ノ論旨ニ基キ、慈雲妙意禪師ノ開闢創立以來、別記ノ如ク其寺格由緒及本末一  
 流ノ典章制度アリ、隨テ教旨モ亦獨特ニシテ他ト混同スヘカラサルモノアリ、  
 之ヲ永遠ニ沒了センカ、誠ニ開祖垂範ノ遺志ニ背反スル而已ナラス、布教傳道  
 上大ニ滯滞ヲ醸シ、不都合ヲ生シ候、且ツ相國寺派所轄以來、茲ニ三十餘年間、日  
 進月歩ノ世運ニ伴ヒ、本末及檀信徒同心協力、教養ノ途完備シ、今ヤ一派獨立、自  
 治制度ノ方法、亦確立致候ニ付、今般能轄本山相國寺ト協商ノ結果、右分離獨立  
 ニ對スル承認確諾ヲ得候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ、本願御許可被成下度當  
 該管長添書相副ヘ、此段奉御願候也、

明治三十八年三月一日

右寺住職 梅田 瑞雲 印

富山縣富山市大泉町興國寺住職

末寺總代 森 魯山 印

同縣東礪波郡般若村樂勝寺住職

同 般林 仁洲 印

同縣氷見郡加納村寶光寺住職



同縣同郡水見町	同	圓山宣嶽
同縣射水郡下關村	檀徒總代	南清太郎
同縣水見郡佛生寺村	同	南兵吉
同縣同郡太田村	同	岩間覺平
同縣同郡同村	信徒總代	高田長兵衛
同縣同郡窪村	同	武田久作
同縣射水郡伏木町	同	陸田又五郎
同縣同郡同町	同	八坂金平
同縣水見郡余川村	同	堀田善右衛門
同縣射水郡下關村	同	三廻杏平
同縣高岡市	同	南達吉
同縣同市	同	平能五兵衛
同縣同市	同	菅野傳右衛門
同縣同市	同	堀二作
富山縣水見郡太田村長高田長兵衛		

内務大臣子爵芳川顯正殿

由緒

國泰寺ハ、慈雲妙意禪師開創ノ道場ナリ、嘉曆二年、後醍醐帝師ヲ皇宮ニ召見ル、下間酬對旨ニ愜フ、時ニ清泉禪師ノ號並ニ紫衣及七條袈裟ヲ賜フ、蓋シ袈裟ハ御衣ヲ以テ皇后ニ命シテ裁縫シ玉フモノナリ、其明年復詔アリテ護國摩頂巨山國泰仁王萬年禪寺ノ勅額ヲ下シ賜ル、兼テ勅願所ノ繪命ヲ蒙リ、北陸鎮護第一禪刹特進出世ノ大道場トス、曆應二年、光明帝宸翰以テ師ヲ召ス、辭シテ朝セス、重テ詔アリ、其略ニ曰ク、朕毎州ニ安國寺ヲ創ム、越中州ハ國泰寺アルヲ以テ之ニ充ツト、因テ將軍尊氏ニ命シテ伽藍ヲ修備シ、規模ヲ宏麗ニシ、山林沃田ヲ喜捨シテ、永ク寺産ニ充ツ、同三年鳳闕ニ召對ス、帝禮遇ノ渥キ宮ニ留ル事三日ニシテ退辭ス、康永三年、國泰寺住持職、勅請代々紫衣聽着ノ永宣旨ヲ蒙ル、禪師二帝ノ師トナリテ、賞賜甚渥シ、禪師滅後帝追崇シテ、勅シテ惠日聖光國師ノ號ヲ賜フ、應仁以降屢々兵燹兇暴ノ厄ニ罹リ、堂宇皆灰燼シ、所有ノ領地モ漸々耗散シ、叢規不振、年ヲ閱スル事久シ、人息一百六代、後奈良天皇天文十五年、雪庭和尚參内敕旨ヲ賜フテ曰、越ノ國泰寺ハ前朝二帝勅願ヲ寄スルノ道場ナ



リ、而シテ朕モ亦仰讃スルコト久シ、曾テ戰國ニ類圮スル茲ニ年アリ、朕之ヲ瞻ルニ不忍、宜ク時ノ住僧ヲシテ、紫衣參内、昇殿拜顔ノ古式ニ復スルコトヲ遂ケシムヘシ、是朕カ前朝ニ報スル所以ノ微意也ト、斯ニ絲テ佛眼禪師ノ號ヲ賜フ、於是已墜ノ宗風ヲ振起シ、法燈再ヒ燿ク、而後舊規ニ服從シ今日ニ至ル矣、  
御繪旨寫

後村上天皇御宸翰繪旨

先帝扇師之德風、召内問法要兩回、後又召、時對天使告疾病、禁懷無以則企臨幸、遠境殊戰國、終不果而崩御、今也令尊肖像代臨幸、加之黃金三拾枚爲修帝之追福、猶專宜奉祈、寶祚長久者也、

興國三年八月 日

清泉禪師

後奈良天皇御繪旨

國泰寺住持職事、可令存知之由、天氣所候也、仍執達如件、

天文十五年十月九日 右 中 辨花押

雪庭禪師

口宜案

上卿 勸修寺大納言

天文十四年九月十二日 宣旨

網存和尚

宜號圓通佛眼禪師

藏人頭右中辨藤原晴秀奉

孝明天皇御繪旨

國泰寺住持職事、所有勸請也、任先例着紫衣、令參内宜奉祈、寶祚長久者、天氣如此、悉之以狀、

慶應元年六月十五日 右大辨豐房

實應和正禪室

當山代々ノ住持職ノ繪旨有之候へ共、煩雜ヲ避ケ之ヲ略シ、今ハ開祖、中興開山雪庭和尚、及最後ノ當山五拾三世實應和尚ノ繪旨ヲアケシノミ、  
教旨ノ差異及寺格儀式

臨濟宗中ニ於テ、我國泰寺ノ特ニ獨立スヘキ最肝要ナル因由ハ、左記各項

今上天皇明治三十八年

八九一



ノ如シ、

第一開山國師ハ、本朝禪宗二十四流ノ一流即法燈國師ノ的裔ニシテ、法脈滾々トシテ絶ヘス、古來法燈派大本山ヲ以テ特ニ獨立ヲナシ、他ト混入スヘカラサルニ依ル、

第二開山國師以下、師資相承、面々授受シテ、法孫交互本山ニ住持シ、些少異流ノ錯入セシコトナキニ依ル、

第三誦經、音節、法式、慣例皆舊規特例アリ、他ト混同スヘカラサルニ依ル、

第四 後醍醐天皇 勅彫ノ聖像及 光明帝 後奈良帝ノ御壽牌安置セラレ、

三朝ノ勅願所ニシテ特ニ 三帝ノ詔勅アルニ依ル、

第五明治十二年十一月、内務省ヨリ派名復歸公稱、及同十二年十二月、特命住職

内務直轄ノ特命ヲ蒙リシニ依ル、

國泰寺末派

富山縣水見郡宮田村字嶋尾村	實相寺
富山縣水見郡宮田村字亂橋村	誓度寺
富山縣水見郡宮田村字亂橋村	佛心寺

富山縣水見郡窪村字園村	正法寺
富山縣水見郡余川村字下余川村	興聖寺
富山縣水見郡太田村字太田村	江雲菴
富山縣水見郡太田村字太田村	三光院
富山縣水見郡宮田村字上泉村	安養寺
富山縣水見郡宮田村字小竹村	弘源寺
富山縣水見郡加納村字加納村	寶光寺
石川縣珠洲郡西若山村字延武村	願成寺
石川縣珠洲郡西若山村字吉ヶ池村	吉祥寺
石川縣珠洲郡三崎村字粟津村	琴江院
石川縣鹿島郡中嶋村字中嶋村	定林寺
東京市下谷區谷中初音町	全生菴
石川縣金澤市泉寺町	國泰寺
富山縣富山市大泉町	興國寺
富山縣富山市梅澤町	蓮華寺

今上天皇明治三十八年

八九三



富山縣上新川郡蜷川村字布市村	興國寺
富山縣婦負郡西吳羽村字小竹村	歡喜寺
富山縣東礪波郡般若村字安川村	藥勝寺
富山縣東礪波郡般若村字德萬村	寶念寺
富山縣東礪波郡中野村字上中野村	大喜院
京都市上京區五番町六軒町	普門軒

右貳拾四ヶ寺

〔氷見郡役所調査〕

明治十五年十一月十三日、本郡國泰寺へ對シ、天皇 皇太后 皇后三陛下ノ御眞影ヲ下賜アラセラレ、又同年四月同寺本堂修繕ノ爲メ、内務省ヨリ金壹百五十圓、同十六年六月二十一日同寺本堂修繕山門再建ニ付、思召ヲ以テ宮内省ヨリ金百圓ノ下賜アリ、其際同寺ヨリハ七寶燒觀世音像一體、同香爐二個ヲ皇室へ獻納ス、其後時ノ住職遷化セシ爲メ、再築中止ト爲リタルヲ以テ、該下賜金ハ明治二十一年天皇殿新築ノ費ニ加ヘタリ、

明治三十九年丙午

紀元二千五百六十六年

一月乙巳

一日、乙輸出羽二重検査規則を實施す、

〔富山縣報〕

富山縣令第四十六號

富山縣輸出羽二重検査規則、左ノ通定ム、

明治三十八年十二月十二日

富山縣知事李家隆介

富山縣輸出羽二重検査規則

第一條 精練シタル輸出羽二重ハ、富山縣輸出羽二重検査所ノ検査ヲ受クヘシ、

検査合格ノ輸出羽二重ニ再精練ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ、

第二條 精練セザル輸出羽二重又ハ検査ヲ受ケザル輸出羽二重ハ、縣外へ搬

出スルコトヲ得ス、略○中

第二十條 本則ハ、明治三十九年一月一日ヨリ施行ス、

〔参考〕

〔富山縣報〕

富山縣令第五十號

今上天皇明治三十九年



八家子ノ攻撃	卅八年三月八日	三	一二八	二五	五六三	第一線トナリ戦闘ス
計		三二	九七七	103	11,731	

三戦役中ニ於ケル同聯隊長ノ官氏名及其異動死傷年月日、

出征當時ニ於ケル當聯隊長陸軍歩兵大佐中村正雄、

明治卅七年七月廿一日、鳳凰山東南高地ヨリ邱家屯西南高地ニ亙リ、攻圍陣地ヲ占領中、歩兵大佐中村正雄傷ヲ負ヒ後退シ、第三大隊長佐藤兼毅代テ聯隊ヲ指揮ス、

八月九日、陸軍歩兵中佐折下勝造、當聯隊長トナル、

同月廿一日、盤龍山攻撃ニ際シ、歩兵中佐折下勝造戦死ス、

同月廿九日、陸軍歩兵中佐佐藤兼毅當聯隊長トナル、

三十八年七月十二日、歩兵中佐佐藤兼毅鴨綠江軍參謀ニ轉任シ、陸軍歩兵中

佐白水淡當聯隊長トナリ、同三十九年一月十二日、凱旋ノ途ニ就ク、

〔参考〕

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

受信 トヤマケンチジ 發信 ル九シ

發局 カナサワ局 一月十一日

ダイ九シダン、シレイブ、一三ヒ、ゴゼン 一 一ジ 四二フン、ドウカンリブ、一三ヒ、ゴゼン三ジ七フン、カナザワチャク、略、○下

〔舞鶴鎮守府調査〕

明治三十七年二月、充員召集ニ應シタル海軍下士卒ハ、三十八年十月二十日以降三十九年四月十四日迄ノ間ニ於テ、漸次召集ヲ解キ、歸郷セシメラレタリ、○下

三月 甲辰 朔

一日、甲辰、常願寺川の新川橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河川名	橋名	長	幅	架橋年月日	摘要
常願寺川	新川	一九六 <sup>四</sup>	一二 <sup>六</sup>	明治三十九年三月一日	里道 自立山村 間(貸取) 至上瀬町

四月 乙亥 朔

七日、辛巳、富山市に於て、明治三十七八年戦役、本縣戦死者の招魂祭を舉行す、



明治三十八年八月十二日 富山縣令第四十六號 富山縣輸出羽二重檢査規則 ○規則左ノ通改正ス、

明治四十年八月九日

富山縣知事川上親晴

二十八日、<sup>壬</sup>歩兵第三十五聯隊、金澤市に凱旋す、

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕 明治三十九年一月二十八日午前十一時四十二分、本縣ノ壯丁ヲ以テ組織セル歩兵第三十五聯隊、金澤ニ凱旋ス、

〔富山日報〕 明治三十九年一月二十九日

聯隊本部の凱旋 (午後零時十分特發)

歩兵第三十五聯隊本部並に第十一、第十二中隊及小行李は、唯今當地に凱旋したり、今度の戦役に偉勳を奏したる名譽の軍旗は、聯隊旗手脇田少尉に捧持せられ、護衛の兵士を従へて歸營の途に就きしが、沿道の歡迎者は、長日月の戦役に同軍旗が汚染褪色し居るを見て、感慨禁せざるものゝ如く、殊に旅順に於て受けし三個の奉天に於て受けし二個の彈痕を有し居れるのみか、諸處に血痕の斑々たるを見ては、至誠忠烈なる中越健兒が當時の奮戦に想到し、肅然として敬意を表せざる無く、中に潜然涙を流すもあり、軍隊の歡迎に對しては極め

て熱誠にして萬歳歡呼の聲、實に天地を撼かすの感ありき、

〔第九師團司令部調査〕

一三十七八年戦役ニ於ケル、歩兵第三十五聯隊本部ノ出征、及凱旋年月日、

明治卅七年六月卅日、屯營出發、七月二日、廣島着、七月二十一日、宇品港出帆、出征ノ途ニ就ク、

明治卅九年一月十二日、凱旋ノ途ニ就キ、一月廿八日、金澤着、

二聯隊全部參加セシ主ナル戦闘地名、年月日、戦傷死軍人數、

戦闘地名	年月日	戦死者數		戦傷者數		備考
		將校	下士兵卒	將校	下士兵卒	
于大山戦闘	卅七年七月卅日	一	五一	一四	三一九	旅順ノ右翼第一線トナリ占領
盤龍山東砲臺	卅七年八月廿二日	一三	三六〇	三三	一、〇〇八	旅順要塞第一回總攻撃感狀ヲ受ケ
旅順要塞 第二回總攻撃	卅七年十月三十日	三	六九	八	二五八	
旅順要塞 第三回總攻撃	卅七年十一月廿六日	一〇	三一	一七	三七二	
望臺西北高地占領	卅八年一月一日	二	二六	二	七〇	獨立同地ヲ占領シ、續テ望臺ヲ占領シ、感狀ヲ拜受ス
四方臺ノ攻撃	卅八年三月一日	一	三三	三	一四三	旅順ノ右翼第一線トシテ先頭第一占領

今上天皇明治三十九年

八九七



八家子ノ攻撃	卅八年三月八日	三	一二八	二五	五六三	第一線トナリ戦闘ス
計		三二	九七七	一〇二	二七三三	

三戰役中ニ於ケル同聯隊長ノ官氏名及其異動死傷年月日、

出征當時ニ於ケル當聯隊長陸軍歩兵大佐中村正雄、

明治卅七年七月廿一日、鳳凰山東南高地ヨリ邱家屯西南高地ニ亘リ、攻圍陣地ヲ占領中、歩兵大佐中村正雄傷ヲ負ヒ後退シ、第三大隊長佐藤兼毅代テ聯隊ヲ指揮ス、

八月九日、陸軍歩兵中佐折下勝造、當聯隊長トナル、

同月廿一日、盤龍山攻撃ニ際シ、歩兵中佐折下勝造戦死ス、

同月廿九日、陸軍歩兵中佐佐藤兼毅當聯隊長トナル、

三十八年七月十二日、歩兵中佐佐藤兼毅鴨綠江軍參謀ニ轉任シ、陸軍歩兵中

佐白水淡當聯隊長トナリ、同三十九年一月十二日、凱旋ノ途ニ就ク、

〔參考〕

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

受信 トヤマケンヂ 發信 ル九シ

發局 カナサワ局 一月十一日

ダイ九シダン、シレイブ、一三ヒ、ゴゼン一一ジ四二フン、ドウカンリブ、一三ヒ、ゴゼン三ジ七フン、カナザワチャク、略下

〔舞鶴鎮守府調査〕

明治三十七年二月充員召集ニ應シタル海軍下士卒ハ、三十八年十月二十日以降三十九年四月十四日迄ノ間ニ於テ、漸次召集ヲ解キ、歸郷セシメラレタリ、略下

三月 甲辰

一日、甲辰、常願寺川の新川橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河川名	橋名	長	幅	架橋年月日	摘	要
常願寺川	新川	一九六 <small>四</small>	一二 <small>六</small>	明治三十九年三月一日	里道	自立山村(貸取) 至上瀧町間

四月 乙亥

七日、辛巳、富山市に於て、明治三十七八年戦役、本縣戦死者の招魂祭を舉行す、



第九師團長陸軍大將大島久直之に臨む、

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

招魂祭

日露ノ戦局終ヲ告ケ、出征軍隊凱旋シタル機會ニ於テ、本縣ハ本戰役忠死者ノ爲メ、郡市聯合ノ招魂祭ヲ明治三十九年四月七日、縣廳構内ニ於テ之ヲ開キ、午前ハ神式、午後ハ佛式ヲ以テ執行ス、軍人遺族千六百八十三名、縣有志者等二千六百九十八名參列シ、第九師團長大島大將以下關係將校數十名、石川縣知事モ臨場セラル、

師團將校招待會

同日、招魂祭終テ、師團長以下將校一同ヲ富山、ホテルニ招待シ、盛宴ヲ開ケリ、

〔富山縣知事官房調査〕

招魂祭々々

維時明治三十九年四月七日、明治三十七八年戰役ニ忠死ヲ遂ケタル縣下出身軍人諸士ノ爲ニ招魂ノ式ヲ行フ、  
惟フニ明治三十七八年ノ戰役ハ、我國曠古ノ大業、無前ノ壯圖ニシテ、皇威ヲ宣

揚シ、國權ヲ伸張シ、我武維レ揚レリ、是レ我國史上ニ一大光彩ヲ加ヘタルモノニシテ、此偉績ハ忠實勇武ナル戰歿諸士ノ賜物トシテ、國民ノ永ク後來ニ忘ルヘカラサル所ナリ、

嗚呼今ヤ縣民ハ、無限ノ榮譽ヲ雙肩ニ擔フテ、凱旋スル將卒ヲ驩迎スルノ時ニ際シ、千苦ヲ排シ、萬難ニ耐ヘ、幾多ノ戰功ヲ重ネ、眞ニ大和魂ノ精華ヲ發揮シテ、玉ト碎ケ、花ト散リタル卿等殉難諸士ノ颯爽タル英姿ニ接スル能ハス、

吾人ハ諸士ニ對シ、殊ニ感慨ニ禁ヘサルモノアリ、然リト雖モ諸士ノ偉勳ハ既ニ天聰ニ達シテ重賞ヲ賜ハリ、忠烈ハ長ヘニ竹帛ヲ照シテ千載朽チス、所謂死ハ泰山ヨリモ重キノ名節ヲ全フセシモノト謂フヘク、諸士豈遺憾アラシヤ、茲ニ恭シク清酌庶羞ノ奠ヲ舉ケ、諸士ノ英魂ヲ祭ル、庶幾クハ髣髴トシテ來リ饗ケヨ、

富山縣郡市聯合招魂祭發起人總代

正五位勳五等川上親晴

〔富山日報〕

明治三十九年四月九日

本縣官民合同發起の軍人凱旋祝賀會の一部、其富山市に係る分は、昨日を以て

今上天皇明治三十九年



本縣廳構内に開かれたり、○中 發起人たる富山市長加藤厚寛は肅然壇に進みて左の式辭を朗讀せり、

謹で第九師團長陸軍中將大島男爵閣下、並將校下士卒諸士の臨場を仰き、茲に滿腔の熱誠を披瀝して光榮ある第九師團の凱旋を迎ふ、惟ふに征露の役は東亞安危の繫る所皇國興廢の關する所にして、世界未曾有の大戦たり、閣下並に諸士は、出征以來萬難を排して難攻不落と稱せられたる旅順の堅壘を摧き、敵將をして降を軍門に乞はしめ、更に長驅して滿州軍の最左翼となり、奮戦健闘竟に敵軍をして起つ能はざるに至らしめたり、之が偉勳は天下普く知得する所にして、其英名は長く青史を照し千古に朽ちざるべし、是れ全く忠勇義烈なる閣下並に諸士が躬を君國に許すにあらずんば奚ぞ能く斯の如くなるを得んや、今や平和克復し、空前の光榮を負ふて凱旋せらるゝに當り、聊か祝杯を捧げて閣下並に諸士の萬福を祈り、以て熱誠なる感謝の意を表す、

明治三十九年四月八日富山縣凱旋軍人祝賀會發起人代表者加藤厚寛

○中 斯くて興酣なる頃大島將軍は再び臨場して壇上に起ち、一言謝辭を述ぶる處あらんとて、大要左の辭を述べ、

今日茲に斯る盛大なる歡迎會を開かれ、不肖亦富山市の軍人諸士と共に列席するを得たるは、實に光榮とする處なり、惟ふに今日列席の軍人諸士は、出征以來君國に盡せし人、或は旅順に、或は遼陽に、或は奉天に激戦苦闘したる勞苦は、久直の實に感謝措く能はざる所なり、今諸君と共に席を同ふし、宴を共にするに當り、乞ふ富山市の萬歳を三唱せん、

と手にせる杯を舉げて、富山市萬歳を高唱し、一同之れに和すること三たび、茲に乾盃して降壇あるや、加藤市長は鞠躬如として壇に上り、大島將軍の爲めに萬歳を唱へんと、大島將軍萬歳を高唱し、一同之に和すること二たび、惟ふに市民の披瀝せる至誠は、將軍亦深く之を諒せしならん乎、

十日、甲 貿易商人林忠正歿す、

〔偉人傳記〕

高岡市  
校長會

林忠正は、越中高岡源平板屋町長崎言定の第二子なり、言定、父祖の業を繼ぎ、郷黨に尊信せられ、醫業の餘暇子弟を集めて漢學を教授せしが、當時富山藩士に林太仲といふ人あり、亦來りて其門に入る、太仲蘭學を兼修め、頗る海外の事情に通じ、銳意其藩政の改革を試み、舊習を打破せんと欲し、陸借海防の急を説き



て、領内諸寺の梵鐘及び佛像等を鑄造して大砲を製作するが如き、當時に在りては最も過激なることを斷行せんとせしかば、批難攻撃四方より起り、終に身を容るゝの地なきに至らんとす、太仲意を決して己に代りて母を養ひ、且祖先の祀を繼續すべき嗣子を求めんとし、遂に其師の子、忠正を請ひて其家を襲がしめぬ、忠正幼時實父言定の膝下にありて漢學と蘭學とを學び、養父太仲に就きて佛學をも修め、其後藩の貢進生として大學南校に入學せり、當時實父言定「示兒」と題して貪利寧同流俗輩、讀書須入聖賢門、神江萬里金龍走、劍岳千秋玉雪存、生在東方君子國、敢忘遠祖大和魂、精忠高義滿天地、莫辱補公廿世孫、と七律一首を興へたり、以て家庭教育の素あるを見るべきなり、忠正當校に在學中、時勢は一變して廢藩置縣の世となりしかば、忠正海外に留學せんと志し、に、恰も此の時、佛國巴里に萬國大博覽會を開かるゝに際し、鹽田眞、平山成信等の周旋によりて、起立工商會社に備ひ入れられ、通辯兼賣り子となりて渡航することとなり、同校長濱尾新の懇諭をも聽かず、同社長若井兼三郎に従うて佛國へ渡航したり、是れ實に明治十一年の事なり、博覽會閉場の後も獨り留りて自活の途を求め、幾多の艱苦を嘗しが、偶川路大警視の一行の巴里に到るに遇ひ、其の

一行に加はりて白耳義和團院、獨逸露西亞、伊太利等の歐洲大陸を巡行したり、其後尙ほ巴里に止まりて刻苦自立の途を求めつつありしが、再び起立工商會社の支店に入り、大に日本古美術品の販賣に努力し、後更に三井物産會社巴里支店に入りしも、營業の狀態其意に適せざるものあり、明治十六年十二月三十一日、同支店を退き、翌十七年一月一日より巴里の下宿屋の一室に於て、自ら一小美術店を開業したり、これを他日歐米各國に向つて東洋美術品の特色を發揮する、林美術店の萌芽になりける、其後漸次業務を擴張して、英獨に往復し更に米國に渡り紐育にて、米人某と共同し大に日本美術品の販路を弘め、進んで支那古代の美術品をも販賣せんと欲し、明治十九年支那に入り、香港上海より天津北京の間を往復して、大に奇器珍品を蒐集し販賣し、巴里に於て五層樓の一大商館を開き、大に我美術界の光輝を發揚せり、其後之を閉店し、明治三十三年、巴里萬國大博覽會の開かるゝに當り、會福公使の推薦によりて、同博覽會事務官長に任せられ、其任務を完うし、殘品處分問題を敏捷巧妙に處置せしが如きは、普く人の知る所なり、明治三十六年巴里を引揚げて歸朝し、日露戰役の後、國勢發展するに乗じ、國家の爲め大に爲す所あらむとの志望を抱きしも、三十



九年四月十日、東京京橋木挽町の住所にて逝けり、享年五十六、(林氏の遺族に就き履歴を問合せたるに同家より「太平洋」といふ雑誌に、忠正君の履歴を掲載せるものを贈り來れり、今それに據りて、此の傳を記せり)

十四日、成内務省、雄山神社前立社壇を、特別保護建造物の資格あるものと定む、

〔法令全書〕

内務省告示第三十八號

古社寺保存法第四條ニ依リ、左記ノ建造物ヲ以テ、特別保護建造物ノ資格アルモノト定ム、

明治三十九年四月十四日

内務大臣原敬

名 稱	構 造 形 式	所 在 地 名
雄山神社前立社壇	五間社流造屋根柿葺	富山縣中新川郡立山村雄山神社境内

〔内務省宗敎局調査〕

雄山神社前立社壇

普通名稱雄山神社前立社壇

所在地 富山縣中新川郡立山村大字岩崎寺雄山神社境内  
所有者 同上雄山神社

創立沿革 社傳ニ大寶元年九月、越中守佐伯有若ノ嫡男佐伯有賴、立山ヲ開闢シテ、其麓岩崎ノ地ニ神靈迎拜ノ社殿ヲ建立ス、其後久シテ頽破セルヲ以テ、建久年中、源頼朝再興シ、明應元年十月、足利義植修繕シ、天正十一年八月、富山城主佐々成政修繕シ、天正十六年以降、前田家ヨリ代々修繕ヲナシ、特ニ慶長十七年閏十月、大修繕ヲ加ヘタリント云フ、  
桁行參拾七尺六寸五分  
寸 尺 梁間貳拾壹尺八寸  
軒高貳拾尺八寸  
棟高參拾壹尺八寸

構造裝飾 五間社流造、屋根柿葺、箱棟、鬼板付軒二重繁垂木、斗拱和樣三ツ斗、斗拱間葦股、總圓柱二重長押付、一間向拜付、向拜斗拱三ツ斗手狹付(斗拱間欠失)、方柱、正面五間葺戸、兩側面及後面總板、前面ヨリ兩側面一間折廻椽、正面木階七級濱椽付



内外素木造 内外陣總拭板 外陣化粧屋根裏 内陣中一間棹椽  
天井ニシテ後方神壇ヲ設ク 内陣正面中一間板唐戸 兩脇間條  
板 兩端板唐戸妻飾又首束又首棹

此建物ハ其構造様式ヨリ判スレハ足利後期ニ屬スル者ノ如シ、明應天正年間  
ノ修繕ト稱スル者、或ハ其何レカ、再興ナラン、規模雄大、葦股拳鼻等ノ手法手  
狭ノ彫刻皆雄健ノ風ヲ帶フ、

〔中新川郡立山村小學校報告〕

雄山神社は、人皇四十二代 文武天皇を始め、鎌倉足利兩將軍、及び越中富山城  
主佐々成政、加能越三州の國主前田家累代の御祈願所となり來り、舊幕徳川家  
に在ても、天保年度までは巡見上使を參向せしめられたる古社なり、

五月乙巳

三日、丁未産牛馬聯合會の組織あり、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

日清戦争後、馬匹改良ノ世間ニ噴々タル問題トナルヤ、氷見郡有志者ニ依テ畜  
産會組織セラレ、明治三十一年之ヲ産牛馬組合ト改稱ス、尋テ其他ノ各郡モ同

三十八年九月十月ノ間ニ於テ産牛馬組合ヲ組織シ、更ニ以上各組合相連合シ  
テ産牛馬組合聯合會ヲ設立シ、同卅九年五月三日ヲ以テ其認可ヲ受ケタリ、今  
同聯合會カ主トシテ開催シタル産駒品評會、及ヒ産馬産牛共進會ニ關スル要  
項ヲ舉クレハ左ノ如シ、

産馬産牛共進會

明治四十年四月、及同四十一年六月ニ於テ、産牛馬組合聯合會ハ富山縣農會ト  
協力シ、監督官廳ノ助力ノ下ニ第一回及第二回富山縣産馬産牛共進會ヲ開催  
ス、産馬共進會ニ於テハ、産馬獎勵規程ニ基キ馬政局ヨリ、第一回ニ於テ出陳馬  
匹八十頭ニ對シ二十五頭、第二回ニ於テ出陳馬匹五十三頭ニ對シ二十頭ノ賞  
與ヲ受ケタリ、産牛共進會ハ第一回ニ於テ出陳畜牛二十一頭ニ對シ十九頭受  
賞、第二回ニ於テハ出陳畜牛三十二頭ニ對シ十三頭受賞シ、其上農商務省産牛  
獎勵規程ニ依リ賞金及綬ヲ下附セラル、

産駒品評會

産牛馬組合會ハ、富山縣農會ト協力シテ卅九年七月、四十年十一月、二回縣下五  
箇所ニ、四十一年八月縣下六箇所ニ産駒品評會ヲ開催シ、第一回ニ於テハ出陳



總數二百四十一頭ニ對シ百廿二頭第二回ニ於テハ出陳總數百五十八頭ニ對シ八十九頭第三回ニ於テハ出陳總數二百卅三頭ニ對シ百五十頭ノ擬賞セリ、

〔參考〕

〔石川縣布達〕

甲九十三番

今般種牛馬貸與規則別冊○別冊ノ通りノ通り相定候條此旨布達候事、

但從前貸與置候分モ此規則ニ準據スヘシ、

明治十五年六月廿六日

石川縣令千坂高雅

〔富山縣內務部勸業課調查〕

明治三十九年一月、本縣ハ農商務省ヨリ濠洲産牝馬十二頭ノ貸與ヲ受クルヤ、各郡産牛馬組合及縣農會ヲ借受者ト指定シ之ヲ貸付シ、同年四月陸軍省ヨリ鹵獲牝馬五頭、同年五月同牝馬二頭ヲ縣ニ貸付セラレタルトキハ、産牛馬組合聯合會ヲ借受者ト指定シ之ヲ貸付セリ、又同年前第九師團長大島大將ヨリ乘馬ヲ寄贈セラレ、之ヲ種牡馬ニ供用シツツアリ、之ヲ賜龍號ト稱ヒ、十才青毛四尺九寸八分馬ナリ、

石川種馬所ハ卅五年ノ創立ニ係リ、翌卅六年ヨリ種牡馬ヲ本縣下ニ配付シ、駿良ナル牝馬ヲ撰擇シ、各所ニ於テ之カ交配ヲナセリ、

是月、氷見郡熊無村等に佝僂病及び骨軟化病患者多きを發見す、尋て內務省、帝國大學醫學者を派遣して調査せしむ、

〔佝僂病及骨軟化症調査顛末〕

昨三十九年四月中旬、灸點ヲ業トスル一婦人、偶々縣下水見郡氷見町ニ來リ、自ラ如何ナル難病ト雖モ秘傳ノ灸術ヲ以テ能ク平癒セシムヘシト揚言シ、灸點ヲ爲シツツアリシカ、忽チニシテ同地方ノ人心ヲ動カシ、其評判噴々トシテ郡内到處ニ響應シタルヨリ、疾病ニ惱メル老若ノ來ツテ治ヲ請フ者、陸續踵ヲ接セリ、此等患者中同郡ノ山間ニ僻在スル碁石村、熊無村邊ヨリ來ル者ノ中ニハ或ハ龜胸、或ハ馬背、或ハ關節隆起シ、或ハ四肢屈曲スル等種々ナル畸形ヲ呈セル者甚タ多カリシヨリ、同町ノ醫師百谷義一ハ、其疾患ニ就キ深ク疑ヲ抱キ、同年五月中旬、第九師團附陸軍一等軍醫増田弘カ徵兵醫官トシテ同町ニ出張セルニ際シ、語ルニ道ノ事ヲ以テシタルニ、全軍醫ハ是等畸形患者ノ多數ヲ診察シタル結果、該病ハ所謂英吉利病即チ佝僂病ナラントノ判定ヲ下セリ、



氷見警察署長警部芝山武ハ、此ノ事ヲ聞キ、コレカ報告ヲ提出シタルニ依リ、直チニ警察顧問醫々學士杉邸廉ヲ實地檢診ノ爲メ、同地方ニ派遣シタルニ同醫學士ハ、熊無村四百九十九戸、二千六百二十三人ニ對シ、健康診斷ヲ行ヒ、疑似患者六十餘人ヲ發見シ、綿密診査ノ結果、該畸形患者ハ全ク、ラヒチス(佝僂病)ニ罹レルモノ(内一名ノ産褥性骨軟化症ト認ムル者アリ)ト斷定復命セリ、於是本官ハ一面内務大臣ヘ報告スルト共ニ、東京、京都兩大學ニモ通報シ、且ツ同地ニ出張シテ非石村、熊無村等ノ患家及患者ヲ視察シタルニ、患者ノ數ハ意外ニ多ク、且ツ其狀態酸鼻ニ堪ヘサルモノアルヲ見ルヤ、速ニ之カ救療ヲ講スルノ要ヲ認メ、試ニ同郡ニ於ケル該病患者ノ數ヲ取調ヘタルニ、實ニ四百餘名ニ達セリ、加之縣下ニ於ケル他郡市ニ於テモ、該病患者多數ヲ發者スルニ至リ、救療ノ愈々必要ニシテ益々急務ナルヲ感シタルモ、奈何セン本邦ニ於テハ從來該病ハ絶無又ハ稀有ナリトシ、學者實際家ノ之ニ對シテ研究ヲ爲セル者甚々稀ナルノミナラス、泰西ニ於テモ猶ホ未タ其原因、療法等發見セラレサルヲ以テ、之カ救療ヲ講スルハ、該病ニ關スル調査研究ヲ遂ケタル後ナラサルヘカラス、於是先ツ其調査ヲ爲スカタメ、同年六月七日、縣參事會ヲ召集シ、三十九年度衛生費

追加豫算トシテ、調査費金二千百三十四圓ヲ議決シ、左ノ人々ヲ調査委員トナセリ、

- 市立富山病院長醫學士 杉 邸 廉
- 市立富山病院副院長醫學士 小 野 謙 吉
- 富山縣立農學校長農學士 舟 木 文 次 郎
- 市立富山病院醫員 谷 野 亮 二
- 富山縣警察醫 長 谷 川 恒 次
- 全 國 田 武 嗣
- 富山縣技手 福 島 猪 太 郎

而シテ此ノ調査ハ、費用ノ關係上、先ツ向フ六ヶ月間ヲ期限トシ、其第一着手トシテ、若干ノ患者ヲ一定ノ場所ニ收容スルノ要ヲ認メ、杉邸委員ヲシテ患者ノ選定ヲ爲サシメタルニ、全委員ハ熊無村ニ於ケル多數患者中、重症者、中等症者、輕症者、各三名ヲ選定シタルニヨリ、同月十二日、之ヲ市立富山病院ニ收容シ、其後又五名ヲ増シ、合計十四名トナシ、該患者ニ就キ病理及臨床上ノ研究ヲ重スルト共ニ、杉邸、小野兩委員ノ處方ニ成レル藥劑ヲ收容患者以外ノ全郡内患者



三百餘名ニ投シ、以テ其効力ヲ試ムルノ外、各委員並ニ第四部長事務官堀口助治、水見郡長松本於菟、及芝山水見警察署長等ヲシテ、有病地ニ於ケル殺菜其他ノ飲食物、地質、水質、地勢、氣候、出生、死亡、風俗、慣習及一般ノ衛生狀態等、各般ノ調査ヲ爲サシメ、爾來營々事ニ從ヒタリ、斯クテ全年十二月、調査期限將ニ盡キントスルニ至レルモ、猶ホ繼續進行スルニアラスンハ、要領ヲ得ル能ハサルニヨリ、同月ノ通常縣會ニ向ツテ更ニ追加豫算トシテ、調査費金一千五十七圓ヲ要求シテ議決ヲ得、本年三月三十一日迄、繼續調査ニ努メタル結果、左ニ掲載スル調査報告ヲ得ルニ至レリ、

本病ノ調査ニ關シ、特ニ一言セサルヘカラサルモノアリ、即チ巖キニ本官ヨリ、内務大臣ヘ報告シ、又東京、京都兩大學ヘ通報シタル結果、内務省ヨリハ醫學博士木下正中、全林春雄兩氏ヲ、東京大學ヨリハ醫學博士田代義徳、全三輪信太郎兩氏ヲ、京都大學ヨリハ醫學士本莊謙三郎氏ヲ縣下ニ派遣セラレ、又本病患者ノ發見ノ報、四方ニ傳ハルヤ、富山縣下ニ奇病發生セリト稱シ、各地ノ新聞等テ之ヲ掲載スルニ至リタルニヨリ、大阪市緒方病院長醫學博士緒方正清氏、大阪府立病院外科醫長醫學博士木村孝藏氏、京都大學教授醫學博士藤波鑑氏ノ諸家

ハ、交々自身有病地ニ出張シ、或ハ醫員ヲ派遣セラレ、何レモ數日乃至數十日ニ亘リ、實地調査ヲ爲シ、各其研究ノ資料トシテ、數名乃至十數名宛ノ患者ヲ伴ヒ還リ、調査研究ヲ遂ケラレタリ、是等諸家カ該病研究ノ爲メニ盡瘁セラレタル効果トシテ、各其收容セラレタル患者カ輕快若クハ全瘥スルニ至レルノミナラス、其發表セラレタル研究ノ結果ハ、本縣ニ於ケル調査事業ノ爲メ優良ナル餘師トシテ、多大ナル裨益ヲ得タルハ、多數該患者ノ爲メニ又本縣全體ノ爲メ、深ク感謝ノ意ヲ表スル所ナリ、

以上記述スル如ク、本病ニ對スル調査研究ハ敢テ盡サ、ルニ非スト雖モ、其唯一ノ真因ハ、猶ホ未ダ捕捉スル能ハス、之ヲ他日ノ研究ニ委セサルヘカラス、然リト雖モ委員其他ノ熱心ト、前記諸家ノ多大ナル盡力トニヨリ、大體ニ於テ、適當ト信スヘキ治療法、及豫防法ニ對スル、實驗上ノ標的ヲ得タルヲ以テ、今後適宜ノ時機ニ於テ、縣下有病地ニ對シ、相當施設計畫ヲ爲ス所アラントス、云爾、

明治四十年七月

富山縣知事正五位勳五等川上親晴

○調査報告省略

七月 丙午

今上天皇明治三十九年



三日、<sup>甲</sup>射水郡新湊町立新湊甲種商船學校、開始せらる、

〔新湊甲種商船學校調査〕 明治三十九年七月三日、新湊町立新湊甲種商船學校授業開始式ヲ舉行ス、

〔法令全書〕

文部省告示第三百三十八號

富山縣射水郡新湊町ニ、商船學校規程甲種程度ニ依リ、富山縣射水郡新湊町立新湊甲種商船學校ヲ設置シ、明治三十九年六月ヨリ開校ノ件認可セリ、

明治三十九年六月十九日

文部大臣牧野伸顯

二十四日、<sup>乙</sup>庄川の庄金剛寺橋成る、

〔富山縣内務部土木課調査〕

河名	橋名	長	幅	架橋年月日	摘要
庄川	庄金剛寺橋	一二七 <sup>間</sup>	一二 <sup>尺</sup>	明治卅九年七月廿四日	里道 <small>自新湊町間(賃取)至井波町</small>

三十日、<sup>乙</sup>上新川郡東岩瀨町火あり、

〔東岩瀨警察分署調査〕 明治三十九年七月三十日午後八時、東岩瀨町鈴木外

次郎方ヨリ出火、燒失家屋百七十一戸、土藏十四棟、納屋九棟、巡查派出所一棟、半燒十二棟、潰家十一戸、燒死男一名ナリ、

是月、耕地整理基本調査に着手す、是より先き各村、耕地の整理を爲すもの頗る多し、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

富山縣耕地整理基本調査測量成績

三十九年度自卅九年三月至卅九年七月調査濟面積

三	角	平	面	高	低
二三六二二 <sup>町</sup>	二八一〇九	八七八四 <sup>町</sup>	七四一七	七四二〇 <sup>町</sup>	一一二四

四十年年度自四十年四月至四十年十二月調査濟面積

三	角	平	面	高	低
二八一九八 <sup>町</sup>	九一二七	一九八七四 <sup>町</sup>	七〇二二	一三九二八 <sup>町</sup>	四二〇六

〔富山縣報〕



富山縣令第二十一號

耕地整理基本調査規程、左ノ通之ヲ定ム、

明治三十九年四月二十日

富山縣知事川上親晴

耕地整理基本調査規程

第一條 本調査ハ、管内全耕地ヲ通シテ、最適當ナル整理ヲ爲スニ必要ナル基  
本計畫ヲ立ツルヲ以テ目的トス、

第二條 本調査ハ、全管内ヲ分ツテ、左ノ九大區トシ、更ニ實地ノ地形ニ應シ、一  
大區ヲ數個ノ小區ニ分チ、測定ヲナスモノトス、

第一區 氷見郡

第二區 小矢部川以西悉皆ノ地

第三區 小矢部川以東、庄川以西ノ地

第四區 庄川以東、吳羽山脈ヲ界トシ、百塚村ニ達スル地

第五區 神通川以西、吳羽山脈ヲ界トシ、百塚村ニ達スル地

第六區 神通川以東、常願寺川以西ノ地(上新川郡)

第七區 常願寺川以東、早月川以西ノ地(中新川郡)

第八區 早月川以東、黒部川以西ノ地

第九區 黒部川以東、悉皆ノ地

第三條 本調査ニ於テハ、專ラ現在ノ耕地ニ關シ、左ノ事項ニ付、測量調査ヲ行

フモノトス、

一 平面地歟

一 國縣郡村道ノ位置性質及農業上ヨリ見タル其適否

一 用水源及用水組織ノ適否並ニ主要ナル用水路ノ位置性質及其適否

一 惡水排除法及惡水組織ノ適否並ニ主要ナル惡水路ノ位置性質及其適

否

一 河流ノ位置性質及流量ノ變化並ニ耕地對水位ノ變化

一 各大字ノ境界

一 各地種目別ノ位置

一 鉛直地形

一 製圖

略○下

〔參考〕

今上天皇明治三十九年



〔富山縣報〕

富山縣令第四十四號

明治三十九年四月富山縣令第二十一號、耕地整理基本調査規程左ノ通改正ス、

明治四十年七月二十六日

富山縣知事川上親晴

○左記省略

〔富山縣統計書〕

明治三十九年

耕地整理施行段別 抄

整理地區域所在	地區總面積	整理費用豫算	工事着手年月日	工事完了
上新川郡太田村大字	一四,〇〇三	一,〇〇〇,〇〇〇	三,一〇,一〇	工事完了
東礪波郡穀谷村大字	五,六三三	三,四六三〇一	三,三,〇〇	同
下新川郡大庄村大字	八,六〇五	二,〇一〇,三三三	三,三,〇〇	同
上礪波郡熊野村大字	一八,四三三	一,三六九,九二二	三,三,一〇	同
射水郡横田村高岡市	一八,六三三	一四,九七九,九〇〇	三,四,九〇	同
中新川郡東三郷村大字	一八,三三六	六,八五,〇〇〇	三,六,二五	同

水見郡神代村大字蒲田村	一八,九二八	二,二四三,〇〇九	三,二,三三	同
中飯坂郡相ノ木村大字	三〇,九四六	二,三三三,六六六	三,四,一〇	同
婦負郡熊野村大字持田村	五,三〇一	四,〇〇三,四四四	三,四,七〇	同
中新川郡相ノ木村大字	一五,二六三	一,〇〇,〇〇〇	三,五,三〇	同
下新川郡上中島村大字	二〇,八六五	六,一九六,六三三	三,一〇,一〇	同
東礪波郡北般若村	一八,六四三	二,一〇六,七二五	—	—
東礪波郡廣塚村大字	五,二六一	八,二七五,二〇〇	—	—
東礪波郡上平村大字	一,五二七	二,四七三,三七七	三,六,六二	工事完了
婦負郡保内村大字福島村	六,七,九〇五	一,三,五九七,九〇〇	—	—
射水郡牧野村大字下	三,五八〇	六,五四三,五五一	三,六,九〇	—
四礪波郡西野尻村大字	六,八八九	二,一五〇,二〇九	—	—
上新川郡大野村大字	二八,一六九	二,六,七九七,八二五	三,八,二一〇	—
下新川郡大庄村大字	五,五二七	二,三,五〇六,五四四	三,九,一三六	—
東礪波郡太田村大字	五,二六五	六,八七五,四四二	—	—



中新川郡上條村大字	四,五六一	八四九八六	四,二〇〇	
専光寺村				
中新川郡上條村大字	二六,一七二	三,四九九四	三,四,九	
高寺村				
中新川郡北加積村大字	三九,三三〇	四,五六一七	三,九,二七	
字新山七口新村大字				
津射水郡佐野村大字木	一六,八〇八	一,二八八四六	三,九,一〇,一五	
津射水郡下關村大字上	五,九二〇	四,八五八〇五	三,九,九,三	
關射水郡下關村大字上				
合 計	一,五二,一八〇	一,九〇,四三六	一,九〇,三六五	

〔富山縣内務部勸業課調査〕

耕地整理施行段別

(明治四十年)

整理地區所在	地區總面積	地區内田畑面積	整理費用豫算	工事着手年月日
婦真郡熊野村大字藏	三,八三七	同 二,六一五	三,七,六,七四	四〇年九月二七
水見郡布勢村大字澤	六〇,三七八	同 四九,二二六	四,八四,六二七	
原村矢田郡村大字大	三九,九一〇	同 二,三〇四	一,〇九,二〇六	四〇年九月一〇
波射水郡新湊町大字大				
中上川郡上條村大字	二六,七三二	同 三,〇〇一	一,八六,八四四	
上川郡新湊町大字中				
射水郡新湊町大字三	一五,九一〇	同 一,〇〇一	四,五,一,七	
合 計	二〇五,七〇七	同 一,六一,九〇四	二四,九三,三六	

八月 朔丁丑

一日、町富山縣教育會、教育大會を富山市に開く、  
〔教育大會記録〕 抄

戦勝の紀念として、既往殆んど二個年間、苦心經營したる教育大會は、準備漸く  
整ひ、彌々本日より左の日程により、開會せらるゝに至れり、  
一教育大會日程

- 一開會式 八月一日 (午前八時)
- 一討論談話 同 一日二日 (午後七時より)
- 一演説 同 二日三日 (午前中)
- 一音楽演奏 同 四日五日 (午前九時より)
- 一教育展覽會 同 一日より五日迄(一日に限り午前九時より其他は午前



八時より午後四時迄

結論

明治三十九年八月風清き候、富山縣立高等女學校の地六千坪を相し、初等教育、中等教育、家庭教育、社會教育は勿論、學術工藝等尙も教育に關聯せる百般の事物を陳列し、言説を吐布し、加ふるに大家の演説、縣下人士の討議談論、古今東西の音樂を以てし、大に社會の耳目を聳動したるものを、富山縣教育大會となす、十三日、丑、富山魚津鐵道線路工事に着手せらる、

〔鐵道院富山建設事務所調査〕

- 一 富山鐵道線路工事 竣工明治三十九年八月十五日
- 一 魚津鐵道線路工事 竣工明治四十一年十一月十五日
- 一同上工事費總額 約金貳百貳拾萬六千圓

〔富山日報〕

明治四十一年十一月十六日

式辭

富山鐵道、富山、魚津間の工事竣成を告げ、將さに明日を以て開業せられんとす、抑も本線の敷設は、北陸三縣殊に直接之に關係せる各市町村が多年翹望せし處にして、明治三十八年第二十二帝國議會の議に上り、三十九年度より四十六

年度に至る八ヶ年に涉り、建設費の豫算總計金壹千四百參拾七萬六千五百五十六圓の支出を決定公表し、三十九年四月、岡村鐵道技師、富山に出張、線路實測を開始し、同年八月十三日、富山鐵道作業局出張所を置かれたり、然るに第二十三議會に於て、年度割を改訂し、四十四年度に繰上げ、六ヶ年間に竣工することゝ爲れり、四十年三月二十六日、始めて富山口第一工區に起工し、六月十三日、岡村君は韓國統監府鐵道技師に榮轉と同時に、遠武技師其後任と爲られ、着々工事進捗を圖られたり、爾來一日千秋の思を爲し、以て今日を俟ちたりき、果せる哉、當初の豫期に違はず、今や其開通の運に接す、何の愉快か之れに如かん、是れ偏に當局所長等、關係諸氏か注意周到、奮勵努力せられたる功績に因れりと信す、

想ふに交通機關の便否は、當該地方の發達進歩に多大の影響を及ぼす可きものなれば、今後此開通に依りて享くる處の利益、實に莫大なるは言を俟たずと雖とも、蜀を得て隴を望むは、人情固より免かる可らざる處なれば、更に富直間全通の一日も速かならんことを望む、茲に富山、魚津間の有志相謀り、本日を以て祝賀の式を擧ぐるに際し、帝國鐵道廳富山出張所所長遠武君を始め、官民諸



賢の來臨を辱ふしたるは、本會の光榮とする所なり、聊か蕪辭を述べ式辭に充つ、

明治四十一年十一月十五日

富山魚津間鐵道開通祝賀會

委員長勳四等關野善次郎

〔北陸政報〕

明治四十一年十一月十五日

富直鐵道の由來

富山、直江津間鐵道は、明治三十五年秋逓信省に於て豫測線調査を爲したるを始めとし、三十八年、帝國議會の協賛を経て、三十九年度より四十六年度に至りて完成すべき年度割を定めたるなり、而して其經費は千四百餘萬圓にして、三十九年の議會に於て其年度割を改正して、四十四年度に繰上げ、完成を期せんとしたるか、目下は又た其繰上の實行を見ること困難なる模様なり、而して鐵道作業局に於て實測を始めたるは、三十九年四月にして、四月三十日、富山市光嚴寺に於て作業局富山出張所を設け、技師岡村初之助氏同所長たり、四十年四月鐵道廳富山建設事務所と改稱され、同七年現所長遠武勇熊氏代りて岡村氏

の後を襲ひたるか、富山魚津間の工事は四十年九月より着々として起工され、重なる工事は築堤十一萬坪、切取五千四百坪、石垣二千九百面坪、橋梁四十ヶ所、溝渠百八十三ヶ所、停車場建物二千五百坪、吳羽山隧道一ヶ所にして、之れに要したる金額約貳百貳拾餘萬圓なり、之れを一哩に割當れば、約十二萬餘圓にして、内吳羽山隧道長八百四十壹尺、八萬五千圓、新神通川橋、千三百九十尺、三十萬圓、舊神通川橋四百四十八尺、五萬五千圓、常願寺川橋、千百三十尺、拾貳萬圓、早月川橋、九百七十九尺、拾萬圓等なりとす、又た停車場敷地を寄附したるは、富山貳萬參千百七拾壹坪、東西水橋八反九畝貳拾八步にして、岩瀬滑川、魚津には寄附なし、又た土地買収法を適用したるは、上新川郡廣田村外六ヶ町村組合に一件ありしのみ、斯くて岡村前所長に依りて計畫されたる此線路は、遠武現所長に依りて實行され、愈々昨日までに落成を告げ、明日より開通を觀るに至りしものにして、新舊所長の功は没すべからざるなり、

十月 戊寅

十二日、<sup>已</sup>常願寺川上流の砂防工事に着手す、

〔富山縣内務部土木課調査〕



常願寺川上流の砂防工事

常願寺川ハ其水源ヨリ常ニ無量ノ土砂ヲ排出シ、川床ヲ嵩ムル結果、河身ハ漸ク相亂レ、爲メニ沿岸ノ被害尠ナカラス、就中支流湯川及眞川ハ其ノ被害最モ多大ニシテ、之レカ原因ハ湯川及眞川ノ沿岸並ニ其水源ハ、安政五年ニ於ケル震災ノ爲メ、其ノ山層ノ舊態ヲ變シタルト、其ノ他石灰石採掘、樹木突落シ又ハ鐵砲流シ山林ノ濫伐、峻崖ノ開鑿等ニ依ルモノナリ、故ニ本川ニ對スル土砂扞止ノ經營策トシテハ、一面直接危害アリト認ムル作業ヲ禁止、又ハ制限シ、一面其ノ水源地ニ於テ砂防工事ヲ施行スルノ必要アリ、茲ニ於テ主務大臣ハ、砂防法第二條ニ依リ、明治三十八年三月内務省告示第二十四號ヲ以テ上新川郡大山村、中新川郡立山村地内ノ一部ヲ砂防設備ヲ要スル土地ニ、同條ニ依リ同月同告示第二十五號ヲ以テ前記兩村地内ノ一部ヲ治水上砂防ノ爲メ、一定ノ行爲ヲ禁止、若クハ制限スヘキ土地ニ各指定セラレタルニ依リ、之レカ砂防設備ニ付テハ、二十箇年間ニ完成ノ計畫ヲ立テタリ、而シテ其ノ費用ハ國庫補助ニ俟ツノ關係上、繼續事業ト爲スコト能ハサルモ、逐年之ヲ施行シ、以テ豫定ノ計畫ヲ遂行スルコト、シタリ、

明治三十九年度ニハ、常願寺川上流、湯川流域、上新川郡大山村大字有峯村字出原地内ニテ、山腹土留工、護岸工、積苗工、堰堤工、床固張石工ノ砂防工事ヲ施行シタリ、本工事ハ明治三十九年七月十二日着手シ、全年十月十七日、竣功シタルモノニシテ、之ニ要シタル金額ハ金壹萬參千七百參拾四圓六拾貳錢六厘、内國庫補助金九千五百五拾六圓四拾壹錢七厘トス、明治四十年度ニハ、同字地内ニテ前年度ニ於テ施行シタル工法ノ外、排水路、張石工及筋管工ヲ加ヘ、砂防工事ヲ施行シタリ、本工事ハ明治四十年五月一日着手シ、全年十月三十一日竣功シタルモノニシテ、之ニ要シタル金額ハ金貳萬四千九百六拾壹圓七拾錢參厘、内國庫補助金壹萬貳千七百拾貳圓五拾錢ナリ、明治四十一年度ニハ、同字地内ニテ工費及雜費ヲ通シテ、豫算額金參萬圓ノ範圍内ニ於テ、砂防工事ヲ施行ノ豫定ナリ、

砂防指定土地ニ於ケル一定ノ行爲ノ禁止、若クハ制限ニ付テハ、明治三十八年五月、富山縣令第二十一號ヲ以テ砂防指定地取締規則ヲ設ケ、以テ鐵砲流流路ヲ扞止メ流木ハ之ヲ禁止シ、開墾地目變換、雜畑、燒畑、土石、草木竹ノ根株ノ採掘、流シ木、落シ木、石灰、焚炭ノ製造、火入竹木ノ伐採、畜類ノ放牧ハ出願許可ヲ要スルモ



ノトセリ、

二十九日、丙午工學博士高峰讓吉、藥學博士の學位を受く、

〔高岡市高等小學校報告〕

高峰讓吉ノ學位名及博士トナリシ年月日

工學博士 明治三十二年三月二十七日

藥學博士 明治三十九年十月二十九日

〔參考〕

〔高岡新報〕

明治四十一年  
十月十六日

本日來岡されたる高峯博士は、人も知る本市御馬出町五十一番地にて誕生し、明治の偉人と推戴さるゝに至しりか、前回米國より歸朝の際、是非其誕生地を視察したき希望を漏されし由なるも、多忙の身の博士は遂に素意を徹するを得ず、遺憾の念を以てして、歸米されしと聞けり、然るに今回は、祖先の展墓を國秦寺に行はるゝ事となりし序を以て、兼ての宿志を遂ぐべく、明後十八日朝、親戚諸氏と打連れて御馬出町の生誕地を視察し、永く紀念の爲めに右土地を買収さるべしといふ、因に記す、御馬出町五十一番地は、故高峰幸庵氏の住居なる

か、博士の先代が金澤に移轉さるゝ際、門弟の幸庵氏に高峰姓を名乗らせて、分家したるもの、由、

十二月己卯

一日、卯富山、高岡、岩瀬の各郵便局に電話通話事務を開始す、

〔法令全書〕

逓信省告示第五百十七號

來十二月一日ヨリ、左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス、

明治三十九年十一月二十四日 逓信大臣山縣伊三郎

名稱 位置

富山郵便局 富山市越前町

高岡郵便局 高岡市御馬出町

岩瀬郵便局 富山縣上新川郡東岩瀬町

〔金澤郵便局調査〕

電話交換業務開始

局名 開始年月日

局名 開始年月日

今上天皇明治三十九年

九三一



富山 明治卅九年十二月一日 高岡 明治四十年十一月五日  
 伏木 同 四十一年一月六日 特設 岩瀬 同 四十一年三月一日 特設  
 新湊 同 四十一年一月十一日 同 石動 同 四十年十二月六日 同

是歲、日露戰役紀念林を經營す、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

日露戰役紀念森林

縣有基本財産ノ蓄積ヲ圖リ、日露戰後ニ於ケル大捷ノ紀念ヲ永遠ニ貽サンカ  
 爲メ、明治三十九年ニ於テ、戰後紀念森林設置ノ計畫ヲ立テタリ、同計畫ハ公私  
 有ノ荒廢林地ヲ利用シテ、地上權ヲ設定シ、毎年四十町歩ヲ新植シテ、二十六ヶ  
 年間ニ總面積一千町歩ノ大森林造成ヲ目的トシタルモノニシテ、此廣大ナル  
 面積ハ到底一ヶ所ニ於テ得ヘカラサルノミナラス、造林上ノ規範ヲ一般ニ示  
 スノ要アルヲ以テ、適當ノ位置ヲ考查シ、之ヲ六ヶ所ニ設置シタリ、而シテ三十  
 九年ニ於テハ、樹苗圃ヲ設ケ、造林上諸般ノ設備ヲ施シ、四十年ヨリ婦負郡卯花  
 村ノ林地ニ業ヲ起シ、扁柏及杉ノ苗ヲ植栽シタリ、

明治四十年丁未

紀元二千五  
百六十七年

一月 庚戌

十五日、甲子島田孝之歿す、

〔中越明覽〕

中越の地、政治家の泰斗、實業界の英物として、聲望傑出するもの  
 あり、島田孝之其の人なり、君は嘉永三年五月を以て東礪波郡般若野村に生る、  
 名は孝之、字は維則、初名は孝太郎、克堂、湘洲、歐東は其號なり、少くして句讀を郷  
 先生河合神城に受く、成童に及んで業に已に出藍の稱あり、壯に及び金澤、京都、  
 東京に遊ぶ、同窓の諸生皆推して表準と爲せり、君人と爲り慷慨にして氣節を  
 尙び、其の學を修むる特に歴史を好み、古英雄の言行を慕へり、其野上文山の學  
 舎に入るや、上等級に在り、後進に教授す、其文章を屬する月旦評毎に、同列を抜  
 きて高點を得たり、文山會て君の文章を評して、山陽翁の氣格を帶ぶと云へり、  
 既にして詩文を廢して、政治經濟に關する書籍を講究す、明治六年、政府學制を  
 頒布するに當て、君自ら東京に出て、實施法を視察し、歸て新川縣講習所に入り、  
 一等訓蒙を命せられ、小學の監督に任せらる、八年、十三中學區内教務監督に任  
 して、區内の學事を統督す、時の縣令山田秀典大に君の秀才を愛す、九年五月新  
 川縣廢せられ、山田氏青森縣令に轉任するや、其の十月、君同縣に召され野邊地



警察署長に任せらる、十三年奥羽地方虎列拉病流行し、津輕各郡に蔓延するや、君以爲く悪疫は猶戰の如し、一日の時機を誤れば則ち幾多の人命を殞せんと、縣令の命を待たずして越權專行す、然れとも縣令山田氏措て問はず、速かに悪疫を撲滅し幾萬の慘禍を免かれしめたるは、實に此臨機の處置に由れり、是より先き、府縣會、郡區町村編制法、地方稅、三新法の發行ありて、人民漸く地方政治に參するの端緒を啓きたるより、歸郷の念勃發して自ら制する能はず、十四年四月を以て、職を辭し郷里に歸る、略○中是歲政府に開拓使官有物拂下の議起り、民間の議論湧起して、演説に新聞に非難の聲喧し、君同志者を糾合して北辰社を起し、大に地方人士の團結を計る、十五年、全國の有志者各地に政黨政社を組織し、一時政論四方に勃興す、是に於て君北辰社友、及び富山の自治黨、射水郡の相益社員、高岡越中義塾の重も立ちたる有志者と相謀り、越中改進黨を樹立せり、黨員千六百名、總理を置かず、幹事を以て黨務を處理す、君及び米澤紋三郎、大橋十右衛門、入江直友の四名幹事たり、同年九月君單身東京に出で、先づ大隈重信、前島密の二氏を訪ふて意見を聞き、又矢野、小野、藤田、島田、箕浦、尾崎、犬養等の諸氏と議論を上下し、寡人政治の改革せざるへからざるを察し、特に小野氏

と深く交り、辯を掀し卓を圍みて時事談に唇を移したり、是時石川縣會議員當選初選の報に接したるも、君は一縣の事を以て天下の大事を忽慢に付するに忍びず、滯京して多數の政友を叩き、一意専心時事を討論せり、遂に藤田茂吉、久松義典の二氏を同伴して歸郷し、地方各處に政談演說會を開き、進んで加賀、能登二州に入り黨員を募る、之に因て加越能三國の改進黨始て起る、是時に方て越中改進黨二派に分離せり、一は全國同主義の士と結托せんが爲めに立憲改進黨に同盟せんとするもの、一は地方限りの團結を保存せんとする者にして、議論相持して下らず、君斷然同志者を糾合し、立憲改進黨に同盟せり、十六年五月、石川縣より分離し、富山縣の新置せらるゝや、君縣會議員に當選し、同時に礪波教育會々長に任す、六月礪波郡聯合會々長に選はれ、七月常置委員に推され、又礪波郡公立衛生會々長に選任せらる、十七年、大橋十右衛門能州の勝山修藏、能野喜太郎、加賀の猪股節太郎、平出雄等の同志と謀りて三州の改進黨親睦會を能登輪島に開く、東京より吉田熹六、大阪より久松義典、高田より俣野中時等の黨友を會合して、俱に能州の演說會懇親會に臨む、尋て越の同志者と相謀り、高岡に於て同會を開く、是歲冬、改進黨總理大隈重信、河野、前島、北島等の諸先輩、



改進黨々籍を去る、君以爲く先輩退くも改進黨は解體す可らずと、翌十八年二月、改進黨の總會を東京に開く、君東上して之に列せり、○中 歸郷の後、縣會議員に當選し、三選 常置委員たり、茲に於て同志安念、大矢、石崎、西能等の黨友諸氏と袖を聯ねて、地方議會に立つに至れり、十九年五月、富山縣臨時縣會に於て、國道改修の事を議決するや、總代として國庫の補助を請はんか爲め、上京委員に任せり、十月議長に選舉せらる、是歲、北辰雜誌を發行し、其機關と爲し、君亦快筆を揮ふて時事を痛論す、二十年四月、礪波義倉金穀會議長に、五月地方衛生會委員に命せらる、十月第四高等中學校區域委員會委員に、礪波郡所得稅調査委員に選任す、此月同志の士田村、大橋、安念、菅野等の諸氏と相謀り、縣會議員一同發起人となりて、有志の大親睦會を富山に開く、當時君の企圖せし所は、從來中越地方改進黨、自由兩黨軋轢し、氷炭相容れざるは、最も遠圖なきものなり、今にして小黨分裂の弊害を免除せざれば、則ち天下の大計を誤る、此際各人區々の私情を去り以て地方の一大團結をなし、羽翼して以て政界に進むは是れ今日の急務なりと云ふにあり、遂に一時兩黨を連合調和するを得たり、是に於て君發起人總代として憲法の發布、地租輕減、集會、言論に關する規則改正の件を政府に建

議せんと發議す、全會の協贊を得たるも、建白捧呈の手續に至り、請願、建議の二派に分れ、遂に分裂せり、君建白を起草し、全管五郡同志人民二千餘名より、其上京陳情委員に推され、翌春を以て上程するに決せり、當時民間の政論激昂し、二十一年に在りては、北陸、東山地方の諸縣會は中止、或は解散の不幸に遭遇せしに、獨り富山縣のみ平穩に議會を終局せり、蓋し君が整理の行届きたるの致す所なり、是より先き條約改正の廟議あり、非難の聲天下に轟然たり、全國の志士、羣下に雲集して、建議し以て井上外務大臣の改正案を攻撃す、十二月を以て内閣は霹靂一聲、保安條例を發布して、在京の壯士五百餘名を京城三里以外に退去せしむ、人心恟々たり、同志者之を憂ひ、時機を俟たんことを忠告するも、君已に心に決したる以上は復た遲疑すべきに非すと、斷然遂に上程す、○中 君の東京に達するや、大木元老院議長、伊藤内閣大臣に面謁して、親しく建白の要旨を悉くし、併せて地方の民情を具陳す、君が在京の間、暗に警官の偵察する所となりたれども、保安條例に觸れずして志望を達す、略 ○中 是歲五月、北陸鐵道布設の發起あるや、君關野善次郎、馬場道久等と共に創立委員並に請願委員に推されて東上す、同年七月、礪波郡農商工會々長に選はれ、廿二年二月十一日、内務大



臣の召集に應じ、宮中に於て帝國憲法發布の大典に參列せり、略同年五月君は肥塚龍、山田一郎、市島謙吉の諸氏を招き、縣下各所に於て政談演說會を開き、以て大に黨勢を擴充せり、時に大隈外務大臣條約改正案に關して世論紛起し、非難の聲と贊成の聲は斷行中止の二派に別れ、争ふて政府に上書建白するに至れり、君は之を贊し、速に改正斷行を請ふの建白を元老院に捧げたり、九月、東京に於て改進黨臨時總會、及同志懇親會大演說會を開く、君地方同志者十餘名を伴ひて上京し、地方委員となりて斡旋せり、君の政治主義の爲め東西の奔走は年一年より頻繁を極め、是の歲早春、東京に之き、夏石川縣に赴き、新潟縣に走り、九月又東京に上れり、君の政治上に計畫する所は常に秩序を逐ふて進歩するあらんことを期せり、然れば先づ中越に在て其郷保の團結を計り、其生誕の地たる礪波郡に於ては、同志諸友と相謀りて俱樂部を設立したり、名けて礪波俱樂部と云ふ、又富山全縣同志者と謀りて設立したる者は、之を越中俱樂部と稱す、各郡市俱樂部員の萃を拔きたる者を以て組織し、中央部と爲したり、略廿三年三月、越中俱樂部の會議に於て君を推して其部長と爲し、因て縣下一致の運動を爲すの議を定む、同月君政況視察を兼て東上し、四月改進黨大會に列

して全國の黨員と前途の大計を畫策し、政綱調査の爲め評議員會に於て、君島田、三郎、尾崎、藤田、箕浦、其他の十二氏と政綱調査委員に選はる、越へて七月、四區衆議院議員候補者に選はれて當選せり、同年十一月、衆議院常任委員に當選し、二十四年七月、教育會名譽會員に列し、第二議會解散せられ、二十五年、再び撰出せられしも、選舉干涉の爲めに、一時落選の不幸を見しと雖も、超へて二十六年六月に至り、當選訴訟は遂に君の勝訴に歸し、當選確定せり、同年十二月、第四議會解散せられ、翌二十七年三月、三たび衆議院議員に當選せり、第五議會更に解散せられ、同年九月、四たび當選す、二十八年、中越鐵道會社を起し、其取締役となり、同年五月、内閣より水産調査委員を仰付らる、略廿五年五月、富山日報社長に推薦せられ、同年九月、富山縣農工銀行設立委員を命せられ、卅一年四月、中越鐵道社長に、五月農工銀行頭取となる、卅四年一月、更に重任し、卅七年一月、三たび重任し、今尙在職中に屬す、同年二月、富山商業會議所特別會員となりし等、其帶ぶる所の公職、擧げて數ふべからず、抑も君が政治社會に出てしより二十餘年、其間艱難を辭せず、勞苦を厭はず、東奔西走以て其主義の爲に盡したり、其精神の堅忍不拔たる遂に能く偉大の功績を奏し、同志者と云はず、反對黨と云は



す地方の人材と稱するに其辭を二にせず亦實に一世の名士と謂ふべし、

〔富山日報社調査〕 島田孝之明治四十年一月十五日死亡、

三月己酉

十二日、庚申、神饌幣帛料供進の神社を指定す、

〔富山縣報〕

富山縣告示第七十六號

明治三十九年四勅令第九十六號ニ依ル神饌幣帛料供進ノ神社左ノ通指定ス、  
明治四十年三月十二日 富山縣知事 川上親晴

縣社

鎮座地名

社名

- |                |          |
|----------------|----------|
| 中新川郡滑川町大字神明町   | 櫛原神社     |
| 中新川郡立山村大字立山村   | 雄山神社     |
| 下新川郡三日市町大字三日市村 | 八心大市比古神社 |
| 婦負郡鵜坂村大字鵜坂村    | 鵜坂神社     |
| 射水郡伏木町大字一ノ宮村   | 氣多神社     |

- |              |       |
|--------------|-------|
| 射水郡新湊町大字放生津町 | 八幡宮   |
| 東礪波郡高瀬村大字高瀬村 | 高瀬神社  |
| 西礪波郡埴生村大字埴生村 | 護國八幡宮 |
| 富山市柳町        | 於保多神社 |
| 富山市山王町       | 日枝神社  |

郷社

鎮座地名

社名

- |                |        |
|----------------|--------|
| 上新川郡新庄町大字町新庄村  | 新川神社   |
| 上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町 | 諏訪神社   |
| 中新川郡滑川町大字西町    | 加積雪島神社 |
| 中新川郡東水橋町大字東水橋町 | 水橋神社   |
| 下新川郡魚津町大字神明町   | 神明宮    |
| 下新川郡泊町大字泊町     | 八幡宮    |
| 射水郡柿田村大字串田村    | 柿田神社   |
| 氷見郡氷見町大字中町     | 日宮神社   |



東礪波郡中田町大字中田町	移田八幡宮
東礪波郡井波町大字井波町	八幡宮
西礪波郡福光町大字福光村	宇佐八幡宮
西礪波郡石動町大字今石動町	愛宕神社
西礪波郡石動町大字福町村	神明社
富山市藤井町	愛宕神社
富山市鹿島町	鹿島神社
富山市千石町	神明宮
富山市中野町	白山神社
高岡市堀上町	關野神社
高岡市横田町	有磯神社
村社	

○省略

富山縣訓令甲第十一號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依ル神饌幣帛料ハ例祭ニ限リ、供進スル儀ト心得ヘシ、

明治四十年三月十二日

富山縣訓令甲第十二號

富山縣知事 川上親晴

郡役所 市役所 町村役場

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依ル神饌幣帛料ヲ供進スルトキハ、郷社ヘハ郡官吏又ハ市吏員、村社ヘハ市町村吏員ヲ適宜參向セシムヘシ、

明治四十年三月十二日

富山縣知事 川上親晴

〔參考〕

〔富山縣報〕

富山縣告示第一百七號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依ル神饌幣帛料供進ノ神社、左ノ通指定ス

明治四十年四月十二日

富山縣知事 川上親晴

郷社



鎮座地名	社名
上新川郡大久保村大字鹽村	多久比禮志神社
中新川郡宮川村大字森尻村	神度神社
下新川郡加積村大字吉島村	建石勝神社
婦負郡速星村大字御門村	速星神社
同 郡保内村大字三田村	白鳥神社
射水郡堀岡村大字古明神村	草岡神社
同 郡作道村大字作道村	道神社
氷見郡阿尾村大字北八代村	箭代神社
東礪波郡雄神村大字庄金剛寺村	雄神神社

富山縣告示第三百三十三號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依ル神饌幣帛料供進ノ神社、左ノ通○左記の指定ス、

明治四十年四月二十六日 富山縣知事川上親晴

村社

四月庚辰朔

二十五日、庚辰縣立藥業學校を富山市に開始す、

〔富山縣報〕

富山縣告示第三百三十一號

明治四十年四月二十五日、富山縣立藥業學校授業ヲ開始ス、

明治四十年四月二十五日 富山縣知事川上親晴

〔參考〕

〔富山縣報〕

富山縣告示第四百四號

富山縣立藥業學校ヲ富山縣富山市山王町ニ設置ス、

但シ授業開始ノ期日ハ更ニ定ム、

明治四十年四月一日 富山縣知事川上親晴

〔富山縣立藥業學校調査〕

今上天皇明治四十年



共立富山藥學校ハ、市内藥業家ノ設立ニ係リ、明治二十七年二月一日、開校式ヲ舉ケ授業ヲ開始シ、同三十三年五月二日、共立富山藥學校ヲ富山藥業學校ト改稱ス、

同三十四年六月一日、市立富山藥業學校ト改稱シ、同四十年三月三十一日、廢校トナル、

三十日、**縣立高岡高等女學校**を開始す、

〔富山縣報〕

富山縣告示第三百三十二號

明治四十年四月三十日、富山縣立高岡高等女學校授業ヲ開始ス、

明治四十年四月廿六日

富山縣知事川上親晴

〔參考〕

〔富山縣報〕

告示第八十九號

富山縣立高岡高等女學校ヲ富山縣高岡市博勞町ニ設置ス、

但シ授業開始期日ハ更ニ定ム、

明治四十年三月二十三日

富山縣知事川上親晴

富山縣告示第五百五十九號

富山縣立高岡高等女學校位置ヲ高岡市横田町、及射水郡横田村大字横田村ニ變更ス、

但シ當分ハ從來ノ假校舍ニ於テ授業ス、

明治四十年六月七日

富山縣知事川上親晴

是月、射水郡伏木町に**北陸人造肥料株式會社**の創立あり、

〔富山縣内務部勸業課調査〕

北陸人造肥料株式會社ハ、射水郡伏木町ニ在リ明治四十年四月ニ創立、同年十一月廿二日ニ事業ヲ開始セリ、資本金ハ壹百萬圓ナルモ、現在拂込高ハ貳拾五萬圓ナリ、

五月 朔 庚 戊

一日、**日本赤十字社富山支部病院**を設置し、**私立富山病院**を廢して之に充



〔日本赤十字社富山支部調査〕

明治四十年五月一日、市立富山病院ノ後ヲ受ケ、日本赤十字社富山支部病院ヲ設置ス、

六月<sup>朔</sup>辛巳

一日、<sup>辛巳</sup>浮水郡伏木町火あり、

〔伏木警察署調査〕

明治四十年六月一日、伏木町大字湊町峰谷外吉ヨリ出火シ、家屋百七十四棟倉庫四棟、納屋拾八棟ヲ焼失セリ、此被害額六萬六千百五拾餘圓ニシテ、人畜ニ異状ナシ、

十四日、<sup>甲午</sup>浮游水雷爆發處分の爲め、水雷驅逐艦朝霧、伏木港に來り、乗組海軍士官外一名、端艇覆没せし爲め溺死す、

〔伏木町役場調査〕

明治四十年五月廿一日、水雷艇六十二號、六十三號伏木港ニ入港シ、翌二十一日、繫留ニ係ル日露戰役浮游水雷ヲ爆發セシム、同六月十四日、水雷爆發ノ爲メ、驅逐艦朝霧來港シ、水雷二個海中ニ繫留シアルヲ爆發處分ノ爲メ、艦内ヨリ海軍

中尉河村梅丸ハ二等兵曹伊藏虎次外八名ヲ指揮シ、端艇ニ乗組ミ水雷處分中、激浪ノ爲メ端艇覆没シタルニヨリ、伏木警察分署長萱島警部ハ巡查ヲ指揮シ、端艇ニ乗組ミ百方救助ニ務メタルモ之レ又覆没シ、不幸ニシテ前記二名ハ終ニ溺死シタルモノニシテ、翌十五日、軍艦村雨更ニ來港シ、種々死体ノ捜査ニ從事セシモ、發見セシテ十八日、兩艦出港シタリ、其夜二十四日、二十五日ノ兩日、死体發見シ、伏木町長祭主トナリテ之ヲ葬レリ、

〔參考〕

〔射水郡伏木町役場調査〕

伏木入港軍艦名及其年月日

明治二十九年六月三日	日	軍艦	吉野
同	六月六日	同	鎮遠 松島 須磨
同	三十一年五月三十一日	同	千代田
同	七月三十一日	同	吉野
同	三十五年八月三日	同	富士
同	三十六年五月二十五日	同	吉野 千歲